

日本馬術連盟競技会規程 第 27 版

序 文

本規程は、日本馬術連盟(以下本連盟という)が主催および公認する競技会において適用する規程を定めるものである。なお、条項は国際馬術連盟（以下 FEI という）が制定する各種競技会規程に準拠するものとし、除外する条項についてはその都度明記する。

本規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。予測しがたい異例の事態が発生した場合は、できる限り本規程と FEI 諸規程の趣旨に沿い決定を下すのが競技場審判団あるいは組織の任務である。記載されていない事項の場合は、本規程と FEI 諸規程との最大限の整合性をとり、常識とスポーツマン精神に則って解釈されるべきである。

第 1 編 競技会規則

第 1 章 総 論

第 101 条 競技者

1. 主催及び公認競技会認定種目に出場する競技者は、日本国籍を有する者で本連盟の認定する騎乗者資格 A 級または B 級を取得している者であること。
2. 外国籍の選手の取り扱いは次の通りとする。
 - ① FEI 公認競技に出場する選手は、FEI 一般規程に基づく所属 NF からの国際エントリーの提出により、騎乗者資格 A 級取得者扱いとして情報管理を行う。
 - ② 本連盟主催・公認競技会に出場する選手は次のいずれかを選択することができる。ただし、いずれの場合も各全日本大会の選手権競技には出場できない。
 - i. 都道府県馬術連盟経由または日馬連に直接会員登録する。この場合、FEI 一般規程に基づく所属 NF 発行のゲストライセンスの提出により、騎乗者資格 B 級取得者扱いとする。
 - ii. FEI 一般規程に基づく所属 NF 発行のゲストライセンスの提出に加えて、情報管理料（10,800 円）の納入により、騎乗者資格 B 級取得者扱いとして情報管理を行う。なお、当該選手を所有者として乗馬登録をする場合については第 102 条に示す。
3. 競技会で使用する所属名称は、選手が参加申込を行う際に申告した団体の名称を使用する。なお、使用できる名称は、本連盟の団体普通会員、組成団体の加盟団体または都道府県馬術連盟とする。
4. 国民体育大会の参加資格については、国民体育大会実施要項総則 5（参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準）、馬術競技実施要項、国体馬術競技会規程を適用する。

第 102 条 競技馬

1. 主催および公認競技会に参加する競技馬は、参加申込みの際に本連盟乗馬登録が完了していること。
2. 第 101 条 2. ② ii の選手が所有者となって登録する乗馬については以下の通り取り扱う。
 - ① 乗馬登録関連の手数料はすべて半額（新規・更新・変更）とするが、当該馬の所有者を当該外国

籍選手から当連盟の会員に変更する場合は、新規登録料の差額分を納入すること。それ以降の手数料は通常の額とする。

② 主催・公認競技会においては当該競技の参加資格のあるすべての選手が騎乗することができ、その成績は当該馬のポイントに加算される。ただし、全日本大会において騎乗できるのは当該外国籍選手に限る。

3. 外国籍選手が騎乗して FEI 公認競技に出場する乗馬については日馬連登録を義務付けない。その場合、当該競技の結果は日馬連システムには掲載するが、全日本大会出場のためのポイントは付与しない。

4. 主催競技会に参加する競技者は、乗馬登録証を携行しなければならない。

第103条 競技成績

1. 主催および公認競技会の実行委員会は、別に定めるところにより、全成績記録を作成の上、競技会終了後 1 週間以内に本連盟に報告しなければならない。
2. 主催競技会実行委員会あるいは公認競技会主催者及びその審判長からの報告に基づき、選手・馬匹の競技成績をデータベースに登録するものとし、自由に閲覧できるものとする。
3. 記録の範囲は、本連盟に登録されている選手及び馬匹とする。
4. 成績証明書発行申請を行う場合、競技会成績証明書発行手数料（5,400 円〈税込〉）を添えて申請する。
5. 本連盟が承認した公認競技会に対して、本連盟会長名の賞状を 1 枚提供する。なお、対象競技は、主催者が 1 競技を指定することができる。また、賞状を提供する競技には本連盟会長杯名義を使用することができる。ただし、経費は主催者の負担とする。

第104条 参加申し込み

1. 主催および公認競技会への参加申し込みに関する責任は、選手が負うものとする。
2. 事実と異なる事項を記載または実施要項に記載された資格及び条件に違背するところがある場合、当該競技に参加することはできない。

第105条 広告と宣伝

1. 国民体育大会を除く全ての競技会において、選手は衣類や装具のメーカー名またはスポンサーのロゴの入った服装を着用することができる。
2. 各競技規程に記載がない場合は、競技場内あるいは表彰式の際使用できる個人スポンサーまたはチームスポンサーの名称やロゴの大きさは下記による。
 - ・鞍下ゼッケンの側面は両側とも 200 cm²以内
 - ・ジャケットは、12 cm²以内
3. TV 契約で認められていれば、アリーナの側面と障害物に広告を表示することができる。スポンサー付き障害物の規格詳細は、本規程の第 208 条 3 に網羅されている。
4. 本条項でいう競技場内とは、選手が審査を受ける場所と馬体検査を受ける場所全てを含む。

第106条 危険の回避

競技審判団が危険であると判断した場合は、関係役員と協議の上、危険の回避に努めなければならない。なお、実施要項等を変更する場合は、周知徹底しなければならない。

第107条 虐待行為

1. いかなる人物も競技会の開催中、あるいはその他いかなるときにも馬の虐待行為を行ってはならない。「虐待行為」とは次にあげる何れの行為も含め、またこれに限定することなく、馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる行為、あるいは不作為をいう：

- ・馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること
- ・過度に、または執拗に拍車をすること
- ・銜、あるいはその他の器具で馬の口を突く行為
- ・疲労している馬や、跛行している馬、負傷している馬で競技に出場すること
- ・馬の「肢たたき」をすること
- ・馬体のいかなる部分であれ、知覚過敏処置あるいは知覚鈍麻処置を取ること
- ・十分な飼料や飲水を与えなかったり、あるいは運動もしない状態で馬を放置すること
- ・障害を落下させた時に馬に過剰な痛みを与える装置や器具を使用すること

2. 馬への虐待行為を目撃した者は、直ちに抗議書式（第129条）にて報告しなければならない。競技会開催期間中に、あるいは競技会に直接関連して馬への虐待行為を目撃した場合は、抗議（第129条）として役員へ報告するものとする。その他の時期に馬への虐待行為を目撃した場合は、JEF 司法委員会へ付託のため抗議（第129条）として JEF 理事長へ報告しなければならない。

第108条 選手の保護

1. 競技場審判団は、医事担当役員と協議のうえ、重症あるいは重症になり得る怪我や健康状態のため競技継続は不適格である選手について、いつでも競技あるいは競技会全般から外することができる。

第109条 馬の保護

1. 競技会期間中、参加馬の治療行為は、馬への福祉および人馬の安全確保のため、原則として禁止する。ただし、事故や急病に対処するため主催者側の許可を得たときは治療することができる。
2. 緊急を要する治療を行ったときは、治療後に主催者に届け出なければならない。
3. 主催者の許可を得た治療であっても、その治療が競技成績に影響を及ぼすと判断されたときは、競技場審判団が、獣医師団長/獣医師団と協議のうえで、競技に継続参加できるかを決定する。また、治療後の競技成績を無効とすることがある。
4. 馬が禁止物質による処置あるいは治療を受けながら競技会に参加できるか否かは、JEF 獣医規程に定める手順に従い、獣医師団長あるいは獣医師団の勧告を受けて競技場審判団が判断する。

第110条 準備運動場

準備運動場については、各競技者同一の条件で行うこととし、特定の競技者または馬匹のみが優遇されてはならない。

第111条 損害賠償保険

1. 主催競技会への参加申込みにあたっては、何らかの傷害保険への加入を条件とする。
2. 本連盟は、主催競技会開催の都度、参加競技者及び関係者に対し、団体加入損害賠償保険の契約を行う。この場合、保険料は、当該大会の実行予算にて負担する。また公認競技会においても損害賠償保険の加入を推奨する。

第112条 審判員等

主催および公認競技会に従事する審判員、コースデザイナー、スチュワードは、本連盟が認定する資格を有する者とし、各種規程に従って任命されなければならない。

第2章 日本馬術連盟主催競技会

第113条 名称

規約第19条に規定する主催競技会のうち全日本馬術大会の名称は、接頭辞として回数及び接尾辞として実施年（西暦）を付して表示する。

第114条 分割

全日本馬術大会は、分割して実施することができる。分割した場合は、競技会名の接尾辞の後に「パートⅠ」または「パートⅡ」を付すものとする。

第115条 実施要項

主催競技会の実施要項は、当該競技本部が作成する。

第116条 開催日程

主催競技会の開催日程は、前年の12月末日までに各競技本部が取りまとめ理事会の承認を得て公表する。

第117条 参加資格

主催競技会における参加資格は、それぞれ次のとおりとする。

1. 1 全日本障害馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）
 - ① 公認競技会における馬のポイントにより出場権を得た馬匹。
 - ② 障害馬術本部が推薦する馬匹。
1. 2 以下に該当する選手が全日本障害馬術大会パートⅡの中障害Cまたは中障害Dに参加する場合には、騎乗馬匹の年齢を7歳以下に制限する。但し、競走馬からの転用馬に関しては、競走馬の登録抹消日から3年以内であれば、馬匹の年齢が8歳以上でも参加することができる。
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降に実施された公認競技会または主催競技会において、大障害種目に出場した選手
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅠで実施された大障害飛越競技以外のいずれかの種目（予選競技を含む）で10位以内に入った選手
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降にナショナルチームに認定されているもしくは認定されていた選手
2. 全日本馬場馬術大会
 - ① 公認競技会における馬のポイントにより出場権を得た馬匹。
 - ② 馬場馬術本部が推薦する馬匹。
3. 全日本総合馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）は、実施要項にて規定する。
4. 全日本エンデュランス馬術大会は、実施要項にて規定する。
5. ヤング、ジュニア、チルドレンについては、各大会実施要項にて規定する。

第118条 推薦基準

- 1 前条における本部推薦の基準は以下の通りとする。
 1. 1 全日本障害馬術大会
 - ・対象となる選手はナショナルチームのメンバーとする。
 - ・対象大会は全日本障害馬術大会パート I とする。
 - ・騎乗する馬匹は、1 選手 3 頭までとし、選手・馬匹参加料は無料とする。
 1. 2 全日本馬場馬術大会
 - ・対象となる選手はナショナルチームのメンバーとする。
 - ・対象大会は全日本馬場馬術大会とし、選手権競技のみとする。
2. 推薦での出場頭数は、総馬匹数の概ね 2 割以内とし、推薦依頼が多数の場合は過去の実績と会場の厩舎数をもとに各競技馬術本部が選考する。
3. 推薦の選手及び馬匹は大会プログラムにその旨明記する。
4. 全日本障害馬術大会パート I およびパート II の各大会において、ランキングポイントによる出場権獲得馬リストの発表後、規約第 6 条の地域区分において出場資格獲得馬が 5 頭未満の場合、以下の条件により地域参加枠を配分する。
 - ・獲得馬が 2 頭以下の場合 → 地域参加枠 3 頭
 - ・獲得馬が 3 頭の場合 → 地域参加枠 2 頭
 - ・獲得馬が 4 頭の場合 → 地域参加枠 1 頭
 - ・獲得馬が 5 頭以上の場合 → 地域参加枠 0 頭
5. 地域参加枠で出場する人馬は、ポイント対象期間の公認競技会においてグレード宣言しているクラスで 1 回以上の完走実績があること。
6. 全日本障害馬術大会に出場できる種目は、宣言しているグレードと同一であること。

第119条 ジュニア層の年齢区分

1. ジュニア層の年齢区分は以下の通りとする。

チルドレンライダー	10 才となる暦年の始めから 16 才となる暦年の終わりまで
ジュニアライダー	14 才となる暦年の始めから 18 才となる暦年の終わりまで
ヤングライダー	16 才となる暦年の始めから 22 才となる暦年の終わりまで
2. 全日本馬場馬術大会においては、全日本選手権に出場する選手はヤングライダー選手権あるいはジュニアライダー選手権に重複して出場することはできない。なお、その他においては実施要項にその都度明記する。

第120条 大会役員の編成

1. 主催競技会の大会役員編成は、別表 3 による。
2. 国民体育大会馬術競技の県外競技役員編成は、別表 4 による。

第121条 実施競技

実施する競技は、国内最上位クラスで行う選手権競技のほか、理事会で承認する競技とする。

第122条 開催

全ての主催競技会は、当該競技本部が実行委員会を編成して準備・運営にあたり開催する。

第123条 開催地の選定

会場地については、当該競技本部が選定を行い理事会に報告する。

第124条 個人情報の取り扱い

日本馬術連盟プライバシーポリシーに従うこととする。

第3章 法務制度

第125条 序文

1. 法務制度を以下の通り定める。
 1. 1 定款、規約、諸規程に基づいて任命された役員と団体の法的権限と責任
 1. 2 科罰の範囲
 1. 3 JEF 管轄下にある個人や団体の行為あるいは行動に対する抗議と報告を行う手順
 1. 4 定款、規約、諸規程に基づいて職務を遂行する個人や団体が下した決定または科罰に対する上訴の手続き
2. 抗議あるいは上訴に対して判断を下すにあたり、この任にあたる期間は書面や口頭の類を問わず入手可能な証拠を検証して、可能であれば当事者全員から聞き取り調査を行い、これに関わる物証全てを考察し、いかなる場合も偏りのない公正な判断を下すよう尽力しなければならない。

第126条 利害の抵触

JEFにおいて何らかの役職についている個人が、他者の行動の動機づけに影響を与える可能性がある、または影響を与えられると思われる多様な利害の一つでも関わっている、または関わっていると思われる場合は、実質的な利害の抵触が存在すると言える。

利害の抵触とは、JEFを代表するか、あるいはJEFのためまたはJEFの代理としてビジネスまたはその他の取り引きを行う際に、客観性に影響を与える可能性がある、あるいは影響を与えられる、家族関係を含む、個人的な関係、職業上の関係または金銭的な関係と定義づけられる。

回避可能な利害の抵触は回避しなければならない。しかし、利害の抵触はオフィシャルとして必要な経験や専門性に関連している。利害の抵触と専門性とのバランスは当該競技種目規程に規定されるべきである。(JEF)

第127条 競技場審判団－任務

1. 競技場審判団は、競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生した事柄について、同審判団の管轄期間内に提出されたすべての抗議と報告を処理する権限を有する。
2. 競技場審判団の管轄期間は、主催者と選手関係者の公式ミーティングあるいは1回目のホース・インスペクション開始の1時間前に始まり、各々の競技種目に応じ、その種目の最終成績発表後30分までとする。

3. 獣医師医療がからむ特殊な事例であり、上訴委員会が設けられていない場合には、競技会の獣医師団 団長あるいは獣医師代表を顧問の資格で競技場審判団に加わるよう招請しなければならない。
4. 役員（JEF が任命した役員を除く）、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、競 技場審判団は以下の科罰を科することができる：
 4. 1 警告；
 4. 2 50,000円までの罰金－JEF へ支払うこと；
 4. 3 競技から1頭あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭につ いて、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から 失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技会開催中に即時失格処分とし、上訴委員会（上訴委員会が設 置されていない場合は JEF 司法委員会）へ付託する。
5. 決定は書面にて当事者に通達されなければならない。科罰を伴う場合は公認競技会審判長がこれを 記録しなければならない。
6. 以下の場合には競技場審判団のくだした決定に対して上訴はできない：
 6. 1 決定に関わる疑義が競技中における実際の演技観察、あるいは演技に対して与えられる得点な どの場合；
例（これに限定されるものではないが）：
障害落下があったかどうか、馬が不従順であったかどうか、馬が障害を拒止したのか飛越中の障 害落下なのか、落馬あるいは人馬転倒か、コンビネーション障害で馬が巻乗りをしたのか、拒 止かあるいは逃避か、走行に要した時間はどうかであったか、時間内に障害を飛越したか、競技 規程に基づいて判断した場合に、選手が通過した特定経路は減点対象となるかどうか。
 6. 2 ホース・インスペクション不合格の場合を含め、獣医学的理由による馬の失権；
 6. 3 科罰が追加されることのない警告の発令；
 6. 4 競技会期間中の即時失格
7. 競技場審判団は、以下の場合には上訴委員会へ付託する：
 7. 1 競技場審判団の権限を超えた事例；
 7. 2 競技場審判団の権限内ではあるが、競技場審判団が科すこのとできる科罰以上に厳しいものが 相応しいと思われる事例；
 7. 3 馬に対する虐待行為であるとの申し立てに関わるものであるが、競技を審査するという観点か ら直ちに判断が必要なわけではなく、またその主たる任務は競技の審査であることに鑑みて、上訴 委員会による対応がより適切であると思われる事例

第128条 上訴委員会－任務

1. 上訴委員会の設置が指定されている競技会では、委員長とメンバー2名以上は、競技会期間中、即 ちその管轄期間を通していつでも対応できる状況になければならない。競技場審判団に提出された 抗議が保留となっている場合は、この問題に関する競技場審判団の決定が発表されてから1時間が 経過するまで、上訴委員会は対応できる状態になければならず、またその管轄権が及ぶ範囲となる。
2. 上訴委員会は以下の事例を扱うものとする：
 2. 1 第127条6に定めるものを除く、競技場審判団のくだした決定に対する上訴。この場合は上訴

委員会の決定が最終のものとなる；

2. 2 上訴委員会に提出された抗議、あるいは競技場審判団から上訴委員会に付託された抗議、および競技場審判団の権限を超えた事例すべて；
2. 3 乗馬登録の不正行為に関する報告および予防接種歴の不備に関する報告；
3. 獣医医療に関わる事例で相応と思われる場合は、競技会の獣医師団団長か獣医師代表を顧問の資格で上訴委員会に加わるよう要請しなければならない。
4. 役員、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、上訴委員会は以下の科罰を科すことができる：
 4. 1 警告；
 4. 2 100,000円までの罰金－JEFへ支払うこと；
 4. 3 一競技あるいは競技会全体から1頭、あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技、あるいは競技会全体から1頭もしくは複数頭の馬を即時失格処分とし、(JEF 司法委員会への付託のため) JEF 理事長へ委託する。
5. 上訴委員会は以下の事例について、JEF 司法委員会への付託のため JEF 理事長へ報告するものとする：
 5. 1 その権限を超えた事例
 5. 2 上訴委員会の権限内の事例ではあるが、上訴以外の内容であり、上訴委員会が科すことのできる科罰よりも厳しいものが相応しいと思われる事例

第129条 抗議

1. 主催あるいは公認競技会に何らかの資格で関与している人物あるいは団体に対して、もしくは JEF の管轄下にある人物あるいは団体に対して、主催/公認競技会の期間中あるいはこれに関連して、もしくはその他の時点で発生した場合であっても、諸規程の遵守不履行、または共通の行動原則、公平性あるいは皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為などについて、抗議を申し立てることができる。
2. 抗議は、都道府県馬連会長、国民体育大会の参加チーム監督、役員、団体会員代表者、代表者不在の場合は競技会出場馬の管理責任者が行える。例外として馬への虐待行為に関わる抗議は、いかなる人物あるいは団体でも提出することができる。
3. 下記7項にある記載された事項を含め、競技の開催あるいは運営において、諸規程の遵守を怠った場合は、競技場審判団の管轄期間中に同審判団へ抗議を提出しなければならない。
この他の事項に関わる抗議は上訴委員会の管轄期間中に同委員会へ、また上訴委員会が設けられていない場合は競技場審判団へ提出しなければならない。
4. 競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生したのではなく、もしくは競技会終了後まで判明しなかった事柄に関する抗議は、JEF 理事長宛に報告し、これには JEF 司法委員会が対応するものとする。事例が競技会への移動中、あるいは検疫やトレーニング、環境順応期間中を含めて到着後に起きた場合は競技会に直接関連して発生したものと見なす。

5. JEF 司法委員会へ付託のために JEF 理事長宛てに提出する抗議は、当該競技会終了後、14日以内に JEF 理事長の元へ届かなければならない。
6. 抗議は書面で準備し、抗議申し立て資格のある人物が署名し、場合によってはその抗議の裏付けとなる証拠と証人の氏名と共に必要な保証金を添えて、自ら競技場審判団長あるいは上訴委員長へ提出するか、あるいは JEF 理事長へ送付しなければならない。
7. いかなる状況であっても、以下の事柄に対する抗議は競技場審判団宛てに、次の制限時間内のみ行うことができ、これらに対する競技場審判団の判断を踏まえなければ上訴委員会へ上訴する権利はない：
 7. 1 選手あるいは馬の出場資格、あるいはアリーナの馬場状態に関する抗議：当該競技開始の30分前まで；
 7. 2 障害馬術競技の障害区間における障害、コースプラン、コース全長に関する抗議：競技開始の15分前まで；
 7. 3 総合馬術競技会におけるクロスカントリー障害、あるいはコース、またエンデュランス競技のコースに関する抗議：当該競技が行われる前日の午後6：00まで；
 7. 4 競技中の不正行為や偶発事例、あるいは競技成績に関わる抗議：競技成績の発表後30分まで
8. いかなる状況であっても、JEF 理事長が、自らの裁量により正当と判断した場合においては、いかなる人物あるいは団体による抗議、いかなる人物あるいは団体に対する抗議、もしくは自ら主導して提出した抗議については、時を選ばずいかなる事柄であっても、保証金がない場合においても、JEF 司法委員会へ付託することができる。
9. 抗議を行う人物は、できれば事例の証人を立てると共に他の形態の証拠を確保し、抗議の提出先団体へ証人の同行を願うか、あるいは証人の氏名と住所を記載して正式に署名を受けた証人による陳述書を準備しなければならない。
10. 審判長/審判員、技術代表、獣医師団長は、抗議の要因となったあらゆる行為、あるいは義務不履行を JEF 理事長へ報告しなければならない（保証金なし）。

第130条 上訴

1. 正当な利害を有する人物あるいは団体であれば、規約および一般規程、競技規程に基づいて権限を与えられた人物あるいは団体がごだした決定に対して、上訴することができる。但し、容認されるものには制限がある（下記2項を参照のこと）：
 1. 1 競技場審判団がごだした決定に対する上訴については、上訴委員会（上訴委員会が設けられていない場合は JEF 司法委員会）へ
 1. 2 上訴委員会による決定に対する上訴については、JEF 理事長を通して JEF 司法委員会へ
 1. 3 JEF 司法委員会による決定に対する上訴については、日本スポーツ仲裁機構へ。このような上訴を行う人物あるいは団体は、JEF 理事長へこの旨を通知し、上訴文書のコピーを提出しなければならない。

2. 以下の事柄に対する上訴は認められない：
 2. 1 第127条6. 1～4に網羅された事例（あるいは上訴委員会が設けられていない場合にアリーナや障害、コースに関わる事例）における競技場審判団の決定；
 2. 2 競技場審判団が出した決定に対する上訴について、上訴委員会がくださった決定；
 2. 3 上訴委員会が設けられていない場合で、競技場審判団が出した決定に対する上訴について JEF 司法委員会がくださった決定
3. 上訴委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技場審判団の決定が出された後1時間以内に行わなければならない。
4. 上訴委員会が設けられていない場合、JEF 司法委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技会終了後14日以内にJEF 理事長へ提出、あるいは出向かなければならない。選手に関わる内容の上訴権は、選手あるいは馬の能力資格の問題、および競技規程の解釈にからむ問題に限定される。
5. JEF 司法委員会への上訴は JEF 理事長宛てに送るものとするが、上訴者本人またはその委任を受けた代理人が署名し、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を指定の公聴会に伴うこととし、またこの上訴は先の決定事項通知が JEF 理事長から送付された日より30日以内にJEF 理事長の元へ届かなければならない。
6. 1 日本スポーツ仲裁機構への提訴は裏付け証拠書類を伴い、スポーツ仲裁規則に定める手順に従って、日本スポーツ仲裁機構事務局へ送付しなければならない。
6. 2 スポーツ仲裁規則に示された期限以降に日本スポーツ仲裁機構の元へ届いた提訴については、検討の対象とならない。
7. 新たな証拠を上訴で提示することはできない。ただし、相当の努力を払っても第一審前の公聴会までにこの新たな証拠を得ることが不可能であったと示された場合を除く。

第131条 保証金

1. 競技場審判団あるいは上訴委員会に対する抗議と上訴には、JEF に対して10,000円の保証金を添えなければならない。
2. JEF 司法委員会への抗議と上訴には、JEF に対して30,000円の保証金を添えなければならない。
3. 馬への虐待行為にかかわる抗議については保証金を添える必要はない。
4. 日本スポーツ仲裁機構への抗議と上訴については、スポーツ仲裁規則に従って手続きを行うものとする。

第132条 抗議、上訴、および科罰の記録

1. 審判団長（総合馬術競技会の場合は技術代表）は JEF 理事長への報告書の中で、競技場審判団が受け付けたすべての報告と抗議について記載するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して競

技場審判団がくださった決定と科罰について記載しなければならない。

2. 上訴委員長は、上訴委員会が受け付けたすべての抗議、報告、上訴について JEF 理事長へ報告するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して上訴委員会がくださった決定と科罰について報告しなければならない。
3. JEF 理事長は以下について責任を負う：
 - (i) イエロー警告カードの発行の記録と JEF 司法委員会が決定した内容の通知
 - (ii) JEF 司法委員会の議事録と日本スポーツ仲裁機構の決定についての記録
 - (iii) 上記機関の決定とその発効日を当事者に通知すること
 - (iv) 公表に値すると考える決定事項、あるいは公表すべき決定事項すべてについて発表すること
 - (v) 競技会役員からの報告書の処理

第133条 裁定内容の履行時期

1. 上訴できない事例に対する裁定は即時発効し、可能な限り速やかにその旨が当事者または団体に通知されなければならない。
2. 裁定内容の通知後に上訴権の放棄が行われた場合、上訴権を放棄した当事者に対する裁定は、権利放棄の通知が JEF に届いた日に発効する。
3. 上訴可能な事例についての競技場審判団および上訴委員会の裁定は、その裁定内容の発効時期は、上訴可能期間の終了時あるいは当事者が公式に上訴権を放棄したときのいずれか早い時期となる。
4. 上訴権のある事例においても、JEF 司法委員会による第一次裁定あるいは JEF 司法委員会または日本スポーツ仲裁機構による第二次あるいは最終的な裁定内容は、当事者または団体あてに書面で通知された日あるいは JEF 司法委員会または日本スポーツ仲裁機構が特に定めた日から発効することがある。
5. 上訴委員会による第二次あるいは最終的な裁定は、当事者または団体にその内容を通知した日から発効されるべきである。

第134条 科罰

1. 適正な科罰を科すよう、決定をくだす際には以下の要因とともに、これに関連する他の要因も考慮するべきである。
 1. 1 行為あるいは義務不履行が、その違反者が選手に不公平な利益をもたらしたかどうか
 1. 2 行為あるいは義務不履行が、他の人物あるいはこれに関わる団体に物的損害を与えたかどうか
 1. 3 行為あるいは義務不履行が、馬への虐待行為に関わるものであったかどうか
 1. 4 行為あるいは義務不履行が、このスポーツに関わる人物の尊厳、あるいは誠実さを傷つけるものであったかどうか
 1. 5 行為あるいは義務不履行が、詐欺や暴力、虐待、あるいはこれに類する犯罪行為に関わるものであったかどうか
 1. 6 行為あるいは義務不履行が、故意であったと見なされたかどうか
2. 意図的ではなく、また重大な結果に至らなかった些少な侵犯や違反行為の場合は、口頭または書面による警告を課すことが適切である。

3. 特に違反者が注意を怠ったような事例では罰金を科すことが適切である。
4. 定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に明記されている場合、あるいは迅速な処置が必要な状況では失格処分が適切である。
 4. 1 競技からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬1頭、あるいは複数頭が出場リストと順位から除外され、その競技で獲得した賞金が没収されることを意味する。
 4. 2 競技会からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬1頭、あるいは複数頭が当該競技会で残りの競技への参加が禁じられることを意味し、(4.1 項に示す規定に加えて) 定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に定める場合には当該競技会でそれ以前の競技において獲得した賞金の没収も含まれる。
5. 意図的あるいは甚だしい不注意による諸規則の侵害や違反行為があった場合は、JEF 司法委員会が課す諸条件に従い、出場停止処分が適切である。事例によっては、定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に基づいて、自動的に出場停止処分となる場合もある。
 5. 1 出場停止処分は明示された期間中効力をもち、この間は当該処分を受けた人物、馬あるいは団体は、選手、競技馬あるいは役員として競技または競技会に参加することができず、JEF が管轄する競技会、あるいは規約第6章に従って JEF が管轄する競技会の運営や参画もできない。
 5. 2 出場停止処分の発効時を決定する際には、正当な科罰を執行するよう、適正な管轄団体が違反の重大性を斟酌しなければならない。
6.
 6. 1 上記3～5項に矛盾することがあっても、「馬ドーピング防止および薬物規制規程」(E A D M C R) 条項に反する事例については、E A D M C Rに定める科罰を適用する。
 6. 2 いかなる形態における馬の虐待(肢たたき、四肢の知覚過敏処置、あるいは知覚鈍磨処置、禁止されている調教方法など)も、1, 200, 000円を上限とする罰金と/あるいは3ヶ月から終身の出場停止処分が科される。
 6. 3 競技会役員または競技会に関わる第三者(他の選手、ジャーナリスト、観客など)に対する不穏当な行動には、15, 000～800, 000円の罰金と/あるいは3～12ヶ月の出場停止処分が科される。
 6. 4 いかなる種類の不正、暴力、また競技会に適用される国内法で犯罪行為と定義される行動には、100, 000～1, 200, 000円の罰金と/あるいは1ヶ月から終身の出場停止処分が科される。
7. 上記6. 2項と6. 3項に記載した違反で、それほど重大な性格のものではない場合と/あるいは各種競技会規程に定める事例について：
 7. 1 法務制度に定める手順をとらず、競技場審判団長、上訴委員長およびチーフ・スチュワードが馬の管理責任者にイエロー警告カードを手渡すか、あるいは他の適切な方法で発行する。
 7. 2 同じ馬の管理責任者が、最初に警告通知書を発行された時点から1年以内に、同じ競技会あるいは他の主催あるいは公認競技会で再度警告通知書を受け取った場合、この馬の管理責任者はその出場している競技会終了直後から自動的に2ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。JEF 理事長は、この馬の管理責任者に対して出場停止処分を通告する責務を負う。
 7. 3 警告通知書を発行した場合は、当該競技会の主催者ならびに JEF 理事長に報告しなければならない

ない。

8. 場合により罰金と出場停止処分、失格が組み合わされた科罰となることもある。罰金額と出場停止期間は前記6項のガイドラインと状況に鑑みて決定する。
9. 法務制度に則って科された罰金は、すべて JEF に支払われるものとする。組織委員会やその他の団体に支払うのではなく、請求を受けた段階で JEF へ支払わなければならない。支払いの請求を受けてから30日以内に罰金を支払わなかった者は、罰金の支払いが完了するまで自動的に出場停止処分となる。不注意により罰金が組織委員会、あるいは他の何れかの人物に支払われた場合は、JEF へ送金しなければならない。
10. JEF 司法委員会の決定により、敗訴した当事者に対して、JEF が司法手続きに要した経費として50,000～600,000円を科す場合がある。更に公聴会の開催により、あるいは審理が過度に長引いた場合、またはその他の予期せぬ事由により JEF の支払う審理経費が増加した場合は、当事者に対して更に850,000円を上限として経費支払いが命じられることもある。公正さを期して、公聴会がその他の公聴会や JEF 司法委員会の運営会合と兼ね合わせで行われる場合の JEF 負担経費は、個別に計算されるものとする。

第2編 障害馬術競技

第1章 はじめに

第200条 通則

1. 障害馬術競技とは、障害物を配置したコースを用いて様々な条件のもとで馬と選手のコンビネーションが審査される競技である。この競技は馬の自由な動きやエネルギー、技能、速度、飛越に対する従順性、および選手のホースマンシップを具現することを目的とする。競技を統制するためには厳格かつ詳細な障害馬術規程を定めることが肝要である。
2. 選手が障害物の落下、拒止、規定タイム超過などの過失を犯した場合には減点される。競技の種類によるが、減点の最も少ない選手、あるいは走行タイムの最も早い選手、得点の最も多い選手が優勝となる。
3. 障害馬術競技の多様性が推奨される。競技やコースに変化をもたせることは選手や観客の関心を高める大切な要素であり、従って本障害馬術規程は障害馬術競技に適用される諸規程を画一化するものではあっても競技の本質を画一化するものではない。
4. 一般規程と障害馬術規程に記載の要件を遵守するという条件で、障害馬術本部にて協議の上、他種の競技を許可する場合がある。各競技の詳細な競技条件は、競技会の実施要項とプログラムに明記しなければならない。JEFが競技条件を承認しない限り、組織委員会は競技を開催することが認められない。これらの競技を開催する諸条件は、書面にてFEIの承認が必要である。**(JEF)**
5. 競技はすべての選手に公平でなければならない。その為には、公式ビデオ記録（公式ビデオ記録とは、組織委員会が雇用した放送網あるいは映像会社が行う記録と考える）など、利用できるあらゆる技術的支援を駆使し、JEF諸規程に則ってその責務を遂行する競技役員を支援することが認められる。ビデオ記録がJEF諸規程に即して認可されるには、公式成績の掲示後30分以内の提出が必要である。ビデオ記録を用いて再考するか否かは審判長の判断に任される。競技場審判団がビデオ証拠を信頼し、成績発表後に競技結果を変更する場合には、このビデオ記録に元の裁定あるいは判断が誤っていたと確固たる証拠がなければならない。ビデオの使用はいかなる場合も適用される規定の範囲内とし、その使用によって現行規定を変えるものであってはならない。水濠障害については、水濠障害審判員の判断が最終である（第211条8を参照）。**(JEF)**
6. 経費 本項については主催および公認競技会では適用しない **(JEF)**
7. 組織委員会の資金上の義務については、JEFが保証するものではない。**(JEF)**
8. 主催および公認競技会で行う標準競技とスピードアンドハンディネスについては次の各項を適用する。
 8. 1. 1 水濠を設置する場合は、実施要項に明記しその幅（奥行）を示さなければならない。
 8. 1. 2 垂直障害の内、少なくとも2個は必ず最高の高さのものを設置しなければならない。
 8. 1. 3 コンビネーション障害は、3個のダブル障害または1個のダブル障害と1個のトリプル障害までとする。

8. 2 グレード及び実施基準は以下のとおりとする。(JEF)

8. 2. 1 グレードは、大障害 A、B、中障害 A、B、C、D、小障害 A、B、C の 9 区分とする。(JEF)

8. 2. 2 基準 A (ノーマル競技及びグランプリ競技) で実施する競技 (JEF)

グレード	最大高さ (cm)	最大幅 (cm)	障害物個数 (以内)	速度 (m/分)
大障害 A	160	160~180	13	375~400
大障害 B	150	150~170	13	375~400
中障害 A	140	140~160	13	350~400
中障害 B	130	130~150	13	350~400
中障害 C	120	120~140	13	350
中障害 D	110	110~130	13	350
小障害 A	100	100~120	13	350
小障害 B	90	90~110	13	350
小障害 C	80	80~100	13	325~350

※三段横木障害の幅については、上記規定にとられないものとする。

ダブルまたはトリプルのコンビネーション障害は、1 個の障害と数える。

ジャンプオフの速度は、変更できない。

8. 3 基準 C (スピードアンドハンディネス) で実施する競技 (JEF)

前記 2. 2 に記載のグレードに応じて以下のとおり増減する。

高さ：-5cm / 幅：増減なし / 速度：適用なし

第 2 章 アリーナと練習用馬場

第 2 0 1 条 アリーナ、練習用馬場、練習用障害物

1. アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬がアリーナ内にいる間は出入口をすべて閉鎖する。

2. 屋内アリーナは 800 m²以上の広さがなければならない。屋外アリーナは 3,000 m²以上の広さがなければならない。なお、正当な事由により、障害馬術本部がこの規則に関する例外を認める場合がある。

(JEF)

3. 練習用馬場

組織委員会は、適正なトレーニング条件として十分な広さを持つ練習用馬場を最低1面は提供しなければならない。少なくとも垂直障害1個と幅障害1個を用意する必要がある。また馬場は馬のトレーニングに適切な状態でなければならない。参加選手数が多く、また十分なスペースがある場合には障害物を追加して提供するべきである。これらの障害物はすべて通常の方法で構築し、赤と白の標旗を設置しなければならない。しかしこのような標旗に代えて、テープやペンキなどで障害物のソデあるいは支柱の上端を白色や赤色にしてもよい。

場所に十分な余裕があり参加選手数が多い場合は、練習用馬場を別に1面設ける場合がある。

4. 練習用障害物

組織委員会が用意した資材以外のものを用いた障害物を使うことは禁止され、これに違反した者は失格と／あるいは罰金が科せられる（第242条2.6と第240条1.5を参照）。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。

4. 1 グラウンド・ラインは最初の障害物正面部分の真下、あるいは踏切側に障害物から1mまで離して置くことができる。グラウンド・ラインを障害物の手前に置いた場合は、障害物の着地側にも横木を1本、障害物から1mまで離して同じ距離に置くことができる。
4. 2 高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンド・ラインを使用するかどうかにかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を掛け金にのせて設置しなければならない。低い方の横木は常に1.30m未満の高さでなければならない。
4. 3 もし障害物最上段にクロスバーを使う場合は、個々に落下するよう設置しなければならない。横木の上端は掛け金にのせることとする。しかしクロスバーの後方に水平横木を置くことはでき、その場合はクロスバー中心よりも20cm以上高くしなければならない。
4. 4 障害物の最上段横木は両端とも必ず掛け金にのせなければならない。もし横木を掛け金の端にのせる場合は、踏切側に近い部分ではなく着地側の方へのせなければならない。
4. 5 障害物の最大高さが1.40mあるいはそれ以下の競技において練習用馬場で使用できる障害物は、進行中の競技にて使われている障害物の高さおよび幅の最大実測値から10cmを超えない範囲とする。進行中の競技に使われている障害物の高さが1.40mを超える場合は、練習用馬場で使用できる障害物の高さを1.60mまで、幅は1.80mまでとする。
4. 6 横木が持ち上げられている場合、あるいはその片端もしくは両端が掛け金にのせられている場合に、馬を常歩で通過させることは認められない。
4. 7 組織委員会は水濠障害を模した障害用資材を提供することができる。

5. ジムナスティック・トレーニング

5. 1 選手は馬場に置き横木を使用してジムナスティック・トレーニングを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30m以下とする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（第243条2.1を参照）。
5. 2 置き横木：十分なスペースがある場合は置き横木を置くことができるが、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側では2.50m以上離して置かなくてはならない。置き横木は着地側にも置くことができるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駈歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。
5. 3 運動とトレーニング：午前中の数時間はスチュワード1名を常駐させて、選手が運動やトレーニングを行えるよう、可能な限り準備を整える必要がある。選手は第201条4、第201条5、第201条6に違反しない範囲で障害物を変えることができる。

6. 十分なスペースがあって正しい障害間距離で設置する場合に限り、コンビネーション障害の使用が認められる。障害用資材は組織委員会が用意しなければならない。

トレーニング・エリアが混んでいる場合、選手は単独障害のみ使用できる。

5. 練習用馬場が使われている間は、必ずスチュワードが監視していなければならない。

第202条 アリーナへの立ち入りと練習用障害物

1. 選手が徒歩でアリーナへ入場できるのは、各競技前のコース下見 1 回のみであり、これにはジャンプオフのある競技も含まれる。「アリーナ閉鎖」の表示が入場口や、目立つようアリーナ中央に掲示されている場合は、アリーナへの入場が禁止される。アリーナ内への入場が許可されるのは競技場審判団がベルを鳴らして入場の合図をした時と、「アリーナ開放」の表示がある場合である。また場内放送でのアナウンスも必要である。ただし、異なるコースで 2 回走行が行われる競技では、2 回目の走行前に下見をすることができる。
2. 練習用施設が著しく限られている屋内競技会については、組織委員会が競技場審判団の合意を得た上で、時間を定めてアリーナを練習に開放することができる。
3. 練習用馬場が不適切もしくは使用できない場合は、コースに使われていない練習用障害物を 1 個、アリーナ内に設置しなければならない。その他の状況下ではいかなる競技においても、任意障害あるいは練習用障害物を設置することはできない。一部の特別競技（六段障害飛越競技やピュイッサンス競技など）においては、競技場審判団の判断により、1 回目あるいは 2 回目のジャンプオフ後に残っている選手はアリーナ内に待機していなければならない場合がある。この場合、競技場審判団はアリーナ内に練習用障害物 1 個の設置を認めなければならない。
4. 練習用障害物は高さ 1.40 m、幅 1.60 m 以内の幅障害、あるいは高さ 1.40 m 以内の垂直障害とし、必ず赤と白の標旗を設置するが、番号は付けない。この障害物の大きさは競技中に変更してはならない。この障害物の飛越試行は 2 回までとする。この障害物を 3 回以上飛越、または飛越しようと試みた選手は失格となる場合があり、加えて罰金が科せられる（第 242 条 2.3 と第 240 条 1.6 を参照）。

練習用障害物を間違った方向から飛越した場合は失格となる（第 242 条 2.7）。

選手が練習用障害物の飛越に使える時間は、競技場審判団が開始のベルを鳴らしてから 90 秒までとする。

練習用障害物における落下、拒止、逃避は飛越行為とみなされる。1 回目の試行で拒止があり、障害物の落下もしくは移動を伴った場合は、この練習用障害物が復旧された時点で 2 回目の飛越（最終飛越）を試みることができる。障害物の復旧に要した時間は計測されない。

競技場審判団は選手が練習用障害物の飛越試行を終了した後、もしくは 90 秒が経過した時点で競技走行開始の合図をしなくてはならない。この合図（ベル）があった後、1 回しか試行していない選手は 2 回目の飛越を試みてもよいが、スタートラインを正方向から 45 秒以内に通過しなければならない。45 秒が経過した場合はその時点で走行タイムの計測を開始する（第 203 条 1.2 を参照）。

5. 競技開始前に行うパレードの最中にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとしてはならない。この条項に違反した場合は失格となる場合がある（第 242 条 2.4 を参照）。
6. 入賞者は競技場審判団の許可を得て、プレス向けに障害物を 1 個飛越することができる。ただし、その後の走行に使用される障害物ではないものとし、またこの行為は奨励されるべきものではない。

第203条 ベル

1. ベルは選手とのコミュニケーション手段である。競技場審判団のメンバー1名がベルを担当し、この使用に責任を負う。ベルは次の場合に使われる：
 1. 1 コースの準備が終わり、選手に下見のためのアリーナ入場を許可する場合（第202条1を参照）と下見終了を伝える場合。
 1. 2 スタートの合図を送り、アリーナに隣接して設置されたスコアボードのタイム表示装置、あるいはこれに代わる表示装置にて45秒のカウントダウンを開始する場合。
45秒のカウントダウンとは、選手が走行を開始する前に使える時間を示す。予期できぬ状況が発生した場合は競技場審判団にこの45秒のカウントダウンを中断する権限がある。スタートの合図から選手が正しい方向よりスタートラインを通過するまでに生じた不従順や落馬などの偶発事例は減点されない。
ベルが鳴ってから第1障害を飛越するまでにスタートラインを正しい方向から2回目通過した時は、不従順とみなされる。（第235条3を参照）
しかし状況に鑑み、競技場審判団はその判断でスタートを有効化せず、あるいはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開する権限を有する。
 1. 3 何らかの理由や予期せぬ事態により選手の走行を中断させる場合、および中断の後に走行再開の合図をする場合（第217条4と第233条を参照）。
 1. 4 不従順によって落下した障害物が復旧されたことを選手に合図する場合（第233条を参照）。
 1. 5 長めの合図を繰り返して、選手が失権となったことを知らせる場合。
2. 第233条2に特段の記載がある場合を除き、選手が停止の合図に従わない場合は競技場審判団の判断により失権となる（第241条4.5を参照）。
3. 走行中断後に選手が走行開始のベルの合図を待たずに走行を再開し、障害物を飛越したり飛越しようとした場合、その選手は失権となる（第241条3.14を参照）。

第204条 コースと全長測定

1. 競技場審判団は競技開始前にコースの下見を行い、コースを検証しなければならない。コースとは、乗馬した選手が競技中に正方向からスタートを切ってフィニッシュに至るまでの軌跡を言う。全長は馬が通常走行するライン上を短距離部分で正確に測定してメートル表示をするが、カーブ部分については特にこれに留意する。この通常走行するラインとは障害物の中央を通るものとする。
2. 選手権競技やオリンピック大会、ネーションズカップ、グランプリ競技では、コースデザイナーが正確にコース全長を測定したことを審判長あるいは彼により指名された人物が確認しなければならない。選手権、ファイナル、大会および全ての5*競技会では、審判長あるいは彼により指名された人物がコースデザイナーと共にコースを歩き、コース全長が距離計を使って測定されていることを確認しなければならない。例外として、第204条3に記載の条件が適用される場合は、競技場審判団がタイムを変更することができる。
3. 一度競技が開始されると、競技場審判団だけがコースデザイナーおよび技術代表（任命されている場合）と協議のうえ、コースの全長測定に著しい誤りがあったと判断を下すことができる。これは遅くとも、不従順やその他いかなる中断もなしにコースを完走した選手が3名出た段階で、なおか

つこれら3選手とも45秒のカウントダウン終了前にコース走行を始めたとの前提で、かつその次の選手が走行を開始する前に行うものとする。この場合、競技場審判団は規定タイムを変更することができる。規定タイムが延ばされた場合、この変更前にコース走行を終了している選手については、その変更に従ってスコアを修正する。規定タイムの短縮は、既に走行を終了している選手が規定タイムの変更によりタイム減点を受けない範囲でのみ可能である。

4. グラウンド状態が悪化した場合、競技場審判団は当該競技の最初の選手がスタートする前に、実施要項に記載された規定速度を変更できる。
5. メートル表示のコース全長は、競技に使用される障害物総数×60を超えてはならない。
6. スタートラインとフィニッシュラインは、第1障害および最終障害より6m～15m以内の距離で設置しなければならない。これらのラインは両方とも、全面赤の標旗を右側に、全面白の標旗を左側に設置しなければならない。スタートラインとフィニッシュラインの標旗の脇には「S」(=スタート)と「F」(=フィニッシュ)の文字を書いたマーカーも設置しなければならない。

第205条 コース図

1. コースデザイナーは、コース詳細をすべて正確に示したコース図のコピーを競技場審判団へ渡さなければならない。競技場審判団に渡されたコース図のコピーを、各競技開始の遅くとも30分前までにアリーナの入場口にできるだけ近い場所へ掲示しなければならない。全ての競技会において、コースデザイナーにより測定された全長は事前に掲示されるコース図に記載されていないなければならない。
2. 本規程に定める特定競技の場合を除き、障害物は飛越順序に従って番号を付けなければならない。
3. コンビネーション障害に付ける番号は1つとする。競技場審判団と選手に分かり易くするため、コンビネーションの各障害物に同一番号を付けることができる。その場合は区別する意味で文字を加える(例:8A、8B、8Cなど)。
4. コース図には以下の項目の記載が必要である:
 4. 1 スタートラインとフィニッシュラインの位置。走行中、別段の記載がない限り、これらのラインを再度通過しても減点対象とはならない。
 4. 2 障害物の相対的な位置、障害物の種類(幅障害、垂直障害、トリプルバー)、障害物に表示される通し番号と文字表示
 4. 3 左側に白標旗、右側に赤標旗で表示した回転義務地点
 4. 4 選手が通過すべきコースを継続したラインで示したり(この場合、選手は正確にこのコースを通らなければならない)、矢印によって各障害物の飛越方向を示す(この場合、選手はコースを自由に選択できる)。制限のないコースに回転義務地点を指定する場合は、同一プラン上に継続したラインと矢印とで示さなければならない。
 4. 5 使用する減点基準
 4. 6 適用する場合は競技での走行速度
 4. 7 コース全長

- 4. 8 規定タイムと制限タイム（ある場合）；または障害馬術規程に定める特定の競技では指定タイム
- 4. 9 ジャンプオフに使用される障害物、コース全長、規定タイム、制限タイム
- 4. 10 完全閉鎖もしくは一部閉鎖とみなされるコンビネーション障害（第 214 条を参照）
- 4. 11 コースに関する競技場審判団の決定と／あるいは変更事項

第 206 条 コースの修正

- 1. 不可抗力のため、既に掲示されたコース図を修正する必要がある場合、その変更は競技場審判団の合意をもって初めて可能となる。この場合、各チーム監督と個人選手全員へ変更事項の伝達が必要である。
- 2. 一度競技が開始された後は、障害馬術規程に別段の記載がない限り、その競技の開催条件を修正したりコースや障害物を変更してはならない（第 204 条 3 を参照）。競技を中断する必要がある場合は（激しい雷雨や照明の不備など）、同じ障害物とコースを使い、できるだけ同じ条件下で中断した段階から競技を続行しなければならない。（JEF）
- 3. 上記 2 に関わらず、競技場審判団の意見により状況の悪化あるいは他の異例な状況により必要と判断された場合は、ラウンド中もしくはラウンドとラウンドの合間に障害物の位置を移動させることができる。水濠障害や乾壕、固定障害のように移動できない障害物の場合はコースから外す。障害物がラウンド中にコースから外された場合は、変更以前に走行を終了している選手で当該障害にて減点があった選手について、障害減点やそれに伴うタイム修正を取り消し、スコアを調整しなければならない。しかし、既に発生した失権とタイム減点はすべてそのままとする。
- 4. 上記 3. により変更されたコースについて、必要であれば規定タイムと制限タイムを新たに設定する。

第 207 条 標旗

- 1. 全面赤と全面白の標旗を用いて、次のようなコース詳細を示さなければならない。
 - 1. 1 スタートライン：「S」と記したマーカーも設置しなければならない（第 204 条 6 を参照）。
 - 1. 2 障害物の限界：標旗は障害物の支柱のどの部分に装着してもよく、また標旗を単独で立てても構わない。垂直障害については 1 本ずつの赤旗と白旗を設置し、幅障害の限界を示すには少なくとも 2 本ずつの赤旗と白旗を設置しなければならない。これらの標旗は練習用馬場に提供される障害物（第 201 条 3）、あるいはアリーナ内の練習用障害物（第 202 条 3）の限界を示すためにも使用しなければならない。練習用馬場では、標旗の代わりに上端が赤色あるいは白色の障害物のソデ／支柱を使用してもよい。
 - 1. 3 回転義務地点
 - 1. 4 フィニッシュライン：「F」と記したマーカーも設置しなければならない（第 204 条 6）。
- 2. 選手は障害物、スタートライン、フィニッシュライン、回転義務地点において必ず標旗の間を（赤旗を右手に、白旗を左手に見て）通過しなければならない。水濠障害着地側の限界を示す標旗のポールは、砕けたり割れたりせず、またこれに当たった時には曲がるような素材で作る必要がある。標旗には尖った先端や角があってはならない。
- 3. 選手が標旗間を正しく通過しなかった場合は、走行を続行する前に正しく通過し直さなくてはならない。訂正を行わなかった場合は失権となる（第 220 条 1.2 を参照）。

4. アリーナ内で標旗を転倒させても減点にはならない。障害物や回転義務地点、フィニッシュラインの限界を示す標旗を不従順や反抗によって（これらのラインを通過せずに）転倒させたり、予期せぬ事情により倒れた場合は、標旗の再設置を直ぐには行わない。選手は走行を継続しなければならず、障害物／回転義務地点は標旗が元の位置にあるものとして審査が行われる。この標旗は次の選手にスタートの合図を出す前に再設置しなければならない。
5. しかしながら、水濠障害や自然障害の限界を示す標旗が不従順や予期せぬ事情により転倒し、この標旗の転倒によって障害物の性質が変わってしまった場合には、競技場審判団が当該選手の走行を中断させる。標旗が再設置されている間は計時を止め、第 232 条の手順に従ってタイム修正の 6 秒が適用される。
6. 特定の競技では、スタートラインとフィニッシュラインを両方向から通過する場合がある。この場合は 4 本の標旗を使用し、赤旗 1 本と白旗 1 本をラインの各々の端に設置する。

第3章 障害物

第208条 障害物－概略

1. 障害物は全体の形状と外観が魅力に溢れ、変化に富み、周囲の環境によく合ったものでなければならない。障害物自体、およびこれを構成する各々のパーツも落下し得るものでなければならない。かつ軽すぎてわずかな接触でも落下するものであったり、重過ぎて馬の転倒や怪我を誘引するものであってはならない。
2. 障害物はホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。
3. スポンサー付き障害物とは、標旗間に広告やスポンサー製品、またはそれを表現するような描写がある障害物のことを言う。障害物のソデに表示された広告あるいは製品描写の面積が 0.5 平方メートルを超える場合も、スポンサー付き障害物とみなされる。障害物のソデに 0.5 平方メートル以内の面積で広告が表示されている場合は、スポンサー付き障害物とみなさない。スポンサー付き障害物の個数は、障害物の飛越回数総数の 30%（切り上げて整数とする）までとする。
本項目は JEF が主催する競技会や競技に適用する。技術代表（公認競技会の場合コースデザイナー）は、安全性と技術的適性の観点から、すべての障害物デザインおよび構造を承認しなければならない。

スポンサー付き障害物の飛越回数は、障害馬術本部長および JEF 理事長の合意を得て 50%までに増やすことができる。(JEF)

- 4項については、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
5. 六段障害飛越競技、ピュイッサンス競技、パワーアンドスキル競技を除いては、いかなる場合も障害物の高さが 1.70m を超えてはならない。幅障害は 2m を超えるものであってはならないが、例外としてトリプルバー（三段横木）の最大幅は 2.20m とする。この制限は 1 回あるいは数回のジャンプオフにも適用される。水濠障害については、踏切部分を含めて奥行が 4.50m を超えてはならない。
6. 横木とその他の障害物構成パーツは、掛け金（カップ）で支えるものとする。横木は掛け金の上で

回転し得る状態になければならず、この場合、掛け金の深さは 18mm 以上、30mm 以内とする。プランク、欄干、障壁、ゲートなどの掛け金については、通常の掛け金よりも開いているか、あるいは平らなものでなければならない。

7. 本規程と最終実施要項に記載された障害物の高さとの制限は、細心の注意を払って遵守しなければならない。しかし、障害物に使われている材料や設置された場所によって規定の大きさを多少超えるような場合は、規定の上限を超えたとはみなされないが、使用可能な材料を用い、実施要項に記載されている最大高さとの幅を超えないよう、最大限の努力を行った場合のみとする。
8. 本規程に明記されたもの以外で、競技に使われる障害物については、実施要項に明示しなければならない。

第 209 条 垂直障害

1. その構造のいかんを問わず、同一垂直面で過失が判定される場合にのみ、垂直障害と称することができる。

第 210 条 幅障害

1. 幅障害は高さとの両方で飛越に努力を要するように造られた障害物である。幅障害の奥の横木や、トリプルバーの中央と奥の横木には FEI 認可のセーフティーカップを使用しなければならない。競技アリーナおよび練習用馬場では認可されたセーフティーカップの使用が義務づけられる。
2. セーフティーカップに関する規則の遵守については審判長が責任を負う。公認競技会における審判長はこれに関わるあらゆる規則違反を障害馬術本部へ報告する。競技会で使用される FEI 認可のセーフティーカップ業者の名称を実施要項に記載する。

第 211 条 水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール

1. 障害物を水濠障害と称するには水濠の手前、中間、着地側にいかなる障害物も設置してはならない。水濠障害の奥行は 2m 以上とし、掘り下げる必要がある。水濠障害設営の詳細については、FEI ウェブサイトに掲載されている付則 VII を参照のこと。
水濠障害が付則 VII に記載の規格を満たさない場合は、第 211 条 10 に記載されている通り、垂直障害を水濠の上に設置しなければならない。
2. 踏切側には高さが 40cm 以上、50cm 以内の踏切（生垣、小さい壁）を設置しなければならない。水濠障害正面の幅は、奥行より 30%以上広くなければならない。
3. 主催競技会では、厚さ約 1cm で対比色のプラスティシオン（即ち芝馬場であれば白色のプラスティシオン；砂馬場であれば彩色したプラスティシオン）で覆った幅 6cm 以上、8cm 以内の着地板で水濠障害の着地側限界を明示しなければならない。このプラスティシオンは馬が踏んだときにはその都度、取り替える。馬が跡を残したときにはいつでも取り替えられるよう、予備の着地板と共にプラスティシオンを幾つか準備しておく必要がある。着地板は水際の地面（即ち砂地か草地に直接）に正しく固定しなければならない。（JEF）

4. 水濠障害の底がコンクリートや硬い素材できている場合は、ヤシ製あるいはゴム製のマットのような柔らかい素材で覆わなければならない。
5. 水濠障害での過失は次の通り：
 5. 1 水濠障害の限界を示す着地板に馬の一蹄またはそれ以上の蹄がのった場合。蹄または蹄鉄が着地板に接触して跡を残した場合は過失である。球節あるいはブーツの跡は過失とならない。
 5. 2 馬の一蹄またはそれ以上の蹄が着水した場合
6. 生垣や踏切部分にぶつかったり、これを転倒または移動させても過失とはならない。
7. もし4本の標旗のうち1本を落下または移動させた場合は、水濠審判員が標旗のどちら側を馬が通過したか見極めて、それが逃避にあたるか否かを判断する。逃避と判断した場合はベルを鳴らし、落下または移動した標旗が復旧されるまで計時を止め、第232条に則って6秒を加算する。
8. 水濠障害審判員の決定は最終的なものである。このため水濠障害審判員は競技場審判団メンバーでなければならない。
9. 水濠障害審判員は、水濠障害で減点のあった馬の個体識別番号と減点の理由を記録しなければならない。
10. 高さ1.50mまでの垂直障害のみオープン水濠障害の上に設置できる。これに使用する横木の数に制限はないが、FEI認可のセーフティーカップを使用する。垂直障害はこの水濠障害正面から2m以内に設置することとする。この障害物は水濠障害ではなく垂直障害として審査される。その為、限界を指定する着地板やその他の措置を講じる必要はない。着地板が使用されている場合は視覚的補助と考え、これに何らかの跡が残っても減点とはならない。踏切側の障害構成パーツが移動した場合でも同様に判断する。水濠障害の上に設置する垂直障害の横木の長さは最低3.50mとする。
11. 第211条10の例外として、障害物の下、手前あるいは背後に水を用いる場合（いわゆる「リバプール」）には、水の部分を含めたこの障害物の奥行は2.00m以内とする。奥行き2m以上のオープンウォーターはリバプールとして使用してはならない。
12. 投光照明のもとで行われる競技で水濠障害を使用できるか否かは、技術代表（公認競技会については公認競技会審判長）の判断に任される。（JEF）

第212条 コンビネーション障害

1. ダブル、トリプルもしくはそれ以上のコンビネーション障害とは、2個あるいはそれ以上の障害物の集合を意味し、各障害間距離は7m～12mとして（ただし、基準C採用のハンティング競技やスピードアンドハンディネス競技の場合、および障害間距離が7m未満の固定障害を除く）、2回以上の連続飛越を必要とするものである。障害間距離は、障害物底部の着地側から次の障害物底部の踏切側までを測定する。

2. コンビネーション障害では、いかなる障害物も周回することなく、各障害物を別々に、かつ連続して飛越しなければならない。コンビネーション障害の各障害物における過失は個別に減点される。
3. 拒止、逃避があった場合、選手はそのコンビネーション障害が完全閉鎖か一部閉鎖（第 214 条を参照）、あるいは六段障害飛越競技かでない限り、このコンビネーション障害をすべて再飛越しなければならない。（JEF）
4. コンビネーション障害を構成する各障害物における過失と再飛越の際の過失は別々に減点され、合算される。
5. コンビネーション障害では、トリプルバーは最初の障害物にのみ使用することができる：

第 213 条 バンク、堆土、傾斜路

1. 第 213 条 2 に記載の場合を除き、バンク、堆土、傾斜路、サンカンロードはそれに障害物が設けられていてもいなくても、また飛越方向がどちらからであってもコンビネーション障害とみなされる（第 212 条を参照）。
2. 障害物が設置されていないか、あるいは 1 本か数本の横木のみがその上に設置されているバンクや堆土は、1 回で飛越しても良い。この方法で飛越しても減点の対象とはならない。

高さ 1m 以内のテーブルバンクを除き、バンクや堆土、サンカンロード、崖錘、スロープ、傾斜路を屋内競技会に使用してはならない。

第 214 条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害

1. 四方を囲まれており、飛越以外には通過の方法がない場合には、このコンビネーション障害を完全閉鎖障害とみなす。
2. 閉鎖コンビネーション障害とは出入りのできる羊用囲い（四角形または六角形）、もしくはこれに類似するもので、競技場審判団が閉鎖コンビネーション障害と判断したものとする。コンビネーション障害の一部が開放でもう一方が閉鎖である場合は、一部開放かつ一部閉鎖とみなす。拒止や逃避、落馬が生じた場合は次の要領で対処する（第 219 条を参照）：
 2. 1 閉鎖部分で不従順または落馬が生じた場合、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。
 2. 2 開放部分で不従順または落馬が生じた場合、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。再飛越しない場合は失権となる（第 241 条 3.15 を参照）。不従順により障害物の落下と／あるいは移動が生じた場合は、タイム修正の 6 秒が適用される。一度、障害物の囲いの中に入って拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で 6 秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。

3. 競技場審判団は競技前にコンビネーション障害を閉鎖とするか一部閉鎖とするかを決定しなければならない。この決定はコース図に記載される。
4. コンビネーション障害が閉鎖か一部閉鎖なのかコース図に明記されていない場合は、開放コンビネーション障害とみなし、しかるべく審査される。

第215条 選択障害とジョーカー

1. 競技でコース上の2つの障害物に同一番号が付けられている場合は、選手はいずれの障害物を飛越するか選択できる：
 1. 1 障害物の落下や移動を伴わずに拒止や逃避が生じた場合は、次の試行に際して選手は拒止あるいは逃避のあった障害物を飛越する義務はない。飛越する障害物を選択できる。
 1. 2 拒止や逃避によって障害物の落下や移動が生じた場合は、その落下あるいは移動した障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出すのを待って、選手は走行を再開しなければならない。飛越する障害物を選択できる。
2. 選択障害の各々に赤色と白色の標旗を設置しなければならない。
3. ジョーカーは難しい障害物であり、ホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。これはアキュムレーター競技かトップスコア競技でのみ使用できる。

第4章 走行中の減点

第216条 減点－概略

走行中に次のようなことが発生した場合は減点となる：

1. 障害物の落下（障害馬術規程第217条を参照）と水濺障害における馬の肢の着水、もしくは水濺障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合
2. 不従順、拒止、逃避、あるいは反抗（第219条を参照）
3. 経路からの逸脱（第220条を参照）
4. 馬の転倒と／あるいは落馬（第224条を参照）
5. 許可のない援助（第225条を参照）
6. 規定タイムあるいは制限タイムの超過（第227条と第228条を参照）

第217条 障害物の落下

1. 馬または選手の過失により、次のようなことが発生した場合は障害物の落下とみなす：

1. 1 障害物全体あるいは同一垂直面上の上段が落下した場合は、落下したパーツが他のパーツに引っかかって落ちなかった場合でも落下とみなす（第 218 条 1 を参照）。
1. 2 少なくとも障害物の片側が掛け金のいかなる部分からも外れている場合
2. 飛越方向を問わず、飛越中に障害物の一部や標旗に接触したり移動させてしまっても、障害物の落下とはみなされない。疑念がある場合は、競技場審判団が選手に有利となるよう判断するべきである。不従順による障害物と／あるいは標旗の落下や移動は、拒止としてのみ減点される。

不従順の結果、障害物（標旗の場合を除く）の移動が発生した場合はベルを鳴らし、復旧される間は計時を止める。この場合は落下とみなされず、不従順でのみ減点され、第 232 条に則ってタイム修正される。
3. 障害物の落下に対する減点は基準 A と基準 C に記載の通り（第 236 条と第 239 条を参照）。
4. 落下した障害物の一部が他の障害物を飛越する際に妨げとなる場合はベルを鳴らし、これを除去してコースの走行が可能となるまで計時を止める。
5. 適正に復旧されなかった障害物を選手が正しく飛越した場合は減点とならない。しかしこの障害物を落下させた場合は、競技で採用されている基準に従って減点される。

第 218 条 垂直障害と幅障害

1. 垂直障害もしくは障害物の一部が 2 つ以上のパーツで構成されており、これらが同一垂直面上で積み上げられている場合は、最上部が落下した時にのみ減点となる。
2. 一回の飛越で通過しなければならない幅障害が、同一垂直面上に位置しない複数のパーツで構築されている場合は、落下したパーツの個数や位置に関わりなく最上段にある 1 個か複数個のパーツが落下した場合にのみ一過失として減点される。障害物の空間をうめる目的で使われる木や生垣は、減点の対象とならない。

第 219 条 不従順

1. 次に述べる行為は不従順とみなされ、減点となる（第 236 条と第 239 条を参照）：
 1. 1 拒止
 1. 2 逃避
 1. 3 反抗
 1. 4 コースのいかなる場所であれ、またいかなる理由があろうと、巻乗りと思われるもの、もしくは連続巻乗りを行った場合。コース上で要求されていない限り、直前に飛越した障害物の周囲を回るのも不従順である。
2. 上記の記載に関わらず、次に述べる行為は不従順とみなされない：
 2. 1 逃避や拒止の後に、（障害物が復旧されているか否かに関わらず）飛越態勢に入るために行う 45 秒以内の巻乗り。

第 220 条 経路からの逸脱

1. 選手が次のような走行を行った場合は経路からの逸脱とみなされる：

1. 1 発表されたコース図通りの走行をしなかった場合。
 1. 2 スタートラインやフィニッシュラインの標旗間を正方向から通過しなかった場合（第 241 条 3.6 と第 241 条 3.17 を参照）。
 1. 3 回転義務地点を通らなかった場合（第 241 条 3.7 を参照）。
 1. 4 一部の特別競技を除いて、指定された順序あるいは方向へ障害物を飛越しなかった場合（第 241 条 3.10 と第 241 条 3.11 を参照）。
 1. 5 コースの一部ではない障害物を飛越したり飛越しようとした場合、あるいは指定の障害物を飛越しなかった場合。コースに含まれない障害物は閉鎖されるべきであるが、仮にアリーナ関係者がこれを閉鎖していなかった場合でも、コースの一部でない障害物を飛越した選手は失権となる。
2. 経路からの逸脱を修正しない場合は、その人馬コンビネーションは失権となる（第 241 条 3.6、第 241 条 3.7、第 241 条 3.17 を参照）。

第 221 条 拒 止

1. 飛越しなければならない障害物の前で馬が止まった場合は、障害物が落下もしくは移動する、しないに関わらず拒止とみなされる。
2. 回転義務地点や障害物の手前で止まっても、後退したり障害物を倒したりせず、直ちにその場から障害物を飛越した場合は減点されない。
3. この停止が長引いて、馬が自発的にであろうとなかろうと一歩でも後退した場合は拒止とみなされる。
4. 馬が滑り込みながらも障害物を押し倒して通り過ぎた場合、ベル担当の審判員はこれが拒止か障害物の落下かを速やかに判断しなければならない。当該審判員が拒止と判断した場合は直ちにベルを鳴らし、選手は障害物が復旧された時に直ちに再試行できるよう準備しなければならない（第 232 条と第 233 条を参照）。
4. 1 審判員が拒止とみなさなかった場合はベルを鳴らさず、選手は走行を継続しなければならない。選手は障害物の落下で減点される。
4. 2 コンビネーション障害では、ベルが鳴った後にコンビネーションの別の障害物を飛越しても失権の対象とはならず、またその障害物を落下させたとしても減点されない。

第 222 条 逃 避

1. 馬が選手のコントロールから逃れ、飛越しなければならない障害物や、通過しなければならない回転義務地点を避けた場合は逃避とみなされる。
2. 馬が 2 本の赤標旗、あるいは 2 本の白標旗の間を飛越した場合は、障害物を正しく飛越したとはみなされない。選手は逃避として減点され、再度、障害物を正しく飛越しなければならない。
3. 飛越しようとしている障害物、コンビネーションの一部、フィニッシュライン、もしくは回転義務地点の延長線上を馬体全体、あるいはその一部が通過した場合は逃避とみなされ、しかるべく減点される。

第 223 条 反 抗

1. 馬が前進を拒んだり、何らかの理由で止まったり、1 回もしくは数回にわたって多少なりとも半回転をしたり、もしくは理由を問わず後肢で立ち上がったたり後退した場合は反抗とみなされる。

2. 障害物が正しく復旧されていない場合や予期せぬ状況を競技場審判団へ知らせる場合を除き、いかなる時、あるいは理由であれ、選手が馬を止めた場合は反抗となる（第 233 条 3.2 を参照）。第 240 条 3.3 に記載された場合を除き、反抗は拒止として減点される。

第 2 2 4 条 落馬、および馬の転倒

1. 選手の意志の有無に関わらず、選手の身体が馬体から離れ、地面に接触するか、あるいは鞍上に戻るためには何らかの支えまたは外部からの援助が必要となった場合は、落馬とみなされる。選手が落馬とならないよう何らかの形で体を支えたり、外部から援助を受けたことが明白でない場合は、選手に有利なように計らう。
2. 馬の肩と後躯がともに地面に着いている、あるいは肩と後躯がそれぞれ障害物と地面に着いた場合は、転倒とみなされる。

第 2 2 5 条 許可のない援助

1. スタートラインを正方向より通過してから最終障害を飛越してフィニッシュラインを通過するまでに、援助の依頼があったかどうかに関わらず、選手や馬を助ける目的で第三者による物理的な介入（注：走行中に競技場の内外から鞭などを渡すなどの行為）があった場合は、許可なき援助とみなされる。
2. 例外的に、競技場審判団は選手が徒歩でアリーナへ入場したり、人から援助を受けることを認め、許可なき援助とみなさない場合もある。
3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手に保護帽と／あるいは眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない（第 241 条 3.20 を参照）。

第 5 章 タイムと速度

第 2 2 6 条 走行タイム

1. 走行タイムとは選手がコースを完走し終わるまでの時間と、タイム修正（第 232 条を参照）がある場合はこれを加算した時間であり、1/100 秒まで記録する。走行タイムは第 226 条 2 に記載されているようにスタートラインを通過した時点、あるいは 45 秒のカウントダウンが終了した時点のいずれか早い方で開始される。最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正しい方向から通過する時点まで計測される。
2. 走行は選手が騎乗している選手がスタートの合図後にスタートラインを正方向から初めて通過した時点より開始する。最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正方向から通過する時点までとする。
3. 選手にはっきり見えるディスプレイで、45 秒のカウントダウンを表示しなければならない。

第227条 規定タイム

1. 各競技における走行の規定タイムは、第234条と付則1に定めるコース全長と速度に対応して決定される。

第228条 制限タイム

1. 規定タイムが設定されているすべての競技において、制限タイムはその規定タイムの2倍とする。

第229条 計時

1. 競技会で行われるどの競技でも、計時は同じシステムを使うか、あるいは同一タイプの計時器を使用しなければならない。状況により障害馬術本部が例外を認めた場合を除き、主催競技会、国民体育大会馬術競技では、障害馬術本部が動作確認済みの1/100秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。(JEF)
1. 2 公認障害馬術競技会カテゴリー★★以上では、1/100秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。(JEF)
1. 3 タイムキーパーは馬番号と走行に要した時間について計時システムを使用して記録しなければならない。(JEF)
2. 計時システムが故障した時に備えて、2個のデジタル・ストップウォッチを用意し、またもう1つを不従順でベルが鳴らされてから走行再開までの時間や中断、連続している2個の障害間の所要時間、反抗の制限タイムを計測するために用いる。審判長あるいは競技場審判団メンバー1名は、デジタル・ストップウォッチを持たなければならない。
3. ストップウォッチを使用して時間を計測する競技では、時間の記録を1/100秒まで行う。タイムキーパーが2名配置されている場合は1人の測定時間のみを公式計時とみなし、2人目の測定時間はバックアップとして用いる。
4. 計時器が故障した場合、これにより影響を受けた選手のタイムは、ストップウォッチで1/100秒まで測定する。(JEF)
5. 選手の走行タイムの確定にビデオ記録は使用しない。
6. 選手のスタートラインと/あるいはフィニッシュライン通過が競技場審判団席からはっきり判断できない場合は、スタートラインとフィニッシュラインに各々役員を1名配置するなど、1~2名の役員をおいて選手の通過を旗で合図させなければならない。選手が走行を完了するのに要した時間は競技場審判団席にて記録する。

第230条 計時の中断

1. 計時が中断されている間、選手はベルが鳴って走行の再開が許可されるまで自由にアリーナ内を移動することができる。
時計が止められた地点に選手が戻った時点で、時計が再スタートされる。例外として、不従順による障害物の落下や移動の場合は第232条が適用される。
2. 計時の開始と停止の責務は、唯一、ベルを担当する審判員が負う。使用される計時器は、この操作に必要な条件を満たすものでなければならない。タイムキーパーはこの職務に責任を負う必要はない。

3. 計時システムは、選手の走行タイムを記録するばかりでなく、タイム修正があればこれも含めなければならない。

第231条 計時中断中の不従順

1. 走行タイムの計測中断は、第232条と第233条の条項に従うこととする。経路からの逸脱、逃避、あるいは拒止の場合は計時を止めない。
2. 計時中断中の不従順は減点されない。ただし、障害物の落下を伴う拒止の後に2回目の拒止があった場合を除く。
3. 失権に関する条項は計時中断中も有効である。

第232条 タイム修正

1. 不従順の結果、選手が水濺障害や自然障害の限界を示す標旗、あるいは障害物を移動させたり落下させた場合、もしくは標旗の落下によって障害物の性質が変わってしまった場合はベルが鳴らされ、障害物が再構築されるまで計時が止められる。障害物が再構築された段階で、コースの準備ができ、選手が走行を継続できる旨を知らせるベルが鳴らされる。選手は拒止に対して減点され、走行終了に要した時間に6秒のタイム修正が加算される。拒止があった障害地点で、馬が地面を離れた瞬間に時計が再スタートとなる。落下を伴う不従順がコンビネーションの2つ目以降の障害物で発生した場合には、当該コンビネーションの最初の障害物の踏切で馬が地面を離れた時に時計が再スタートとなる。

第233条 走行中の停止

1. 何らかの理由や予期せぬ事態により選手が走行を継続できない場合は、ベルを鳴らして選手の走行を止めるべきである。選手が停止しようとしていることが明らかになった段階で直ちに計時を止める。コースの準備ができた段階でベルを鳴らし、選手が走行を停止した地点に戻った時に計時を再開する。減点はなく、当該選手の走行時間に6秒の加算もない。
2. 選手がベルを鳴らされても走行を停止しない場合は本人の責任にて競技を継続することとなり、計時を止めない。競技場審判団は、その選手が指示を無視して走行を停止しなかったことで失権とするか、状況によって走行の続行を許可するかを決定しなければならない。選手が失権にならず、走行の続行を認められた場合は、停止前の成績とその後の成績とがカウントされる。
3. 飛越する障害物が正しく構築されていない旨を競技場審判団に伝えるために、選手が自ら走行を停止した場合や、予期せぬ事態により選手が不可抗力で、通常の状態下では走行を継続できなくなった場合などは、直ちに計時を停止しなければならない。
3. 1 もしその障害物の寸法が正しく、また正確に復旧されており、あるいは予期せぬ事態との申し立てを競技場審判団が認めなかった場合、当該選手は走行中の停止で減点され（障害馬術規程第223条1を参照）、走行タイムに6秒が加算される。
3. 2 もし障害物や障害物の一部が再構築を要する状態であったり、予期せぬ事態が競技場審判団により認められた場合、選手は減点されない。中断した時間は差し引かれ、選手が走行を中断した地点に戻るまで計時は停止される。このような場合に選手の対応が遅れた場合、この遅れは斟酌され、同選手の記録タイムから妥当と思われる秒数が差し引かれる。

第234条 速度

1. 国際競技における速度は次の通り：

1. 1 最低速度 350m/分、最高速度 400m/分
屋内アリーナでは速度を 325m/分まで落としても良い。
1. 2 ピュイッサンス競技/パワーアンドスキル競技：最低速度なし
1. 3 グランプリ競技：
屋外では最低速度 375m/分、最高速度 400m/分
屋内では 350m/分
1. 4 ネーションズカップ：国内競技では適用しない。(JEF)
5*と4*の屋外ネーションズカップ競技では 400m/分
3*の屋外ネーションズカップ競技では 375m/分
2*と1*のネーションズカップ競技、およびすべての屋内ネーションズ・
カップ競技で 350m/分

第6章 減点基準

第235条 過失

1. スタートラインとフィニッシュラインの間で発生した過失を対象とする。
例外：最終障害の落下は、選手がアリーナから退場する時点、もしくは次の選手に走行開始を合図するベルが鳴るまでのいずれか早い時点までに、その最上段部分がこれを支えるものから片端あるいは両端とも落下した場合に、過失とみなされる。過失の定義は、第 217 条と第 218 条に従う。
2. 走行が中断されている間の不従順については減点されない。(第 231 条 3 を参照)
3. スタートの合図が出てから選手が正方向にてスタートラインを通過するまでに発生した不従順や落馬などは、減点対象とならない。

第236条 基準A

1. 過失は本章に示した基準に従って減点、あるいは失権として科される。

過失	減点
(i) 1 回目の不従順	減点 4
(ii) 飛越中の障害物の落下	減点 4
(iii) 水濠障害で馬の四肢あるいはそれ以上の肢が着水、または着地側で水濠の限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合	減点 4
(iv) すべての競技において 1 回目の馬の転倒、選手の落馬、あるいは人馬転倒	失権
(v) 2 回目の不従順、あるいは障害馬術規程第 241 条に定める他の違反行為	失権
(vi) 制限タイムの超過	失権
(vii) 第 1 ラウンドと第 2 ラウンド、タイムレースでないジャンプオフでの規定タイム超過	4 秒ごとに減点 1
(viii) タイムレースのジャンプオフにおける規定タイム超過	1 秒ごとに、あるいは端数につき減点 1

2. 不従順の減点は、同一障害だけではなく全走行を通して累積される。

第237条 基準Aでのスコア

1. 障害減点とタイム減点を加算したものが、選手の走行スコアとなる。第1位と／あるいはその他の順位で同点がでた場合は、当該競技について定められた条件に従い、走行タイムが順位決定に勘案される場合がある。

第238条 基準Aに基づく採点方法

1. タイムレースとしない競技
 1. 1 同減点の選手は同順位となる。実施要項に定める条件により、第1位で同減点の場合はタイムレースでないジャンプオフを1回もしくは2回実施することができる。
 1. 2 これはタイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第1位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを1回行う。他の選手については、最初の走行における減点によって順位を決定する。
 1. 3 これはタイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第1位で同減点となった場合はタイムレースではない1回目のジャンプオフを行う。それでも第1位で同減点が出た場合は、タイムレースで2回目のジャンプオフを行う。他の選手については1回目のジャンプオフでの減点と、必要であれば最初の走行での減点で順位を決定する。
2. タイムレース競技
 2. 1 どの順位についても同減点の選手が出た場合は、走行に要したタイムに従って順位を決定する。第1位で減点とタイムが同じ場合は、短縮コースでジャンプオフを1回行うことができ、実施要項の条項に則って障害物の高さと／あるいは幅を増すことができる。
 2. 2 これはタイムレース競技であるが、第1位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを1回行う。他の選手については最初の走行での減点とタイムで順位を決定する。マイナー競技（一般規程を参照）では、実施要項にその旨を記載すれば基準Cに従ってジャンプオフを行うことができる。
 2. 3 第238条2.2と同じく、これはタイムレース競技であるが、タイムレースで最初のジャンプオフを行っても、なお第1位で同減点の選手が出た場合は、タイムレースで2回目のジャンプオフを行う。他の選手については最初のジャンプオフでの減点とタイム、そして必要であれば最初の走行での減点とタイムで順位を決定する。
3. タイムレースで順位が決定されるすべての競技において、第1位で減点とタイムが同じ場合は、実施要項の条項に則って障害物の高さと／あるいは幅を増した短縮コースでジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフに関する条項を定めていない場合は、ジャンプオフなしの競技と考える（第245条6を参照）。
5. 第238条1.1あるいは第238条2.1に則って実施される競技では、いかなる場合もジャンプオフは2回までとする。

第239条 基準C

1. 基準Cでの過失は秒数に換算されて走行に要した時間に加算されるか、あるいは失権として科される。

2. 基準Cにおける減点

過失	減点
飛越時の障害物の落下、馬の四肢あるいはそれ以上の肢が水濠障害で着水、もしくは着地側で水濠の限界を示す着地板を踏んだ場合	4秒（二段階走行競技、ノックアウト競技、基準Cで行われるジャンプオフでは3秒） 障害馬術本部により、屋内競技では落下に2秒加算とする例外を認める場合がある。 (JEF)
(i) 1回目の不従順	なし
(ii) 落下と/あるいは障害物の移動を伴う1回目の不従順	6秒のタイム修正
(iii) 2回目の不従順、もしくは第241条に定める他の違反	失権
(iv) すべての競技において最初の馬の転倒、落馬、あるいは人馬転倒	失権

3. 基準Cでは規定タイムはない。以下の制限タイムを適用できる：

(i)..... 180秒：コース全長が600m以上の場合、あるいは

(ii)..... 120秒：コース全長が600m未満の場合

制限タイムの超過.....失権

4. 基準Cに基づくスコア

走行に要した時間（タイム修正がある場合はこの秒数を含める）に、障害物の落下1個につき4秒（ジャンプオフ、あるいは二段階走行競技の二段階目については3秒）を加算し、選手の走行スコアを秒数で示す。

5. 基準Aあるいは基準Cのスピード競技で馴致を行いたいと希望する選手は、当該競技の開始前に組織委員会へ連絡しなければならない。馴致走行を希望する者は当該競技の最初に出場する。上記に従わない選手は競技場審判団により失権とされる場合がある（第241条4.4を参照）。

6. 第1位で同点の場合は、競技会実施要項にジャンプオフに関する特定条項がない限り、等しく第1位となる。

第7章 罰金、イエロー警告カード、失権、失格

第240条 罰金とイエロー警告カード

1. 審判長、上訴委員長、チーフスチュワードは第134条7に則り、イエロー警告カードを出す権限を有する。**(JEF)**
2. 以下の場合、妥当とみなされれば審判長と上訴委員長が、本規程に則って、罰金を科すことがある：**(JEF)**
 2. 1 失権後、速やかにアリーナを去らない選手
 2. 2 走行終了後、速やかにアリーナを去らない選手
 2. 3 失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに2回以上、単独障害の飛越を試みたり、誤った方向から飛越した選手
 2. 4 フィニッシュラインを通過した後に、1個あるいは複数の障害物を飛越して失権となった選手、または競技場審判団の許可なしにマスコミ向けに障害物を飛越した選手（第202条6を参照）
 2. 5 練習用馬場で組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手（第242条2.6と第201条4を参照）
 2. 6 アリーナ内に設けられた練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした選手（第202条4、第242条2.3、第262条1.9を参照）
 2. 7 アリーナへの入場の際して、競技場審判団あるいは役員に敬礼を怠った選手（第256条2.1を参照）
 2. 8 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合（第282条2を参照）
 2. 9 広告規定に違反したり、第256条1.7に記載の規則に従わない選手
 2. 10 組織委員会の指示を軽視する選手
 2. 11 変形させる目的で障害物に触れた選手
 2. 12 役員の指示に従わなかったり、競技会役員やその他競技会関係者（他の選手、JEF役職員あるいは代表者、ジャーナリスト、観客など）に対して不穏当な行動をとった選手 **(JEF)**
 2. 13 警告を受けても違反を繰り返す選手
3. 審判長あるいは上訴委員長により科された罰金は、すべてJEFから当該選手に請求書が送られ、JEFに支払われるものとする。**(JEF)**

第241条 失権

1. 規程もしくは競技条件に別段の記載がない限り、失権とは、議論となっている競技において選手及び当該馬にて競技を継続できないことを意味する。
2. 選手は棄権したり失権となった後に、単独障害を1個飛越する権利がある。ただし、その競技のコース中にある障害物とする。しかしながら、これは落馬による失権には適用しない。
3. 障害馬術競技において選手が失権となる事由を以下に示す。競技場審判団は以下の場合に失権を適用しなければならない：
 3. 1 競技場審判団が許可した練習用障害物の場合を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条3を参照）
 3. 2 スタートの合図が出される前に走行を開始し、コース上の第1障害物を飛越した場合（第202条5と第203条1.2を参照）

3. 3 走行タイムの計測が始まってから45秒以内に第1障害を飛越しなかった場合。ただし、不可抗力による場合を除く（第203条1.2を参照）。
 3. 4 走行中に馬が継続して45秒間反抗した場合（第223条2を参照）
 3. 5 次の障害物を45秒以内に飛越しなかった場合、もしくは最終障害を飛越してフィニッシュラインを通過するまでの所要時間が45秒を超えた場合
 3. 6 スタートラインで標旗間を正しい方向から通過せずに、第1障害を飛越した場合（第220条1.2を参照）
 3. 7 回転義務地点を通過しなかった場合、あるいはコース図上に継続したラインで示された経路をとらなかった場合
 3. 8 走行中にコースの一部ではない障害物を飛越しようとしたり、あるいは飛越した場合（第220条1.5を参照）
 3. 9 コース上の障害物を抜かした場合（第220条1.5を参照）、あるいは逃避や拒止の後にその障害物を再飛越しなかった場合
 3. 10 順序を間違えて障害物を飛越した場合（第220条1.4を参照）
 3. 11 誤った方向から障害物を飛越した場合（第220条1.4を参照）
 3. 12 制限タイムを超過した場合（第236条と第239条を参照）
 3. 13 拒止の後に、落下した障害物が復旧されるのを待たずに飛越したり、飛越しようとした場合
 3. 14 走行中断の後、ベルが鳴るのを待たずに障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第203条3を参照）
 3. 15 コンビネーション障害の閉鎖部分である場合を除き（第214条を参照）、拒止または逃避の後にコンビネーションのすべての障害物を再飛越しなかった場合（第212条3を参照）
 3. 16 コンビネーションの各障害物を別々にかつ連続して飛越しなかった場合（第212条2を参照）
 3. 17 （一部の特別競技を除き）最終障害を飛越した後にフィニッシュラインの標旗間を騎乗で正方向から通過せず、アリーナを出た場合（第226条2を参照）
 3. 18 スタート前も含め、競技場審判団の許可なく選手と／あるいは馬がアリーナを出た場合
 3. 19 スタート前も含め、放馬した馬が走行を終了する前にアリーナから出た場合
 3. 20 走行中に保護帽と／あるいは眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合
 3. 21 長さ75cmを超える鞭、あるいは末端に重りの付いている鞭を競技会場もしくはその近辺で使用した場合。鞭の代替品も使用禁止。（この条項に関する例外は、第257条2.2を参照）
 3. 22 選手もしくは馬に競技を終了できないような事故が起こった場合（第258条を参照）
 3. 23 閉鎖コンビネーション障害を正しい方向から出なかつたり、閉鎖コンビネーション障害を移動させた場合
 3. 24 走行中の2回目の不従順（第236条と第239条を参照）
 3. 25 走行中の選手の落馬あるいは馬の転倒（第224条、第236条、第239条を参照）
 3. 26 何らかの理由により選手あるいは馬が競技続行に不適合であると競技場審判団が判断した場合
 3. 27 走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合（プレス向けに障害物を1個飛越する許可については、第202条6を参照）
4. 次の場合に失権となるかは競技場審判団の判断に任される：
 4. 1 選手の名前と／あるいは出場番号が呼ばれてもアリーナへ入場しなかった場合
 4. 2 騎乗してアリーナに入場、あるいはアリーナから退場しなかった場合

4. 3 上記 3.20の場合を除き、許可されない物理的援助を受けた場合
4. 4 事前に組織委員会に通知することなく、基準Aあるいは基準C採用のスピード競技で馬を馴致させた場合
4. 5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（第203条2と第233条2）

第242条 失格

1. 失格とは選手、その騎乗馬（1頭、もしくは複数頭）、あるいは人馬共に議論となっている競技またはその競技会全般において出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って効力を有することができる。
2. 次の場合に競技場審判団は失格を科すことができる：
 2. 1 競技開始後に選手が徒歩でアリーナへ入場した場合
 2. 2 競技場審判団の許可なく、アリーナ内で練習したり障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条2、第202条5、第202条6を参照）
 2. 3 アリーナ内の練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした場合（第202条4、第240条2.6、第262条1.9を参照）
 2. 4 アリーナ内にある障害物や、次の競技に使用される障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条5を参照）
 2. 5 競技場審判団の許可を得なかったり、正当な理由なしにジャンプオフを前にして競技を棄権した場合
 2. 6 競技会開催中に、組織委員会が用意したものとは異なる障害物を使って練習を行った場合（第240条2.5と第201条4を参照）
 2. 7 練習用馬場に設置された障害物を誤った方向から飛越した場合、あるいはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれを誤った方向から飛越した場合（第201条4と第202条4を参照）
 2. 8 獣医規程の第1034条（四肢の知覚異常に関する標準検査方法）にて対象となっている事例を含め、競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは関係するあらゆる役員（一般規程第142条2を参照）から報告のあった馬への虐待行為と／あるいは残虐な扱いすべて
3. 失格措置が必須である場合
 3. 1 脇腹や口、鼻からの出血、あるいは拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候が馬体のいずれかの部位で認められる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナーな事例では、口をすすがせたり血を拭き取る行為を役員が認め、当該選手の競技継続を認可する場合がある。口でこれ以上の出血が確認された場合は失格となる。）
 3. 2 競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越したり、あるいは競技会期間中にどのような目的であれ、馬と共に競技会場を出ることは許可されない。このような行為は失格となる。

第243条 馬に対する虐待行為（第107条も参照）（JEF）

1. 様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態においても馬に対する残忍行為、非人道的行為、虐待行為をとることは厳しく禁止される（第242条2.8を参照）。

競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為、あるいは一連の行為に対して、

本規程に則って次の科罰のいずれか、あるいは複数の科罰が科される：

- (i) イエロー警告カード（第134条を参照）
- (ii) 罰金
- (iii) 失権
- (iv) 失格

2. 次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる：

2. 1 馬の肢たたき

「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手と／あるいは騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬がぶつかるような物を設けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり／あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンド・ラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけないように飛べないような向け方をすることなどを言う。一

競技場審判団の管轄する期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。更に競技場審判団は、状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手と／あるいは馬を競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。

2. 2 鞭の過剰使用

- 鞭は騎乗者の感情のはけ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰使用となる。
- 失権した後に鞭を使用してはならない。
- 鞭を逆さに使ってはいけない（例えば右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。馬の頭部を鞭で打つ行為は、常に鞭の過剰使用とみなす。
- 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には、常に鞭の過剰使用とみなされる。

鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。

2. 3 他の形態での虐待行為

他のいかなる形態での虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、また獣医規程や他の FEI 諸規程に明記されている他の事例など）も禁止され、本規程に基づいて的確に罰せられなければならない。

第244条 ブーツとバンテージ規制

1. スチュワード業務 - ブーツおよびバンテージ規制（第 257 条 2.3 と FEI 獣医規程の付則 X も参照のこと）

グランプリ競技、ネーションズカップ競技、および各競技会で最高賞金額が設定されている競技では、全頭についてブーツとバンテージの検査を行わなければならない。他の競技でもブーツとバンテージ

の検査を行うことが推奨される。ブーツとバンテージ規制の手順については、FEI獣医規程とFEI障害馬術スチュワード・マニュアルを参照のこと。

第8章 ジャンプオフ

第245条 ジャンプオフ概略

1. 同一競技において1回またはそれ以上の走行を経て、第1位同点となった選手のみがジャンプオフに出場できる。選手は、該当競技に使用した同一馬でジャンプオフに出場しなければならない。
2. 原則として、ジャンプオフは本競技で使われたルールと基準、およびその種の競技で適用されるジャンプオフ規程に則って行わなければならない。しかし、基準A採用のマイナー競技のジャンプオフについては、その旨が実施要項に記載してあれば基準Cで審査を行うこともできる。いかなる場合も、ジャンプオフは本競技の走行が終了した後、直ちに行わなければならない。
3. 実施要項に明記してある場合、組織委員会は、走行を減点なしで完走した選手はその走行後直ちにジャンプオフへ進むよう定めることができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルをもう一度鳴らさなければならないが、これに際しては第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することはできない。この種のジャンプオフは、第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技や最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、第238条2.1あるいは第238条2.2に従って順位を確定する。
4. 本規程に別段の定めがない限り（パワーアンドスキル競技は262条参照：JEF）、いかなる競技も3回以上のジャンプオフを行ってはならない。
5. 実施要項または本規程で特に決められている場合を除き、ジャンプオフのスターティングオーダーは、1回目の走行のスターティングオーダーと同じでなければならない。（JEF）

ジャンプオフのある1回走行競技の本ラウンド・スタート前に落鉄した馬については、これより後のスターティングオーダーが与えられる。ジャンプオフでスタート前に落鉄した場合は、3頭分後ろのスターティングオーダーが与えられる。蹄鉄の装着がこの時までには終了していない場合は、競技場審判団の判断で、スターティングオーダーをさらに繰り下げるか失権とするか決定される。

6. 第1位で同点となった場合は、実施要項の条項に則ってジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフの条項がない場合は、ジャンプオフを行わない競技と考える。

第246条 ジャンプオフでの障害物

1. ジャンプオフでの障害物は、第208条4に定める限度内で、高さと／あるいは幅（部分的もしくは全体的に）を変更できる。しかしながら、ジャンプオフ用障害の寸法を増すことができるのは、複数の選手が飛越減点なしで本走行を終え、同点で第1位となっている場合のみとする。

2. 本競技でコンビネーション障害が使われている場合は、ジャンプオフにもコンビネーション障害を最低1個は含めなければならない。
3. ジャンプオフに使われる障害物の数は6個（コンビネーション障害は1つと数える）まで減らすことができる。
4. ジャンプオフでは障害物の形、タイプ、色を変えてはならないが、コンビネーション障害の一部を取り除いても構わない。コンビネーション障害がトリプル、あるいは4個の障害物で構成されている場合は、中央の障害物だけを除くことはできない。
5. ジャンプオフ用障害物の飛越順序は、本走行のコースから変更してもよい。
6. ジャンプオフにおいては、コンビネーションの障害間距離を変更してはならない。
7. ジャンプオフ用コースには、最大2個まで単独障害を追加することができる。この追加障害物については2個とも、コース下見に際してコースに設置されている、あるいは本走行の走行で使用された障害物で構築されていなければならない。これらの障害物は幅障害2個、垂直障害2個、あるいは幅障害1個と垂直障害1個のコンビネーションの何れでもよい。垂直障害はどちらの方向に飛越してもよいのか、あるいは一方向のみなのかをコース図と障害物自体にも明示しなければならない。本走行のコースに含まれていた障害物をジャンプオフにて逆方向から飛越する場合、この障害物は追加が認められる2個の障害物の一つとみなされる。第1あるいは第2ラウンドにて使用された垂直障害をジャンプオフで幅障害（あるいはその逆）へ変更して使用する場合、追加の2個の障害物の一つとみなされる。

第247条 ジャンプオフでの失権あるいは出場辞退

1. ジャンプオフで失権となった選手は、ジャンプオフを完走した選手の次に順位付けられる。
2. 競技場審判団の許可を得てジャンプオフへの出場を辞退した選手は、いかなる場合もジャンプオフで失権した選手、あるいは正当な理由でコース走行中に棄権した選手の次に順位付けられる。正当な理由なしにコース走行中に棄権した選手や、意図的に失権となるような行動をとった選手については、このジャンプオフへの出場を辞退した選手と同順位とする。
3. 順位決定のジャンプオフ前に、2名またはそれ以上の選手がジャンプオフ出場を辞退した場合、競技場審判団はこの申請を受け入れるか退けるべきかを決定する。競技場審判団がこの出場辞退を認める場合は、組織委員会がくじ引きでトロフィーの授与先を決め、賞金は合計して選手間で等分する。競技場審判団から競技続行の指示があったにもかかわらず選手らが従わなかった場合は、トロフィーの授与はなく、当該選手らは賞金のみを受け取り、順位はジャンプオフを行ったものとして、その最下位となる。

第9章 順位

第248条 個人順位と表彰

1. 個人選手の順位は、競技で採用されている基準とプログラムに記載されている条件、あるいはコース図に示された変更事項に従って決定される。
2. 入賞する可能性がない選手については、競技場審判団の判断で、その走行中のどの時点でも走行中止を命じられることがある。
3. 競技の第1ラウンドを完走できない選手は、一部の特別競技を除き、受賞する権利はない。
4. 予選競技で入賞した選手は、予選で出場資格を得た決勝競技への出場を辞退した場合でも、予選競技での受賞を維持できる。
5. 入賞した選手は、その入賞馬とともに表彰式に参加しなければならない。しかし安全上の理由から、競技場審判団が例外を設けることもある。入賞した選手が正当な理由なしに表彰式へ出席しなかった場合は、競技場審判団の判断により、組織委員会からの賞の授与保留が認められることがある。従って、組織委員会は実施要項とプログラムに表彰式への出席を求める入賞者数を公表しなければならない。実施要項あるいはプログラムに出席すべき人数が記載されていない場合は、入賞したすべての人馬が表彰式に出席しなければならない。
6. 競技スポンサーから提供された馬着を除き、表彰式で馬着を使用することは認められない。しかし特別な状況下では、競技場審判団がこの規則を緩和できる。

第10章 選手と馬

第249条から第255条については、主催および公認競技会では適用しない。

- 第249条 CSIO への招待
- 第250条 CSI への招待
- 第251条 参加申込（一般規程第116条も参照）
- 第252条 スタートオーダー
- 第253条 出場選手の申告
- 第254条 馬の参加と頭数
- 第255条 チルドレン、ジュニア、ヤングライダー（付則9と付則12も参照）

第256条 服装、保護帽、敬礼

1. 服装

- 1.1 選手は観客の前に出るときには正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては程第256条1.5と第256条3.1.2.1(e)に合致した服装が求められる。
- 1.2 コースの下見に際しては身だしなみの整った服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖シャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）付きでなければならない；長袖シャツは白い袖口が付いてなければならない。
- 1.3 悪天候の場合、競技場審判団は外套または防水服（透明または半透明のものに限る）の着用を許可することもある。また、乗馬ズボン用の雨具については、競技場内での着用は許可し

ない。非常に暑い天候の場合は、競技場審判団が選手に対してジャケットなしで競技に臨むことを認める場合もある。(JEF)

1. 4 騎乗するすべての者は、3点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。本規程で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。走行中、ヘッドギアが外れるあるいは固定がゆるくなった場合、選手はかぶり直すあるいは締め直してから走行を開始しなければならない。このような場合、選手がヘッドギアの再着用および／またはハーネスを締め直す際に停止しても減点の対象としないが、時計は止めない。ヘッドギアを正しく締め直すために急停止すると危険な場合(例えば、コンビネーションの途中あるいは飛越しようとしている障害の1歩または2歩前の場合)以外は、選手がヘッドギアを正しく着用せずに障害物を飛越した、あるいは飛越しようとした場合、失権となる。例外として、シニア選手が表彰式にて賞品を受け取る際、国歌が流れている際、あるいは全てのセレモニーのような場面の際にはヘッドギアを外すことが許される；ウィニングランの際には再度着用が義務付けられる。(JEF)
1. 5 民間人は、黒・紺・赤色のジャケットの着用を義務づける。乗馬ズボンに白または淡黄褐色とし、黒または茶色の長靴の着用が求められる。他の暗色長靴の着用はJEFの判断で認められる場合がある。シャツは長袖でも半袖でもよいが、白の襟(カラー)つきであることと、長袖シャツの場合は白い袖口が必要である。白いタイあるいはチョーカーを着用すること。ジャケットを着用しない場合は、袖つきのシャツを着用しなければならないが、長袖でも半袖でもよい。(JEF)
1. 6 警察官、自衛隊関係者は、民間人と同じ服装かもしくは制服を着用することができる。(JEF)
1. 7 競技場審判団の判断により、服装が不適切な選手については競技への参加が認められない場合もある。
1. 8 この規程に従わない選手は、競技場審判団により10,000円の罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規程に準拠したジャケットを着用するまでは競技参加を認められない。(JEF)
1. 9 色彩について論議が生じた場合はJEF理事長に付託し、障害馬術本部との協議によりJEF理事長の決定が最終となる。(JEF)

2. 敬 礼

2. 1 審判長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄下にてアリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼をしなければならない。競技場審判団は、敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すこともある(第240条1.7を参照)。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議の上、各競技の開始前に選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席されているときには、組織委員会が審判長の了承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならず、また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。
2. 2 選手は、パレードの間、表彰式あるいは国歌が流れる間は敬礼するものとする。
2. 3 特別な理由により、競技場審判団が敬礼は不要であるとの決定を下すことがある。
2. 4 選手は、敬礼の際にヘッドギアを外してはならない。鞭を上げるか頭を下げることで正式な敬礼をしたとみなされる。

3. 選手および馬につける広告

3. 1 IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会（オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程を参照）を除くすべての競技会において、選手は下記に示す通り、衣類や装具のメーカー識別表示（名称と／あるいはロゴ）、あるいはスポンサーのこれに類するものを身につけることができる：
 3. 1. 1 メーカーの識別表示
 3. 1. 1. 1 競技場内にいる場合、あるいは表彰式の際に、スポンサー企業ではない衣類や装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、衣服と装具につき各1ヶ所、3cm²以下の表面積とする。
 3. 1. 1. 2 スポンサーの識別表示
 3. 1. 1. 2. 1 競技場内にいる場合、あるいは表彰式の際に表示できる選手スポンサーの名称と／あるいはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：
 - a) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm²
 - b) ジャケットあるいは上着の両側各々に胸ポケットの高さで80cm²
 - c) シャツおよびハンティング・ストックの襟両側、女性のブラウスの襟では中央部分で16cm²
 - d) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm²
 - e) 民間人は硬質保護帽の中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。
 - f) 乗馬ズボン左脚に縦方向で一ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）
 3. 1. 1. 2. 1. 1 上記の記載に関わらず、公認障害馬術競技大会の組織委員会は、実施要項にてこのような名称やロゴの表示を禁止することができるが、第256条3.1.2.1に示した限度内でのJEFパートナーと／あるいはJEFスポンサーの名称とロゴについては例外とする。**(JEF)**
 3. 1. 1. 2. 1. 2 項については主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**
 3. 1. 1. 2. 2 主催競技会とすべての公認障害馬術I競技会において、組織委員会は競技と／あるいは競技会スポンサーの名称と／あるいはロゴを、競技エリアにいる組織委員会運営員の衣服、および馬が競技エリアにいる場合や表彰式の際に使用する馬着にも表示できる。選手のゼッケンに付ける名称と／あるいはロゴのサイズは100cm²以内とする。
 3. 1. 1. 3 選手の所属識別 **(JEF)**
 3. 1. 1. 3. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に、選手の国名やロゴ、国の象徴と／あるいは国旗、および／あるいは選手のNFロゴもしくはは名称を以下の表面積を超えない範囲で表示できる：
 - (i) ジャケットあるいは上着の両側各々に胸ポケットの高さで適度な大きさ
 - (ii) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm²
 - (iii) 硬質保護帽の中央部分に垂直に（第256条3.1.2.1.eの仕様を参照）
 - (iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で一ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）
 - (v) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm²
表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属を選手スポンサー名称と／あるいはロゴと併せて表示できる。**(JEF)**
 3. 1. 1. 4 選手の氏名
 3. 1. 1. 4. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に、乗馬ズボン左脚に縦方向で一ヶ所80cm²以内

(長さ20cm、幅4cm以内)の表面積で選手名を表示できる。

3. 2 本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に、上着の前後であれば400cm²以内、ヘッドギアでは50cm²以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーと／あるいはNFスポンサーのロゴと／もしくは国名を表示することができる。
3. 3 この項目については適用しない。(JEF)
3. 4 書面による別段のJEF合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは、選手が審査される場所と馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習用馬場を含めない。(JEF)

第257条 馬装

1. 競技アリーナにて：
 1. 1 遮眼帯の使用は禁止である。
 1. 2 頭絡の頬革上にシープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の顔から直径3cmを超えないものとする。
 1. 3 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。チルドレン競技の馬には、スタンディング・マルタンガールの使用が認められる。
 1. 4 銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき、馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。
手綱は銜に付けるか、直接、頭絡に装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。
 1. 5 舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については、FEI獣医規程第1011条2.6.5を参照のこと。
 1. 6 表彰式や競技後のパレードの時を除き、競技アリーナでの折り返し(ランニング・レーン)の使用は禁止である。
2. 組織委員会の管轄下にある競技会場内すべての場所(制限区域)では、以下の条項を適用する：
 2. 1 安全確保の観点より、鍙や鍙革(セーフティ鍙にも適用される)は固定せず、あおり革の外側に托革からつられていなければならない。選手は直接あるいは間接的にであれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。
 2. 2 選手はフラットワークを行う際に馬場馬術用の鞭を使用できるが、先端に錘の付いた鞭はいかなる場合にも認められず、またアリーナと練習用馬場で横木通過や障害飛越をする際に、75cmを超える長さの鞭を使用したり携帯することも禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる(第241条3.21を参照)。
 2. 3 馬の前肢あるいは後肢に用いる装具(単一のプロテクターか複数のプロテクター、フェットロックリングなど)の総重量は、1肢あたり500gまでとする(蹄鉄は含まない)。この条項に従わない場合は失格となる(第242条2.8を参照)。
 2. 4 項については、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
3. 馬具と装具に付ける広告

馬具と装具に付ける広告の制限については、障害馬術規程第256条3に定める条件を適用する。

第258条 事故

1. 選手または馬の事故により走行を終えることができない場合は、選手、馬とも失権となる。事故が発生しても選手が走行を完了した場合は、乗馬で退場しなくても失権にはならない。
2. 競技場審判団が事故後に選手あるいは馬のいずれかが競技継続には適さないと判断した場合、同審判団はこれを失権としなければならない。

第11章 役員

第259条 役員

主催競技会は、別表3「主催競技会の大会役員編成に関する基準」および別表4「国民体育大会馬術競技中央競技役員編成に関する基準」による。(JEF)

7. 利害の抵触

状況から判断して大方の者が利害の競合があると推察するような場合には、利害の抵触実質的に存在すると言える。利害の抵触とは、JEFを代表するか、あるいはJEFに代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えるとみなされるような、家族関係などを含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的關係と定義づけられる。

現実的に可能な限り、利害の抵触は避けなければならない。しかしながら、スポーツ成績の向上を目指すため、JEFが利害の抵触と確立された専門性との釣り合いをとらねばならない事例もあるだろう。

(JEF)

第12章 競技

第260条 概要

1. 個人およびチームを対象とする様々な障害馬術競技がある。以下の規則では、国際競技会で最も多く行われる競技を網羅する。
2. 組織委員会は、スポーツに多様性をもたせるためにも新しいタイプの競技を提案することができる。しかしながら、本章に述べる競技についてはすべて、この障害馬術規程を厳守して開催しなければならない。

第261条 ノーマル競技とグランプリ競技

1. ノーマル競技とグランプリ競技（後者は実施要項に明記していなければならない）は飛越能力の審査を主たる要素にしているが、第1位で同点の選手がでた場合には1回目のジャンプオフ、もしくは最大限2回のジャンプオフにスピードを導入して優劣を決定することができる。
2. これらの競技は基準Aにてタイムレース、あるいはタイムレースとしない条件で審査されるが、必ず規定タイムを設ける。

3. コースは馬の飛越能力の審査を主眼として設定する。組織委員会は障害物の数、障害物の種類、障害物の高さや幅が限度内で設置されるよう責任を負う。
4. グランプリ競技への出場資格の項については、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
5. グランプリ競技は次のいずれかの方式に従って行わなければならない：
 5. 1 ジャンプオフを1回もしくは2回行う1回走行で、ジャンプオフの1回目か2回目はタイムレースとするかあるいは両方ともタイムレースとする；
あるいは
 5. 2 タイムレースのジャンプオフを1回行う2回走行（同一または異なるコースにて）；
あるいは
 5. 3 2回走行を行い、2回目をタイムレースとする。
6. 項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第262条 パワーアンドスキル競技

1. 通 則

1. 1 パワーアンドスキル競技の目的は、限定数の大障害における馬の飛越能力を示すことにある。
1. 2 第1位で同点の選手が出た場合は、一連のジャンプオフを行わなければならない。
1. 3 ジャンプオフ用障害物は、常に本競技のコースに使用されたものと形やタイプ、色も同じでなければならない。
1. 4 3回目のジャンプオフを終えても優勝者を決定できない場合、競技場審判団は競技の継続を止めることができる。4回目のジャンプオフでも決定できない場合は、競技場審判団が競技の継続を止めなければならない。この段階で残っている選手は同一順位となる。
1. 5 3回目のジャンプオフ後に選手が競技の継続を希望しない場合は、競技場審判団は競技の継続を止めなければならない。
1. 6 3回目のジャンプオフで過失があった場合は、4回目のジャンプオフを行うことができない。
1. 7 同減点の場合、タイムは順位の決定要素にはならない。規定タイムも制限タイムも設定しない。
1. 8 競技は基準Aに基づき審査が行われる。
1. 9 選手が練習用馬場で調教ができない場合に限って、アリーナ内に練習用障害物を設置しなければならない。任意障害の使用は認められない。
1. 10 アリーナの広さと選手数によって状況が許せば、1回目もしくは2回目のジャンプオフで残っている選手はアリーナ内で待機できるよう競技場審判団が判断をくだすことがある。この場合、競技場審判団は練習用障害物の使用を認めることができる。

2. ピュイッサンス競技

2. 1 本走行のコースは4個～6個の単独障害で構成し、このうち少なくとも1個は垂直障害でなければならない。第1障害は高さを1.40m以上とし、それ以降は高さが1.60m～1.70mの障害物を2個、高さが1.70m～1.80mの箱障害か垂直障害を1個設置しなければならない。コンビネーション障害、水濠障害、乾壕、自然障害の使用はすべて禁止されている。
踏切側に傾斜板（箱障害基底部から距離は最大30cm）が付いている箱障害の使用は認められる。
2. 2 箱障害の代わりに垂直障害を使うこともできるが、その場合は上に横木を1本のせたプランク（平板）、あるいは上に横木を1本のせたプランクと横木のコンビネーション、もしくはすべて

横木で構成した障害物で代用することができる。

2. 3 第1位で同点の選手がでた場合は、2個の障害物で一連のジャンプオフを行わなければならない。障害物は箱障害か垂直障害を1個と、幅障害1個とする（障害馬術規程第246条1を参照）。
 2. 4 ジャンプオフでは2つの障害物の高さを段階的に上げ、幅障害については幅も広げなければならない。第1位で同点の選手等が前回の走行で減点を出していない場合にのみ、垂直障害あるいは箱障害の高さを上げることができる（第246条1を参照）。
3. 六段障害飛越競技
 3. 1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用し、同じように構築しなければならない。障害物の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。
 3. 2 障害物をすべて同じ高さで造ってもよい。例えば、一律1.20mに設定する
もしくは
 3. 2. 1 段階的に高さを変える。例えば、1.10m、1.20m、1.30m、1.40m、1.50m、1.60m
あるいは
 3. 2. 2 最初の2つの障害物を1.20mで、次の2つの障害物を1.30mというように設定する。
 3. 3 馬が拒止したり逃避した場合は、過失のあった障害物から走行を再開しなければならない。
 3. 4 第1位で同点となっている選手が第1ラウンドで減点があった場合を除き、最初のジャンプオフは高さを上げた6個の障害物で行わなければならない。最初のジャンプオフの後に、障害物の数を4個までに減らすことができるが、障害間距離は当初に定めた11mを維持しなければならない（障害物を減らす場合には低いものから外すこと）。

第263条 ハンティング競技、あるいはスピードアンドハンディネス競技

1. これらの競技の目的は、馬の従順さ、調教程度、そしてスピードを示すことにある。
2. これらの競技は基準Cで審査される（第239条を参照）。
3. コースは彎曲していて、障害物の種類も多様でなければならない（選択障害を設けることができ、これによって選手は難度の高い障害物を飛越することで走行距離を短縮できる）。

バンク、スロープ、乾壕などの自然障害を飛越する競技をハンティング競技と呼び、実施要項でもその名称で記載しなければならない。（この種類のもので）その他の競技はすべてスピードアンドハンディネス競技と呼ぶ。

4. コース図には通過すべきコースを指定しない。コース図では、各障害物の飛越方向を矢印で示すのみとする。
5. 回転義務地点がどうしても必要な場合にのみ、コース図に記載する。

第264条、第265条については、主催および公認競技会においては適用しない。

第264条 ネーションズカップ

第265条 スポンサーチーム競技と他の団体競技

第266条 フォルト・アンド・アウト競技

1. この競技はそれぞれ番号を付けた中級程度の障害物を用い、タイムレースとして行う。コンビネー

ション障害を含めてはならない。選手の走行は過失が何であれ（障害物の落下、不従順、落馬など）、最初の過失が発生した時点で終了となる。

障害物が落下したり、指定時間が経過した時点でベルが鳴らされる。その後、選手は次の障害物を飛越さなければならず、馬の前肢が着地した時に計時が止められるが、ベルが鳴ってから飛越した障害物については得点とならない。

2. この競技ではボーナス・ポイントが与えられる：正しく障害物を飛越すると2点、障害物の落下があると1点である。
3. 走行終了の原因となった過失が障害物の落下以外の場合、例えば不従順、落馬、あるいは障害物を飛越しなかったことで計時が止められる場合はベルが鳴らされる。選手は同得点を獲得した選手の中で最下位となる。
4. この競技の優勝者は獲得点数の一番高い者である。同点の場合は走行タイムが勘案され、一番早く走行した者が優勝となる。
5. フォルト・アンド・アウト競技は2つの方法で行うことができる：
 5. 1 一定の障害物の数で行う場合
これはできるだけ多くの障害物を飛越することを競う競技で、選手が最後の障害物を飛越してフィニッシュラインを通過すると同時に計時器が止められる。
第1位について得点もタイムも同じであった場合にのみ、障害物の数を限定してフォルト・アンド・アウト競技のジャンプオフを行わなければならない。
 5. 2 60秒～90秒の指定時間（屋内アリーナでは45秒）を設けて行う場合
選手は指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越し、コース走行を終了しても指定時間が残っている場合は、再びスタートして同じコースを回る。
馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害物の落下の有無に関わらず点数に数えられる。計時は次の障害物で馬の前肢が着地した時点で止められる。同減点で同タイムの場合は同順位となる。

第267条 ヒット・アンド・ハリー競技

1. この競技では最初の過失で失権となるのではなく、選手は正しく飛越した障害物に2点、落下した障害物には1点が与えられる。コンビネーション障害は使用してはならない。
2. この競技は60秒から90秒（屋内では45秒）までの指定時間内で行われる。不従順はその選手が費やしたタイムで減点されるが、2回の不従順、1回の落馬は走行停止となる。この場合、選手は同点の選手の中で最下位となる。
3. この競技の優勝者は指定時間が切れるまでに、最も短時間で最も多くの得点を得た選手とする。
4. 指定時間が切れるとベルが鳴らされる。選手が次の障害物を飛越して馬の前肢が着地した時点で計時が止められるが、ベルが鳴らされた後に飛越した障害物については得点が与えられない。
5. 馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害物の落下の有無に関わらず点数に数え

られる。選手の走行タイムは前記4で述べたように、次の障害物でとる。

不従順と障害物の移動あるいは落下があった場合は、指定時間から6秒が差し引かれ、これに応じてベルが鳴らされる。

6. 計時を止めることとなる障害物を最初の試行で飛越しなかった場合は、走行終了となる。この選手は同得点を得た選手の中で最下位となる。

第268条 リレー競技

1. 通 則

1. 1 リレー競技は2名、あるいは3名の選手で構成するチームを対象とした競技である。チームメンバーは一緒にアリーナへ入る。
1. 2 コース図に示されたコースをチームメンバーが連続的に完走しなければならない。
1. 3 スタートラインを通過した選手は第1障害を飛越さなければならず、また最終障害を飛越した選手はフィニッシュラインも通過することで、計時が止められる。一人の選手が最後から2番目の障害物を飛越した後に、別の選手がフィニッシュラインを通過した場合は、チーム失権となる。
1. 4 走行タイムは最初の選手がスタートラインを通過した時点から、同チームの最終走者がフィニッシュラインを通過する時点までを計測する。
1. 5 規定タイムは当該競技の速度と、コース全長にチームメンバーの人数を掛けたものに基づいて算出する。
1. 6 走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、走行に要した時間にタイム修正を加算しなければならない（第232条を参照）。
1. 7 チームメンバー1名の失権により、チーム全体の失権となる。
1. 8 チームメンバーによる2回目の不従順、あるいは選手の落馬または人馬転倒1回でチーム失権となる。
1. 9 バトンタッチの際に、選手が前走者の馬の前肢が地面に着く前に踏み切った場合は、チーム失権となる。

2. リレー競技は次の要領で開催される：

2. 1 ノーマル・リレー

2. 1. 1 ノーマル・リレーでは、最初の選手がコースを走行して最終障害を飛越した段階で次の選手が走行を開始し、以下同じ様に繰り返す。
2. 1. 2 チームメンバーが最終障害を飛越して、その馬の前肢が地面に着き次第、次の選手は第1障害を飛越できる。
2. 1. 3 これらの競技は基準Cで行う。

2. 2 フォルト・アンド・アウト・リレー（飛越回数リレー競技）

この競技は障害馬術規程第266条に定めるフォルト・アンド・アウト競技の条項に基づいて行われ、チームメンバー全員でできるだけ多くの障害物を飛越するか、またはメンバー分の指定時間を合計した時間内に、チームメンバー全員でできるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。

2. 2. 1 飛越回数を競う場合

2. 2. 1. 1 各選手が走行を終了した時点、あるいは最終障害以外で過失があったときにはベルが鳴らされ、選手は必ず交代しなければならない。次に走行を開始する選手は第1障害か

ら、あるいは障害物の落下があった場合はその次の障害物、もしくは不従順のあった障害物から走行を開始しなければならない。

2. 2. 1. 2 チームの最終走者が過失なしで走行を終了した場合、あるいはコースの最終障害を落下させた場合、同選手の走行はフィニッシュラインを越えた時点で終了し、計時が止められる。
2. 2. 1. 3 チームの最終走者が最終障害以外の障害物を落下させた場合は、ベルが鳴らされ、同選手は走行タイムの記録のために次の障害物を飛越しなければならない。この最終走者が何らかの理由で走行タイムを記録するための障害物を飛越しなかった場合、そのチームは同得点でタイムが記録されているチームの中で最下位となる。
2. 2. 1. 4 この競技ではボーナス・ポイントが与えられる：障害物を正確に飛越した場合は2点、飛越に障害物の落下を伴った場合は1点。1回目の不従順は減点1、それ以降はチームの構成人数によるが、2番目あるいは3番目の選手による不従順は各々減点2。規定タイムの超過は、1秒あるいは1秒未満の端数ごとに減点1。
2. 2. 1. 5 順位は各チームの得点合計で最も点数が高く、また時間の早い順に決定される。
2. 2. 2 指定時間を合計した時間内で競う場合
2. 2. 2. 1 この場合は、2.2.1.1、2.2.1.3、2.2.1.4、2.2.1.5の条項を適用しなければならない。
2. 2. 2. 2 各チームとも45秒（最小限）から90秒（最大限）にチームメンバーの人数を掛けた指定時間を与えられる。
2. 2. 2. 3 チームは指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越する。チームメンバー全員が走行を終了してもまだ指定時間が残っている場合は、最初のチームメンバーが再びスタートして同じコースを回る。
2. 2. 2. 4 チームの最終走者がその走行の最終障害を落下させた場合、同選手はコースの第1障害を飛越して走行タイムを記録してもらわなければならない。
2. 2. 2. 5 走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、指定時間からタイム修正の6秒が差し引かれる。
2. 3 フォルト・アンド・アウト・サクセッシブ・リレー（飛越回数連続リレー競技）
この競技はフォルト・アンド・アウト・リレーと同じ規則に従って行われ、できるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。しかし、選手は前走者が過失を出した時点で交代し、各チームの人数と同じ回数のコース走行を終了するまで継続する。
2. 4 フォルト・アンド・アウト・オプション・リレー（飛越回数選択リレー競技）
2. 4. 1 この競技では、選手の交代を任意で行うことができる。しかし、各選手がその走行を終了した時点、あるいは過失があった時にはベルが鳴らされ、その場合は交代が義務づけられる。
2. 4. 2 選択リレーは基準Cで行われる。

6. 国民体育大会で実施するリレー競技

国民体育大会馬術競技会実施要項および同規程に記載される要領で実施する。（JEF）

第269条 アキュムレーター競技

1. この競技は6個、8個、または10個の徐々に難度の高くなる障害物を用いて行う。コンビネーション障害は許可されていない。段階的な難度には障害物の高さや幅だけでなく、コースの難度も含まれる。
2. ボーナス・ポイントが次の通り与えられる：第1障害を無過失で飛越した場合は1点、同様に第2障害

で2点、第3障害で3点等々となり、合計21点、36点または55点が与えられる。障害物を落下させた場合は得点が与えられない。障害物の落下以外の過失は基準Aに従って減点される。

3. この競技はジャンプオフを行わないタイムレースの初回走行、第1走行での1位が同得点だった場合に、タイムレースまたはタイムレースではないジャンプオフを行う形式で開催できる。ジャンプオフを行う場合は6個以上の障害物を用いるが、高さと／あるいは幅を増すことができる。ジャンプオフで使われる障害物は初回走行と同じ順序で飛越しなければならず、最初の走行で割り振られた障害物個々のポイントはそのままとする。
4. タイムレースとせずにジャンプオフを1回行う競技として開催された場合、ジャンプオフへ残れなかった選手については走行タイムに関わりなく、初回走行時の得点に応じて順位が決定される。最初の走行をタイムレースとし、ジャンプオフを行う競技として開催された場合にジャンプオフへ残れなかった選手については、初回走行時の減点とタイムに従って順位が決定される。
5. コースの最終障害では選択障害を置くことができ、そのうちの一個をジョーカーとして指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度が高くなければならず、ポイントは2倍となる。ジョーカーを落下させた場合は、そのポイントがその時点までに選手が得たポイント合計より差し引かれる。
5. 1 選択障害として、ジョーカーをフィニッシュラインの後に設置することができ、その場合はジョーカーをメインコースの一部とせず、次の方式を採用しなければならない: 選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムが記録され、その後20秒が与えられ、飛越を選択すればジョーカーを1回試行できる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコース最終障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、(第217条1) この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。

第270条 トップスコア競技

1. この競技では一定数の障害物がアリーナに設置される。各障害物にはその難度に応じて10点から120点までのポイントが付けられる。コンビネーション障害の使用は認められない。
2. 障害物はどちらの方向からでも飛越できるように造らなければならない。
3. 障害物に割り当てられるポイントは、コースデザイナーの裁量により同じ点数を繰り返し使用しても構わない。アリーナ内に障害物を12個設置できない場合に、どの障害物を省くかはコースデザイナーに一任される。
4. 選手は正しく障害物を飛越した場合に、その個々の障害物に付けられたポイントを合計して得点が与えられる。落下した障害物については得点を得られない。
5. 各選手は45秒（最小限）から90秒（最大限）までの定められた時間を与えられる。この時間内に、選手は自分の選んだ障害物を、自分の希望する順序と方向に飛越することができる。スタートラインはどちらの方向から通過してもよい。（スタートラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない）走行中、選手はスタートラインとフィニッシュラインを好きなだけ両方向に通過することが許される。

6. ベルの音で指定の走行時間の終了を告げ、どのポイントまで合計されるかを定める。タイムを記録するため、選手はいずれかの方向からフィニッシュラインを通過しなければならない。フィニッシュラインを通過しない場合は、その選手は失権となる。フィニッシュラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。
7. 障害飛越で馬が既に踏み切っている時に指定時間がきた場合、その障害物を正しく飛越できれば選手の得点として計算される。
8. 走行中に落下した障害物は復旧されず、それを再び飛越しても得点とはならない。不従順の結果として障害物の落下が生じたり、障害物の最上段と同じ垂直面上にある障害物の下段部分が移動した場合にもこれを適用する。障害物の落下を伴わない不従順の場合は、その障害物を飛んでもよいし、違う障害物へ進んでも構わない。
9. 各障害物を2度ずつ飛越してもよい。自発的であるとないとに関わらず、障害物を3度目に飛越すること、または既に落下した障害物の標旗間を通過しても失権とはならない。しかし、この障害物に割り当てられたポイントを獲得することはできない。
10. 不従順についてはすべて、それに費やした時間で減点される。落馬／馬の転倒は失権となる。(第241条3.25を参照のこと)
11. 最高得点を得た者が優勝となる。同得点の場合はスタートからフィニッシュラインの通過までの所要時間が最も短い選手を上位とする。実施要項に記載がある場合は第1位の得点およびタイムが同じときは、指定時間を40秒とした同様の方式でジャンプオフを1回行う。(障害馬術規程第245条6を参照のこと)。記載がない場合、同得点、同タイムの選手は同順位となる。
12. ジョーカーの使用には2つの方法がある：
 - 12.1 コースの一部として、標旗で分かるように設置した「ジョーカー」と呼ばれる障害物を1個設置することができる。ジョーカーは2回まで飛越できる。この障害物を正しく飛越するごとに200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。
 - 12.2 ジョーカーをメインコースの一部としない。所定時間が過ぎるとベルが鳴らされ、選手の走行は終了となる。選手はフィニッシュラインを通過し、走行タイムが記録され、その後20秒が与えられてジョーカーの飛越を試みることができる。ジョーカーでは1回の試行のみ認められる。このジョーカーを正しく飛越した場合は200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。

第271条 コース自由選択競技

1. この競技では、選手は自分が選択した飛越順序で障害物を1回ずつ飛越する。すべての障害物を飛越しない選手は失権となる。コンビネーション障害の使用は認められない。
2. 選手はスタートラインとフィニッシュラインをどちらの方向からでも通過してよい。両ラインには、それぞれ標旗を4本、即ちラインの両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。コース図に示されていない限り、障害物は何れの方向から飛越しても構わない。

3. この競技は速度を定めず、基準Cに従って行う。
4. 走行タイムの計測が開始されてから120秒以内にコースの走行を終了できない場合は失権となる。
5. 不従順はすべて、選手が費やした時間によって減点される。落馬／馬の転倒に関わる減点については、障害馬術規程第241条3.25を参照のこと。
6. 障害物の落下や移動を伴う拒止、逃避があった場合は、落下または移動してしまった障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出してから選手は走行を再開できる。
その後、自分の選択した障害物を飛越できる。この場合は走行タイムに6秒のタイム修正が加算される（障害馬術規程第232条を参照）。

第272条 ノックアウト競技

1. この競技は2名1組で互いに競うものである。選手はプログラム中の別の競技、または予選競技の結果によって出場資格を獲得し、タイムレースで基準Aに従うか、あるいは基準Cに基づいて行われる。
2. 同じように造られた2つコースを使い、2名の選手は同時に競う。コンビネーション障害の使用は認められない。

もし他方の選手のコースに侵入して相手の邪魔になった場合には、侵入した選手が失権となる。
3. 各走行で勝ち残った選手が2名ずつ組を作り、次の走行で対決する。以降、優勝者を決める最後の2名になるまでこの手順で続けられる。
4. この競技で騎乗できるのは、各選手とも予選ラウンドあるいは予選競技で出場資格を得た馬のうち1頭である。対戦相手が棄権した場合、残った選手はを戦勝となり、次のラウンドへ進める。
5. 予選ラウンドまたは予選競技で最下位にて同点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを行わなければならない。
6. 2名の選手によって行われる勝ち抜き戦において、基準Aで採点する場合はタイムレースとしない。いかなる性質の過失（障害物の落下、拒止、逃避）でも減点1となる。しかしながら、障害物の落下を伴うか否かに関わらず拒止が発生した場合は、その障害物を飛越せずに、あるいはその障害物の復旧を待たずに走行を継続する。基準Aで審査される場合、選手は減点1となる。障害物の飛越を試みずに通過した場合は失権となる。基準Cに従って行われている競技であれば、この場合は走行タイムに3秒が加算される。

障害馬術規程第241条に定める条項に違反した場合は、当該競技から失権となる。
7. 競技が基準Cに従って行われている場合は、各過失とも3秒の加算となる。

8. 減点が少ない方の選手、また同減点の場合は早くフィニッシュラインを通過した選手が次の勝ち抜き戦に出場できる。この様にして最後の2名による優勝決定戦になるまで続けられる。各ラウンドで敗退した選手は同順位となる。
9. 競技場審判団のメンバー1名はスタートラインにてスタートの合図を出し、またもう1名はフィニッシュラインで、どちらの選手が先に通過したかを判定しなければならない。
10. 勝ち抜き戦で2名の選手が引き分けとなった場合は、再度走行を行う。
11. 競技が基準Cに従って行われている場合は、選手ごとに別々の計時装置を使用しなければならない。
12. 勝ち抜き戦のスターティングオーダーは、障害馬術規程付則5（JEF注：正しくは付則3）に掲載された表に従って決定する（実施要項の条件により16名または8名）。

第273条 2回走行競技

1. この競技は2つのコースを使用して行う。コース構成や障害物の数、障害物の大きさは同一でも異なるものでもよいが、速度は同じとする。選手は各々、同一馬で出場しなければならない。第2ラウンドに出場しない選手は順位の対象とならない。第1ラウンドで失権、あるいは棄権した選手は第2ラウンドに参加できず、順位も与えられない場合がある。
2. 選手全員が第1ラウンドに出場しなければならない。実施要項に定められた条件により、次の選手が第2ラウンドに進める：
 2. 1 選手全員；あるいは
 2. 2 第1ラウンドでの順位に従い（実施要項に従い減点とタイム、もしくは減点のみを採用）、限定数の選手（少なくとも選手の25%、また実施要項には記載されていなくても、減点なしで走行した選手は全員）。
3. 下記のいずれかの方式に準拠した競技審査方法を実施要項に明記しなければならない：

第1ラウンド	第2ラウンド		ジャンプオフ
基準A	基準A	スターティングオーダー	スターティングオーダー
3. 1 タイムレース	タイムレース としない	第1ラウンドでの減点とタイムによるリバースオーダー；同減点、同タイムの場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3. 2 タイムレース としない	タイムレース としない	第1ラウンドでの減点によるリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3. 3. 1 タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点（とタイムを勘案する場合もある）によるリバースオーダー；同減点、同タイムの場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3. 3. 2 タイムレース としない	タイムレース	第1ラウンドでの減点（とタイムを勘案する場合もある）によるリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のま	ジャンプオフなし

		まとする	
3. 4. 1 タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点とタイムによるリ バースオーダー；同減点、同タイムの場合 は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3. 4. 2 タイムレース としない	タイムレース	第1ラウンドでの減点による順位のリ バースオーダー；同減点の場合は抽選によ る順番のままとする	第2ラウンドと同じ

4. 順 位

4. 1 選手はジャンプオフでの減点とタイムで順位が決定される。その他の選手については、2回の走行における減点合計と第1ラウンドでのタイムにより、順位が決定される。
4. 2 選手はジャンプオフでの減点とタイムで順位が決定される。その他の選手については、2回の走行における減点合計で順位が決定される。
4. 3 選手は2回の走行における減点合計と、第2ラウンドでのタイムにより順位が決定される。
4. 4 選手はジャンプオフでの減点とタイムにより順位が決定される。その他の選手については、2回の走行における減点合計と第2ラウンドでのタイムにより順位が決定される。
4. 5 選手はジャンプオフでの減点とタイムにより順位が決定される。ジャンプオフに参加していない第2ラウンド出場選手は、両ラウンドの減点合計と第2ラウンドでのタイムにより順位が決定される；第2ラウンドに参加していない選手は、第1ラウンドでの減点とタイムにより順位が決定される。

第274条 二段階走行競技

1. この競技は二段階で構成し、中断なしに同一または異なった速度で行われ、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。
2. 一段階目は7個から9個の障害物で構成されたコースで、コンビネーション障害は使用しても、使用しなくてもよい。二段階目は4個から6個の障害物を用いて行い、これにはコンビネーション障害を1個入れてもよい。
3. 一段階目で減点のあった選手については最終障害を飛越した時、また一段階目の規定タイムを超過した選手はフィニッシュラインを通過後、ベルが鳴らされ、走行が止められる。当該選手はフィニッシュラインを通過した段階で走行を停止しなければならない。例外 第274条5.6：失権とならなければ、一段階目で減点のあった選手も二段階目に進むことができる。
4. 一段階目で減点のなかった選手はコースの走行を継続し、二段階目のフィニッシュラインを通過して走行終了となる。
5. 次のいずれかの方式に準拠した競技の審査方法を実施要項に明記しなければならない：

一段階目走行	二段階目走行	順位
5. 1 基準A、 タイムレース としない	基準A タイムレースとしない	二段階目の減点に従い、必要であれば一段階目の減点も採用
5. 2 基準A、 タイムレース としない	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムに従い、必要であれば一段階目の減点も採用
5. 3 基準A、 タイムレース	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムに従い、必要であれば一段階目の減点とタイムも採用
5. 4 基準A、 タイムレース としない	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）に従い、必要であれば一段階目の減点も採用
5. 5 基準A、 タイムレース	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）に従い、必要であれば一段階目の減点とタイムも採用
5. 6 基準A、 タイムレース としない 一段階目では5個～7 個の障害物	基準A タイムレース 残留障害（いずれの段階でも障害物総数は11個～13個）	両段階での減点合計（いずれの段階でも障害減点と規定タイムの超過減点）に従い、必要であれば二段階目のタイムも採用

6. 一段階目終了後に停止させられた選手は、両段階ともに出場した選手の下に順位付けられる。

7. 第1位で同点の選手がでた場合は、同じく第1位となる。

第275条 決勝ラウンドを行うグループ競技

- この競技では、選手はグループに分けられる。グループ分けは抽選でも、予選競技の成績、あるいは最新のロレックス・ランキングに基づいた方法でもよいが、実施要項に明記する。
- グループ分けの方法、およびグループ内でのスターティングオーダーの決定方法を実施要項に明記しなければならない。
- まず、第1グループの選手が全員出場し、それから第2グループの選手全員、以降同様に出場する。
- 各グループで最上位の選手が決勝ラウンドに出場できる。
- 各グループで最上位にはなれなかったが、2番目に成績のよかった選手のうち限定数を決勝ラウンドに出場させる旨を、組織委員会は実施要項に規定することができる。
- 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
- 決勝ラウンドに出場する選手は初回走行のスターティングオーダーに従うか、あるいは実施要項にその旨が規定されていれば、最初の走行成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
- 初回走行と決勝ラウンドは、タイムレースで基準Aに従って審査を行う。
- この競技はグランプリ競技、あるいは最高賞金額が提供される競技、もしくは他の競技の予選としては採用できない。

10. 決勝ラウンドに出場した選手は全員が賞金を授与される。

11. 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しなかった場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

第276条 決勝ラウンドを行う競技

1. 二回走行と決勝ラウンドを行う競技

1. 1 この競技では、第1ラウンドで上位16名の選手が第2ラウンドへの出場資格を獲得し、第2ラウンドでは第1ラウンドでの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
1. 2 二回の走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで選考された上位8名の選手が決勝ラウンドへ出場する。
1. 3 第2ラウンドのコースは第1ラウンドのコースと異なってもよい。
1. 4 決勝ラウンドのコースは第1ラウンドと／あるいは第2ラウンドの障害物を用いた短縮コースで行わなければならない。
1. 5 決勝ラウンドのスターティングオーダー2回の走行における減点とタイムの合計による順位のリバースオーダーとするか、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで決定した順位のリバースオーダーとするか、実施要項に定める条件に従うものとする。
1. 6 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
1. 7 3回の走行ともタイムレースで基準Aに従って審査を行う。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、4秒を超えるごとに減点1となる。
1. 8 この競技はグランプリ競技、最高賞金額のである競技、もしくは他の競技出場への予選としては採用できない。
1. 9 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

2. 一回走行と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：選手は減点0で走行開始）

2. 1 この競技では、第1ラウンドの上位10選手（最低25%、いかなる場合も減点0の選手は全員）が決勝ラウンドへ出場でき、決勝ラウンドでは第1ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
2. 2 決勝ラウンドでは選手全員が減点0で走行を開始する。
2. 3 両走行ともタイムレースで基準Aに従って審査を行う。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、4秒を超えるごとに減点1となる。
2. 4 この競技はグランプリ競技、最高賞金額のである競技、もしくは他の競技出場への予選としては採用できない。
2. 5 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

第277条 ダービー競技

1. この競技は1,000m以上、1,300m以下の走行距離にて、飛越数の50%以上が自然障害で構成されたコースで行われ、走行は1回のみとし、実施要項に明記されている場合はジャンプオフを1回だけ行う。

2. この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。基準Cで審査される場合は規定タイムを設けず、制限タイムのみとする。コース全長が障害馬術規程第239条3に定める制限タイムの要件を超える場合は、競技場審判団の判断で制限タイムを延長することができる。
3. この競技が競技会の中で最も賞金額の高い競技であっても、実施要項に定める条件に従い、各選手は3頭まで騎乗できる。

第278条 コンビネーション障害で競う競技

1. コースは6個の障害物で構成するものとする；第1障害を単独障害として、その後は5個のコンビネーション障害。少なくとも1個はトリプル・コンビネーションでなければならない。
2. この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。
3. 実施要項の条件に従ってジャンプオフを行う場合、ジャンプオフ用コースは6個の障害物で構成しなければならない。このコースにはダブル1個、トリプル1個と単独障害4個、もしくはダブル3個と単独障害3個を含めなければならない。その為、第1ラウンドで使用したコンビネーション障害の一部は取り除かなければならない。
4. 第204条5は、この競技に適用しない。しかしコース全長は600m以内とする。

第279条 貸与馬による競技会と競技については、主催および公認競技会では適用しない。

第13章 獣医検査、ホース・インスペクション、馬の薬物規制、馬のパスポートについては、主催および公認競技会においては適用せず、JEF 獣医規程および JEF ドーピング防止及び薬物規制規程に基づく。

第13章 獣医検査とホースインスペクション、馬の薬物規制とパスポート

第280条 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

第281条 馬の薬物規制

第282条 馬のパスポートと個体識別番号

付則1 FEI 名誉バッジの項については、主催および公認競技会では適用しない。

付則2 規定タイムの計算

速度：300m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	20秒	22秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒	38秒
	2	40秒	42秒	44秒	46秒	48秒	50秒	52秒	54秒	56秒	58秒
	3	60秒	62秒	64秒	66秒	68秒	70秒	72秒	74秒	76秒	78秒
	4	80秒	82秒	84秒	86秒	88秒	90秒	92秒	94秒	96秒	98秒
	5	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	110秒	112秒	114秒	116秒	118秒
	6	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒	130秒	132秒	134秒	136秒	138秒
	7	140秒	142秒	144秒	146秒	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	158秒
	8	160秒	162秒	164秒	166秒	168秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒
	9	180秒	182秒	184秒	186秒	188秒	190秒	192秒	194秒	196秒	198秒

速度：325m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒
	2	37秒	39秒	41秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒	52秒	54秒
	3	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒	65秒	67秒	69秒	71秒	72秒
	4	74秒	76秒	78秒	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	89秒	91秒
	5	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	109秒
	6	111秒	113秒	115秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒
	7	130秒	132秒	133秒	135秒	137秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒
	8	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒	161秒	163秒	165秒
	9	167秒	169秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒	180秒	181秒	183秒

速度：350m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	18秒	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	31秒	33秒
	2	35秒	36秒	38秒	40秒	42秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒
	3	52秒	54秒	55秒	57秒	59秒	60秒	62秒	64秒	66秒	67秒
	4	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	78秒	79秒	81秒	83秒	84秒
	5	86秒	88秒	90秒	91秒	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒
	6	103秒	105秒	107秒	108秒	110秒	112秒	114秒	115秒	117秒	119秒
	7	120秒	122秒	124秒	126秒	127秒	129秒	131秒	132秒	134秒	136秒
	8	138秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒	148秒	150秒	151秒	153秒
	9	155秒	156秒	158秒	160秒	162秒	163秒	165秒	167秒	168秒	170秒

速度：375m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	16秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	29秒	31秒
	2	32秒	34秒	36秒	37秒	39秒	40秒	42秒	44秒	45秒	47秒
	3	48秒	50秒	52秒	53秒	55秒	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒
	4	64秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	77秒	79秒
	5	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	88秒	90秒	92秒	93秒	95秒
	6	96秒	98秒	100秒	101秒	103秒	104秒	106秒	108秒	109秒	111秒
	7	112秒	114秒	116秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	125秒	127秒
	8	128秒	130秒	132秒	133秒	135秒	136秒	138秒	140秒	141秒	143秒
	9	144秒	146秒	148秒	149秒	151秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒

速度：400m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	15秒	17秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	27秒	29秒
	2	30秒	32秒	33秒	35秒	36秒	38秒	39秒	41秒	42秒	44秒
	3	45秒	47秒	48秒	50秒	51秒	53秒	54秒	56秒	57秒	59秒
	4	60秒	62秒	63秒	65秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒
	5	75秒	77秒	78秒	80秒	81秒	83秒	84秒	86秒	87秒	89秒
	6	90秒	92秒	93秒	95秒	96秒	98秒	99秒	101秒	102秒	104秒
	7	105秒	107秒	108秒	110秒	111秒	113秒	114秒	116秒	117秒	119秒
	8	120秒	122秒	123秒	125秒	126秒	128秒	129秒	131秒	132秒	134秒
	9	135秒	137秒	138秒	140秒	141秒	143秒	144秒	146秒	147秒	149秒

付則3 ノックアウト競技

(FEI障害馬術規程第272条、附則3を参照)

付則4 計時器とスコアボードの要件

(JEF注) 主催競技会と国民体育大会馬術競技については、本付則4に記載事項を準用し、障害馬術本部が動作確認を行ったものを使用する。

1. 審判員席およびスコアボードでのディスプレイ要件

1. 1 審判員席から見えること

- 45秒のカウントダウン(0になった時点で走行タイムの開始)
- 経過時間(フィニッシュタイムからスタートタイムを差し引いたもの)
- 規定タイム
- 規定タイム超過によるタイム減点
- タイム修正(拒止に伴い障害物を壊したことによる6秒)。6秒のタイム修正は、時計が再スタートされ、選手が走行を再開した時点で直ちに加算される。
- 障害物での過失(基準A)
- 過失は秒に換算され、直ちに経過時間に加算される(基準C)
- 合計タイム

1. 2 少なくとも次の情報はスコアボードに表示しなければならない。

1. 2. 1 CSI1*、CSI2*、CSIO1*、CSIO2*、CSIO3*、CSI-Am/V/Y/J/P/Chでは、

- アルファベットで9文字以上の表示
- 45秒のカウントダウン
- 経過時間
- 過失
- 走行中の馬の番号

1. 2. 2 CSI3*、CSIOV/Y/J/P/Chでは、上記項目すべてに加えて：

- アルファベットで20文字以上の表示
- 馬名
- 選手名
- 国籍

1. 2. 3 CSI4*、CSI5*では、上記項目すべてに加えて：

- 暫定順位
- 上位者のスコアとタイム
- できれば暫定上位5選手の成績表示

1. 2. 4 CSIO4*/CSIO5*/大会/選手権大会では、上記項目すべてに加えて：

- ネーションズカップの特別要件
- 全チームの選手名とスコア
- 第1ラウンドと第2ラウンドでチーム成績にカウントされないスコアの表示
- 選手が入場してきた時に、他のチームメンバー成績を表示。各チームの成績を表示するかは任意である。

2 回走行競技の場合：

- 第2ラウンド：第1ラウンドでの減点を表示
- 第2ラウンド：順位にタイムが関わる場合は第1ラウンドでのタイム

- 第2ラウンド：順位にタイムが関わる場合は合計タイム（第1ラウンドと第2ラウンド）
- 第2ラウンド：両走行での減点合計

1. 3 認可されているシステム

- タイマーと電光管（フォトセル）の接続はワイヤレスでもよい。タイマーからはワイヤで処理システムへ接続される。
- 大会、選手権大会、他の競技会の場合、電光管（フォトセル）をワイヤで同期式時刻管理タイマーに接続するのは任意である。
- CSI 4*とCSIO 4*競技会、および高いカテゴリーの競技会では、スプリットタイミングシステムの使用が義務付けられている。

2. FEI 障害馬術競技会での計時

FEI カレンダーに掲載されている障害馬術競技会ではすべて、FEI が承認した電子タイマー、電光管（フォトセル）、ワイヤレス送信装置を使用しなければならない。これら承認された機器のリストは FEI ウェブサイトで公表されている。FEI 承認リストにあるもの以外のタイマー機器を使用する競技会は、FEI 審査の対象とはみなされない。タイマーの仕様詳細と手順については、FEI ウェブサイトに公表されている国際障害馬術競技会のメモランダムに一層詳しく記載されている。

2. 1 FEI 障害馬術競技会での計時

2. 1. 1 センサーでの計時

電子タイマーでは、馬がスタートラインあるいはフィニッシュラインを通過して、電光管（フォトセル）の間の光線を切った時にタイムがとられる。タイムは馬の胸でとるものとする。選手が馬を追い込んで頭からラインを通過した場合でも、修正は行わない。手動計時の場合も、上述のようにタイムをとる。センサーの高さは、スタートラインとフィニッシュライン地点で同じでなければならない。基準時間が電光管（フォトセル）とともに使用される場合、連動あるいは個々で使う場合でも、日時をセットし、各競技開始前にメイン時計と同期させなければならない。日時の同期は競技会開始の60分前に行い、競技会期間中を通して維持されなければならない。

2. 1. 2 手動計時

手動計時は、電子タイマーから完全に分離しており単独であって、FEI カレンダーに掲載されているすべての競技において使用しなければならない。スタートとフィニッシュの両地点に配備され、少なくとも1/100 (0.01) の精度で時間を表示できるストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時装置が、適正手動計時機器として認定される。記録された手動タイム（自動あるいは手書）の印刷記録は、直ちにスタート地点及びフィニッシュ地点で確認できなければならない。走行に要した経過時間は、スタートタイムとフィニッシュタイムとの数値比較で求める。手動計時によるタイムは、修正計算を経たうえで公式成績に採用できる。

2. 1. 3 手動計時修正の計算

タイムが記録されなかった選手よりも前に出場している選手5名とその後の選手5名、あるいは必要に応じて出場順番の近い選手10名の電子計時タイムと手動計時タイムの差を計算する。10名分の時間差を10で割って修正値を求め、電子計時タイムがとれなかった選手の手動計時タイムに適用しなければならない。

2. 1. 4 計時装置内での時間修正

公認のタイムプリンターが、選手の走行タイムの手動入力あるいは修正ができる場合には、修正を行

なったタイムの箇所すべてに、修正を行っていることを示す何らかの印（星、アステリクスなど）をつけ、手動入力が行われたことを表示しなければならない。

2. 1. 5 タイムのプリントアウト

プリンターで印刷された公式タイム用紙は外国人審判員に渡し、確認を受ける。競技会の組織委員会は競技会の公式承認がおりるまで、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、これらを管理する。完全なバックアップ・システムが求められる競技会でも、これを適用する。

外国人審判員は成績書式および FEI への報告書に署名し、競技会を承認したことを明示しなければならない。システム A、システム B、および手動タイムの印字記録はすべて、組織委員会が競技会終了後 3 ヶ月間、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、保管しなければならない。

2. 1. 6 タイム表示

主催者は選手全員の公式タイムを常時提示できる適正な設備を提供するものとする。

2. 2 オリンピック大会と世界選手権大会での計時

2. 2. 1 電子タイマー

オリンピック大会と世界選手権大会では、それぞれ同期された 2 台のタイマーシステム及びプリンターが使用される。タイマーはスタート地点とフィニッシュ地点の電光管（フォトセル）に直接接続され、実際の時刻とリンクして機能しなければならない。競技会開始前に、そのうちの片方をシステム A（メイン・システム）とし、他方をシステム B（バックアップ・システム）として指定する。スタート地点とフィニッシュ地点に置く各システムの電光管（フォトセル）は両者とも同じように配置し、いかなる場合も 0.5 m 以内で物理的に可能な限り近づけて置かなければならない。

すべての時刻は、少なくとも 1/1000 (0.001) の精度で、瞬時にかつ自動及び連続的に専用接続、あるいは統合されたプリンターで印字紙に記録しなければならない。両システムとも、スタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。走行タイムの計算後、タイムは 1/100 秒までに切捨てる。各選手の最終走行成績は、1/100 (0.01) の精度で表示する。

最終成績に採用するタイムはすべてシステム A からのデータでなければならない。メインの電子計時システム（システム A）で計時できなかった場合は、システム B で計算された経過時間を上記と同じ手順を経て採用しなければならない。経過時間計算にシステム B の時刻をシステム A に代えて採用することは認められない。システム A あるいはシステム B から経過時間を算出できない場合については、2.3.2.1 に定める手動計時による計算値を有効とみなす。

すべての競技会において、システム A はこれに呼応する A 電光管（フォトセル）に接続しなければならない。システム B はシステム A とは別に、B 電光管（フォトセル）へ接続しなければならない。

図解と、スタートラインおよびフィニッシュラインの設定に関しては、FEI ウェブサイトに公表されている国際障害飛越競技会のメモランダムを参照のこと。

タイマーシステムの同期は、各競技会開始から 60 分前までの間に行わなければならない。各競技会の期間中は毎日、全システムの同期が継続されてなければならない。競技中はタイマーの再同期をさせてはならないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

他の大会や選手権大会すべてにおいて、同様のシステム適用が強く推奨される。

2. 2. 2 電光管（フォトセル）

オリンピック大会と世界選手権大会では、FEI が承認した 2 基の電光管（フォトセル）システムが必要であり、スタートラインとフィニッシュラインに設置する。どちらの設置場所においても、片方をシステム A に接続し、他方はシステム B に接続する。電光管（フォトセル）とワイヤレス・インパルス送信システムに関する手順と規程は、FEI 計時小冊子に記載されている。

2. 2. 3 手動計時

これについては 2.1.2 を参照のこと。ストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時器を使用する場合は、各競技会の開始前に同期させなければならず、できればシステム A とシステム B と同じ時刻を使用する。

2. 2. 4 全 FEI 競技会におけるワイヤレス計時器

FEI 障害馬術競技会が行われるアリーナでは、ワイヤレス・インパルス送信システムの使用が重要であることを FEI は認識しており、設置の簡素化と現代障害馬術の機能性を促進するため、このシステムの採用を奨励している。しかし、どのようなワイヤレスシステムも、有線接続されたタイマーとフォトセルの場合より不具合が生じやすいことに留意するべきである。

付則 5 CSI 招待ルールについては、主催および公認競技会では適用しない。

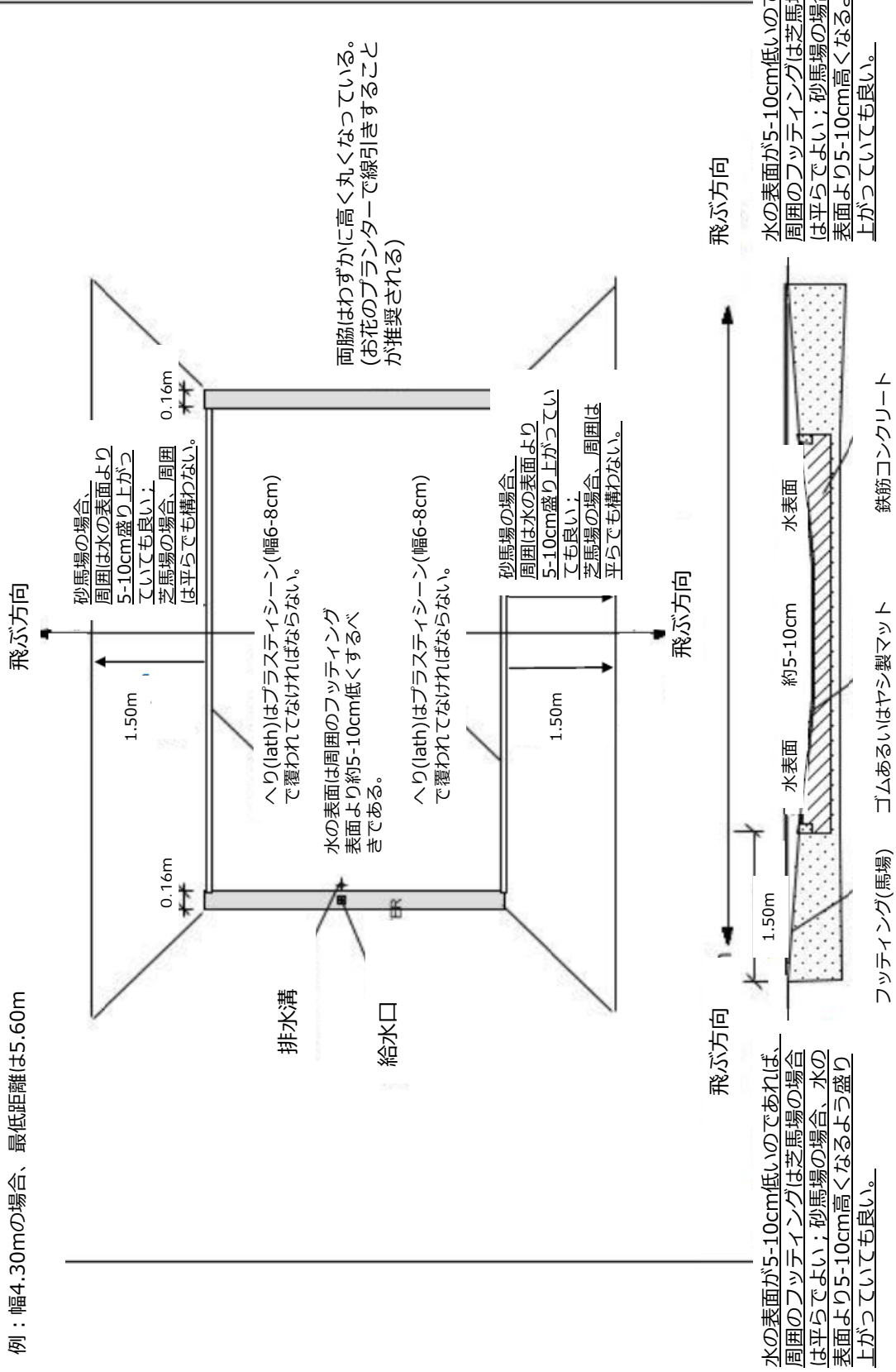
付則 6 ヨーロッパおよび北アメリカで開催される CSI 大会開催要件および CSIO 開催要件(世界共通)については、主催および公認競技会では適用しない。

付則7 水濺障害の構造

水濺障害のデザイン

水濺手前の最低距離：
幅が3.00m以下の場合には4.00m。
幅が3.00mを超えている場合、水濺幅に水濺幅の30%を加えた距離がなければならぬ。
例：幅4.30mの場合、最低距離は5.60m

正しく構築された水濺障害とは、水の表面が周囲のフッティングより低くなっていることである。そのため、水濺障害周辺のフッティングは水の表面より5-10cm高くなければならぬ。下図は、水の表面と周囲のフッティングの高さが5-10cmの差を造るための方法である。



水の表面が5-10cm低いのであれば、周囲のフッティングは芝馬場の場合には平らでも良い；砂馬場の場合、水の表面より5-10cm高くなるよう盛り上げていても良い。

水の表面が5-10cm低いのであれば、周囲のフッティングは芝馬場の場合には平らでも良い；砂馬場の場合、水の表面より5-10cm高くなるよう盛り上げていても良い。

第3編 馬場馬術競技

第301条 馬場馬術課目

主催および公認競技会で実施する馬場馬術課目は、別表1のとおりとする。(JEF)

第302条 服装

1. 保護用ヘッドギアおよびトップハット/ポラーハット

騎乗する際はいかなる時も、全てのアスリート（同様にいかなる人物）は保護用ヘッドギア*を着用しなければならない。

この条文に違反する全てのアスリート（同様にいかなる人物）は、保護用ヘッドギアが適切に着用されるまで、ただちに騎乗することを禁止する。

例外：選手が19歳以上**で7歳以上の馬に騎乗している場合は、競技場、競技直前の準備運動場（時間の間隔をあけずに競技に出場する場合）では、保護用ヘッドギアの代わりにトップハット/ポラーハットを着用することができる。これには厩舎から準備運動場への移動、準備運動場における競技馬への騎乗、厩舎への移動を含む。

しかしながら、この例外に当てはまる選手であっても、自身の安全確保のため、常時保護用ヘッドギアを着用することが望ましい。

本規程で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。

トップハットのような形をした保護用ヘッドギアは、トップハットと同じ条件で着用が認められる。

注意*：保護用ヘッドギアとは、適用される国際検査基準に準じた、ヘルメットまたはヘッドギアのことをいう。

注意**：アスリートは、19歳を迎える年の始め（1月1日）から19歳であるとみなす。

2. 民間人

主催競技及び公認競技会において、以下の服装着用が必須である。

上衣：黒あるいは濃紺（対比色の縁飾りは許可される）

保護用ヘッドギア、トップハット/ポラーハット：黒あるいは濃紺

乗馬ズボン：白かオフホワイト

ストッキングタイ：白かオフホワイト

手袋：白かオフホワイト

長靴：黒（皮革製品）（JEF注：平成27年8月10日から適用する）

拍車：4項を参照のこと

3. 自衛隊関係者、警察官など

自衛隊関係者、警察官などはすべての主催競技及び公認競技会において民間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。

4. 拍車

拍車の着用は（別表1）馬場馬術課目及び馬装基準による。その材質は金属製でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（“Impuls” spur インパルス拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。

5. イヤホンと／あるいは他の電子通信機器

主催競技及び公認競技会において、選手が競技中にイヤホンや他の電子通信機器を使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。しかしトレーニング中およびウォームアップ中のイヤホンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。

第303条 馬装

- 1 FEI 馬場馬術規程第 428 条を適用する。（別表 1 A 参照）
- 2 運動課目ごとの大小勒・水勒・拍車の使用については、別に定める（別表 1）。なお、準備運動場に限り、折り返し手綱の使用を可とする。ただし、大小勒使用時においては不可とする。（JEF）

FEI 馬場馬術規程

第428条 馬装

1. 以下が義務づけられている：馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革のある馬場鞍、カブソン式鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜。カブソン式鼻革はきつく締めすぎて馬を傷つけてはならない。グルメット留め革、およびゴムか革製のグルメットカバーの使用は任意である（図と説明を参照のこと）。勒に詰め物（パッド）をすることは認められる。サドルカバーの使用は認められない。

2. 銜

小勒銜と大勒銜は金属製か硬質のプラスチック製でなければならないが、ゴム／ゴム製品でカバーしてもよい。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は10 cm までとする。可動式の銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを10 cm までとする。グルメットは金属製か革製、あるいはゴム製でもよい。小勒と／あるいは大勒の銜身の直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は12 mm 以上、小勒銜の場合は10 mm 以上とする。ヤングホース競技に使用する水勒の場合は、直径14 mm 以上でなければならない。ポニーについては直径10 mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。

3. 鞭

すべての国際競技会において、アリーナで演技中はいかなる種類の鞭も携帯することはできない。但し練習用馬場で、全長が120 cm 以内（ポニー競技では100 cm 以内）の鞭を1本使用することは認められる。鞭はアリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合は減点となる。馬場馬術規程の第430条を参照のこと。

競技会場に到着した時点から騎乗、手綱を引いて常歩で歩かせること、引き馬、調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭を1本（120 cm 以内／ポニーの場合は100 cm 以内）携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

4. 装具

マルタンガール、胸あて、ビットガード、(ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネイザル・ストリップなどの) 装具、更に耳覆いなどを含むあらゆる形態の遮眼帯もその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。しかしながら表彰式では、雑音防止用耳覆いの使用が求められる。

馬場馬術規程第430条を参照のこと。

5. 装飾

リボンや花などの非常に派手な飾りを馬の尾などに施すことは厳しく禁止されている。しかし馬のたてがみや尾を通常のやり方で編み込むことは許可される。

6. 人工の尾／長く見せるために付ける尾

このような尾は、F E I から事前に許可を得ている場合に限り、使用が認められる。このような許可の申請書類は、写真と獣医師の証明書を添えて F E I 馬場馬術部門へ提出するものとする。人工の尾には金属部分（フックおよび紐穴を除く）または重りが含まれてはならない。

(JEF注：国内競技に関しては、審判長の判断による)

7. イヤーネット

アウトドア競技会にて許可される。しかしながら、演技終了後はイヤーネットの中に禁止されたものが何もないこと、イヤーネットに音を遮断するような物が何も隠されていないことを確かめるため、スチュワードに自動的に確認される。イヤーネットは薄い素材で控えめなもので、馬の目を覆うものであってはならない。

8. 馬装の点検

禁止された馬装で選手が競技場に入ることを防止するために、最終ウォームアップアリーナを出る前にスチュワードによる目視チェックを行うことができる。しかし、禁止された馬装で入場しない全責任は依然選手にある。

スチュワード1名を任命して、各馬がアリーナを出た直後に馬装の点検を行わせなければならない。馬装が規定にそぐわない場合はC地点審判員に報告を行い、これが確認されれば、当該馬は即時失権となる。馬によっては口が過敏で触られるのを嫌がるため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない(F E I スチュワード・マニュアルを参照)。

スチュワードは、頭絡を点検する際には使い捨ての手術用／保護用手袋を着用しなければならない(各馬につき1組の手袋)。

9. ウォーミングアップとトレーニング用馬場

前記1項～4項はウォーミングアップ用アリーナや他のトレーニング用馬場でも適用される。但し、これらの馬場ではカブソン鼻革や通常のドロップ鼻革、メキシコ鼻革、フラッシュ鼻革付きの水勒、プロテクター、肢巻の使用が認められる。調馬索運動では、両側に1本ずつのサイドレーンやダブル・スライディング式サイドレーン(トライアングル)が許可される。調馬索用レーンは1本のみ許可。

10. 個体識別番号

各馬は、到着時に主催者から提供される個体識別番号を、競技会期間中を通して使用する。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技会終了まで)実際に競技を行っている

る間、また練習および調教用馬場で運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務付けられる。この番号の提示を怠った場合は先ず警告カードが渡され、再犯の場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。

第304条 競技場（アリーナ）

- 1 競技場（アリーナ）については、FEI 馬場馬術規程第 429 条（1.1,1.2 を除く）による。
- 2 主催競技会及び公認競技会における審判員数は、別表 1 の通りとする。なお、審判員の配置は、FEI 馬場馬術規程第 429 条 5.6 による。**(JEF)**
- 3 FEI 馬場馬術規程 429 条 6 における審判員ブースについては、パソコン入力をブース内で行わない場合、4 名の収容を義務付けるものではない。**(JEF)**
- 4 競技場が 20m×40m の場合の寸法及び標記は、別表 2 による。**(JEF)**
- 5 FEI 馬場馬術規程 429 条 2 におけるアリーナ・フェンスについて、材質は問わないものとする。**(JEF)**

FEI 馬場馬術規程

第 4 2 9 条 アリーナと練習用馬場（図については付則「アリーナ」を参照）

2. アリーナの規格

アリーナは平坦で高低差がなく、長さ 6 0 m、幅 2 0 m の広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差は、いかなる場合も 6 0 c m 以内、短蹄跡ではいかなる場合も 0 . 2 0 m 以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナ・フェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも 1 0 m 以上の距離をおいて設置する必要がある。これに関する例外が F E I により認められる場合がある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から 2 m 以上離れていなければならない。アリーナ・フェンスそのものは高さ約 3 0 c m の低い白色のフェンス（レールは硬質であってはならない）で構築するものとする。A 地点のアリーナ・フェンス部分は選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入場口の広さは 2 メートル以上なければならない。フェンスのレール部分は馬の蹄が踏み込んで抜けなくなならないよう配慮したものであること。アリーナ・フェンスにはいかなる金属製部品を含んではならない。(JEF 注：第 3 0 4 条 5 を参照のこと)

3. 馬場馬術用アリーナ・フェンスの広告

すべての F E I 選手権大会と F E I ワールドカップ TM 馬場馬術競技会（C D I - W）については、馬場馬術用アリーナ・フェンスでの広報権は唯一 F E I に帰属する。これらの競技会については、組織委員会が F E I より事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。但し広告が一切認められない馬場馬術競技用の標記とそのホルダーを除く。他のすべての国際競技会については、この規程集とは別に F E I から出された勧告に記載されているように、アリーナ・フェンスには広告を入れず、その代わり広告用のボードを使用することを主催者に強く推奨する。

申請を行い、F E I より許可があれば、黒での記載に限って認められる場合がある。但し、A 地点はこの対象とはならず、また標記の両側は各々 1 . 5 m 以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側の M 地点、C 地点、H 地点は完全に広告のないスペースとしなければならない。B 地点と E 地点の両側は各々 3 m 以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長 4 4 m まで広告を掲げる

ことが認められることとなる。広告の設置方法は常識の範囲で行い、長蹄跡に沿った広告掲示は正確に対称な設置とする。スポンサーの商標／ロゴを掲げる場合は高さを20cm以内としなければならない。広告は馬場馬術用アリーナ・フェンスの上端に合わせる。広告はアリーナ・フェンスの内側にのみ設置することができ、外側は不可。FEIとテレビ放映局との合意に基づく条件が発効することとなるが、これを尊重しなければならない。フェンスに掲示する広告についてはいかなるものも、競技開始までに外国人審判員か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。このような広告の位置決めに従い、また競技開始までにFEI／外国人審判員／技術代表の許可を受けて、FEI公認競技会名と／あるいはロゴを馬場馬術用アリーナ・フェンスに掲げることはいつでも許容される。

例えば：CDIOアーヘン／CDI5* カンヌ／CDI - Wロンドン本規則に違反した主催者については、FEIが本規程と一般規程に基づいて罰金を科し／あるいはその競技会からCDIのタイトルが外される場合がある。

4. 地点標記

アリーナ・フェンスの外側に設置する標記は、フェンスから50cmほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ高さに印を付すことが義務づけられる。標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。標記は観客にも見えるものとする。

5. 審判員の配置

3名の審判員を短蹄跡に沿って配置しなければならない。屋外競技ではアリーナから3m以上、5m以内の離れた位置とするが、屋内競技の場合は2m以上離すことが望ましい。C地点審判員は中央線の延長線上に、またその他の2名（M地点とH地点）は長蹄跡の延長線より内側へ2.50mの位置に配置する。サイドの審判員2名（B地点とE地点）は各々のB地点、E地点でアリーナから3m以上、5m以内の離れた位置に配置するが、屋内競技では2m以上離すことが望ましい。審判員が3名の場合は、1名が長蹄跡側に座るべきである。馬場馬術規程の第437条を参照。

6. ジャッジボックス

各審判員には個別のジャッジボックスか台座を用意しなければならない。高さは地上より50cm（自由演技課目ではもう少し高い方がよい）以上とし、アリーナがよく見えるようにする。ジャッジボックスは4名を収容できるよう十分な広さがなくてはならない。ジャッジボックスはアリーナ全体を良く見渡せる状態にあるべきである。

7. 小休止

6～10名の選手が演技を終える毎に10分間程度の休憩を入れて、馬場の表面を整備しなければならない。

馬場馬術競技の間に入れる小休止、あるいは休憩はいかなる場合も2時間（昼食など）を超えてはならず、また他の競技をその間で行ってはならない。

しかしながら、一競技への出場選手数が約40名を超える場合、組織委員会はこの競技を2日間に分けて実施しなければならない。

8. アリーナへの入場

アリーナへ入場する前に外周を騎乗することが実質的に困難な競技については、ベルの合図前に、選手はアリーナへ入ることが認められる。ベルの合図後、選手はアリーナから外へ出ずに演技を開始する。アリーナの外周を騎乗できる（スペースのある）競技については、選手はベルの合図前にこのアリーナ

周辺スペースへ入ることが認められるが、アリーナへはベルの合図があってから入ることができる。
C地点審判員はベルと時計／時間に責任を有する。

9. アリーナでのトレーニング

選手／馬は競技で演技を行う場合か、あるいは組織委員会の裁量によりメイン・アリーナがトレーニング用に開放される場合を除き、いかなる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる（下記参照）。いかなる例外も技術代表か競技場審判団長の承認が必要である。

10. 練習用馬場

望ましくは競技会の第1競技開催の2日以上前から、選手が自由に使用できる広さ60m×20mの練習用馬場を少なくとも1つは設置しなければならない。この馬場はできれば競技用アリーナと同じ馬場質とするべきである。

60m×20mの練習用馬場を提供できない場合は、選手に競技用アリーナでの練習を許可しなければならない。競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、実施要項へ明記しなければならない。競技場審判団長、外国人審判員、あるいはチーフ・スチュワードの要請に応じ、組織委員会はスチュワードを配置してトレーニング区域の監視に当たらせなければならない。

「出場前10分間待機馬場」は、競技用アリーナへ入場する前の最終練習用馬場である。

「出場前10分間待機馬場」の設置はオリンピック大会とF E I選手権大会では義務づけられ、その他すべてのC D I / C D I Oでは推奨される。

10. 1 十分に設備の整った馬場は、メイン・アリーナと同じ馬場質でなければならない。
10. 2 選手は、前の選手がメイン・アリーナへ入場するためにこの待機馬場から出た後にここへ入ることができる。「出場前10分間待機馬場」へ入ることができるのは1選手のみである。
10. 3 この「出場前10分間待機馬場」の使用は、選手に義務付けられるものではない。
10. 4 スチュワードは常時臨場して、監視しなければならない。
10. 5 馬装調整を行うことは認められ、通常範囲内の馬の手入れが許可される。

11. 中断

競技が妨げられるような技術面での不備があった場合は、C地点審判員がベルを鳴らすものとする。明らかに外的要因で競技が妨げられた場合にも、同様の手順を適用することが推奨される。異常な気象条件あるいはその他の極限状況では、C地点審判員がベルを鳴らして、演技を中断させることができる。技術代表／組織委員会も、競技を止めるようC地点審判員に提案できる。これにより影響を受けた選手は、競技再開が可能になった段階で演技を完結させることとする。

自由演技課目の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ体制がない場合、選手はC地点審判員の許可を得てアリーナを出ることができる。他の選手の出場時刻にはできるだけ影響を与えないように配慮し、当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯か競技終了後に戻って演技を終了させるか、あるいは演技をやり直す。C地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。始めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。

演技に影響を及ぼすかもしれない物体がアリーナの中にある場合、演技は中断されなければならない、その物体が取り除かれた後アスリートは演技を続ける。

選手が通常課目をやり直さなければならない場合は、課目の最初から始めるか、あるいは中断した箇所から始めるか、選手が選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る。

第305条 競技課目の実施

- 1 実施する競技は、FEI 規程第 430 条によって執り行われなければならない。
- 2 FEI 規程第 430 条 7.6 における「FEI 獣医師」および「FEI スチュワード」は、「大会獣医師」「大会スチュワード」と読み替えるものとする。

FEI 馬場馬術規程

第430条 競技課目の実施

FEI 公式課目はすべて記憶して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。

1. ベルによる合図

ベルによる合図の後、選手は45秒以内にA地点よりアリーナへ入らなければならない。自由演技課目の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに45秒が与えられるが、音楽がスタートしてから20秒以内にアリーナに入らなければならない。

自由演技課目の最中に技術的な不備があったり、音楽の鳴り出しが遅かった場合には、C地点審判員が計時を止め、問題の解消後に計時を再開させることができる。C地点審判員はベルと時計/時間を担当する。可能な限り、45秒を示す時計を使用するべきであり、常に選手にはっきりと見えるように配置しなければならない。

馬が排便あるいは排尿を始めた場合は、馬が演技を再開できるようになるまで時計を止め、準備ができた段階で時計を再スタートさせる。ベルによる合図の後、選手は45秒以内にA地点よりアリーナへ入らなければならない。自由演技課目の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに45秒が与えられる。

2. 敬礼

選手は敬礼の際、片手で手綱を持たなければならない。トップハット/ポラーハットで礼をするときに、脱帽するか否かは、選手の自由である。

3. 経路違反

選手が「経路違反」(回転を間違えたり、あるいは運動項目を抜かすなど)をした場合、C地点審判員はベルを鳴らして同選手に警告する。C地点審判員は必要であればどこから演技をやり直すか、次に行う運動は何かを示して演技を続行させる。しかし選手が「経路違反」をしても、ベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合もある。

例えばK地点で中間速歩から収縮常歩へ移行すべきところをV地点で行った場合、あるいはA地点より中央線を駈歩で進んでL地点でピルーエットを行うところをD地点で行った場合などに、ベルを鳴らすか否かはC地点審判員が判断する。しかし経路違反でベルが鳴らされず、それと同じ運動項目が当該課目の中で繰り返し求められていて、当該選手がまた同じ誤りを犯した場合には、1回の誤りについてのみ減点される。

経路違反か否かの判断については、C地点審判員に唯一、決定権がある。これに従って、その他の審判員のスコアが調整される。

4. 運動項目実施の誤り

選手が「運動項目実施の誤り」(速歩ではなく軽速歩をとったり、あるいは敬礼時に片手で手綱を持た

ないなど)を犯した場合は、「経路違反」と同様に減点されなければならない。C地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。

5. 気付かれなかった誤り

競技場審判団が誤りに気付かなかった場合は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われ、その誤りで減点されることはない。

6. 減点

6. 1 経路違反

上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点されなければならない。

- 1回目 - 2点
- 2回目 - 4点
- 3回目 失権

ヤングホース課目での最初の経路違反は、得点合計から0.5%が減点され、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。

6. 2 その他の違反

以下の場合すべて違反とみなされ、それぞれの違反につき2点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない(自由演技課目を含む)：

- アリーナ周囲のスペースに鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること
- 馬場馬術用アリーナに鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること。演技開始後に誤りが判明した場合、C地点の審判員は、選手を止め、必要ならば補助員を競技場内に入れて、これらを外させる。選手は、初めから(この場合は馬場埒の内側から)あるいは止められた運動から再開する。止める前の採点は変更しない。
(JEF注：国内競技に関しては、再開する運動項目はC地点審判員の指示による)
- ベルの合図前にアリーナへ入場すること
- ベルが鳴ってから45秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90秒以内には入場した場合
- 自由演技で、音楽が始まってから20秒経過して入場した場合
- 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも短かったり長かった場合は、芸術点合計から0.5%が減点される。

7. 失権

7. 1 跛行：著しい跛行が見られる場合、C地点審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない。

7. 2 反抗：いかなる反抗も、20秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、審判員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から20秒よりも早い時点で失権となる。これは馬場馬術用アリーナへの入場前、あるいは退場する際の反抗についても適用する。

7. 3 落馬：人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、同選手は失権となる。

7. 4 馬場馬術課目の演技中にアリーナから出た場合：課目の開始から終わりまでの馬場馬術競技中に、馬の四肢すべてがアリーナから出てしまった場合は失権となる。

7. 5 外部からの援助：音声や合図など外部からのいかなる援助も、選手あるいは馬への不正もしくは許可されない援助と見なされる。積極的な援助を受けた選手あるいは馬は、失権としなければならない。

7. 6 出血：

課目演技中にC地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血と思われるものを認めた場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。

FEIスチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合（第430条10）、同スチュワードはC地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該馬と選手を失権とする。血液が馬体に認められた場合にはFEI獣医師を呼び、この馬が当該競技会における以降の競技継続適性があるかの判断を求める。

上記に従い馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた場合には、その馬が出場する次の競技前にFEI獣医師が検査をして翌日以降の競技会継続出場に適性があるかを判断する。FEI獣医師の判断は上訴の対象とならない。（JEF注：第305条2を参照のこと）

7. 7 失権となるその他の理由は以下の通り：

- 人馬コンビネーションが競技課目で求められているレベルの運動を行えない場合
- 演技が馬のウェルフェアに反する場合および／あるいは乱暴な騎乗を見せた場合
- 人馬コンビネーションがベルの合図から90秒以内に競技用アリーナへ入場しない場合。ただし、落鉄などの正当な理由がC地点審判員へ通知された場合を除く。
- 許可されない馬装（第430条6.2に掲載の事例を除く）で騎乗すること

8. 減点

減点は各々の審判員の審査用紙にて、当該選手の合計点から差し引かれる。

9. 所定地点での運動項目の実施

アリーナの所定地点で実施されるべき運動項目については、選手の体がその地点の上に来た時に行うものとする。但し、馬が斜線あるいは直角に標記地点へ近づいて行う移行の場合を除く。この場合は、移行に際して馬体が真直ぐであるよう、馬の鼻先が標記地点の蹄跡上に達した時点で移行を行わなければならない。これにはフライング・チェンジの実施も含まれる。

10. 課目の開始／終了

課目はA地点からの入場に始まり、演技終了の敬礼を終えて馬が前進し始めた時点で終わる。選手／馬に対して出血や装具の適否を確認する目的で点検が行われる場合には、馬装点検終了まで課目の終了とはみなされない。課目の開始前、あるいは終了後のいかなる偶発的出来事も、点数に影響を及ぼさない。選手は競技課目に記載された方法でアリーナから退場しなければならない。

11. 自由演技課目に関する詳細

選手は音楽が始まってから20秒以内にアリーナへ入場しなければならない。自由演技課目の始めと終わりでは、停止して敬礼することが義務づけられている。演技時間は選手が停止の後に前進を始めた時点で開始となり、最後の敬礼で終了となる。

詳細については「自由演技課目における難度の判断に関するガイドライン」を参照のこと。

第306条 時間

演技に要した時間の計測については、FEI 馬場馬術規程第 431 条を適用する。

FEI 馬場馬術規程

第431条 時間

競技課目の所要時間。自由演技課目の実施時間だけは計測を行う（馬場馬術規程の第421条）。その他の審査用紙に記載されている時間は参考に過ぎない。

第307条 採点

馬場馬術競技の採点は、FEI 馬場馬術規程第 432 条による。

FEI 馬場馬術規程

第432条 採点

1. すべての運動項目と、一つの運動から別の運動への所定の移行が審判員によって採点され、審査用紙に記録される。
2. 各審判員は最低0点から最高10点までの点数で採点する。
3. 点数の尺度は次の通りである：

10 優秀	4 不十分
9 極めて良好	3 やや不良
8 良好	2 不良
7 おおむね良好	1 極めて不良
6 基本的な要求を満たしている演技	0 不実施
5 まず可と見る	

審判員の判断により、0.5～9.5の間で、0.5点も運動項目と総合観察点で使用できる。

「不実施」と、は要求された運動項目を実質的に何も行わなかったということである。

自由演技課目では、芸術点に0.5をつけることができる。

4. 選手が演技を終了した後に、次の観点から総合観察点が与えられる：

- 1) ペース
- 2) インパルジョン
- 3) 従順性
- 4) 選手の姿勢、騎座；正確かつ有効な扶助

各総合観察点は0点から10点で採点される。

5. 総合観察点と特定の難度の高い運動項目には、FEIが定める係数を設けることができる。

第308条 審査用紙

審査用紙の扱いは、FEI 馬場馬術規程 433 条 1, 2 項による。なお、馬場馬術運動課目は、ホームページからダウンロードして使用すること。

FEI 馬場馬術規程

第433条 審査用紙

1. 審査用紙には2つの欄があり、最初の欄は審判員が最初の採点を記入する欄で、2つ目の欄は訂正点を記入する欄である。いかなる訂正点も修正した審判員によるイニシャルでの署名が必要である。審判員のスコアはインクで記録しなければならない。
2. また審判員の観察所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載するべきである。少なくとも5点以下を与えた場合は、所見を与えることが強く推奨される。

第309条 順位

順位の決定については、FEI 馬場馬術競技会規程第 434 条 1,3,5 項による。

FEI 馬場馬術規程

第434条 順位

1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。得点は係数が設けられているところでは掛け算を行い、合計する。その後で、競技課目の実施で誤りがあった場合はその減点を各審査用紙にて差し引く。
 2. 順位を決定する合計点は、J S P による修正を反映させた各審査用紙での合計得点/得点率を加算して求める。
 3. 個人順位 (C D I) は次の要領で決定する：
 3. 1 すべての競技において優勝者は合計得点率が最も高い選手、第2位は次点の選手というように決定する。同点：上位第3位までで得点率が同じとなった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点と同点の場合は同順位とする。
自由演技課目の上位第3位までの順位について、同じ得点率となった場合は、芸術点の高い選手が上位となる。
これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位となる。
(JEF 注：第4位以下の順位をつける必要がある場合は、上位第3位までと同様の手順により決定する。)
- C D I O、F E I 選手権大会、オリンピック大会での個人順位については、馬場馬術規程の第452条と第459条を参照のこと。

5. 苦情/抗議

公式ミスに関する抗議/苦情については、正式認可を受けたビデオ（公式ビデオ録画の契約がある場合）のみ証拠として使うことができる。

第310条 成績の公表

成績の公表は、FEI馬場馬術規程第435条1,3,5,6項による。

FEI馬場馬術規程

第435条 成績の公表

1. 各演技終了後、総合成績と共に各審判員が与えた得点率が個別に仮発表される。例として、(1)各審判員の得点率がE = 69.990%、H = 70.333%、C = 70.205%、M = 71.120%、B = 69.660%であった場合は、(2)合計得点率：70.261%
2. 競技の最終順位と総合得点率(2)が発表された後に、各審判員が与えた得点率(1)が各審判員の氏名を付して公表され、プレスにも通知され、最終的にFEIブリテンへ掲載される(馬場馬術規程の第433条と比較のこと)。
3. 成績はすべて小数点以下第3位までパーセント表示で発表しなければならない。
4. FEIシニア大陸選手権大会、地域大会、FEI世界選手権大会、FEIワールドカップTM馬場馬術ファイナル、オリンピック大会では、選手の各演技項目について各審判員が出したスコアを表計算シートにまとめ(各選手につき1書式)、審判員や選手、チーム監督、メディアが利用できるようにしなければならない。
5. 選手が競技前に出場を取り止める、あるいは課目の演技前または演技中に棄権する、失権となる、または「ノーショウ(現れず)」であった場合は、成績表の選手名の後に「出場辞退(WD)」、「棄権(R)」、「失権(EL)」、「ノーショウ(NS)」の用語かその短縮文字を表記しなければならない。
出場辞退(Withdrawn)(Excused) ; 選手が演技を始める前に、正当な理由で審判長の許可を得て
出場を取り消した場合
棄権(Retired) ; 演技を始めたがやめてしまった場合
失権(Eliminated) ; 選手が演技を始めたが、馬場馬術規程に違反したため演技を中止しなければ
ならなかった場合
ノーショウ(No show) ; 選手が事前通知なく競技に姿を現さなかった場合
6. スコアボード
スコアボードは、演技中に審判員から見える場所にあるべきでない。
ランニング・スコア(総平均パーセント)およびオープン・スコアリング(運動項目毎の全審判員による平均点)を観客に見せることは推奨する。

第311条 馬の調教

主催および公認競技会においては、選手以外の者についても騎乗運動を行うことができるものとする。

第312条 審判員の禁止事項

審判員の禁止事項については、FEI馬場馬術規程第437条6による。

FEI馬場馬術規程

第437条 競技場審判団

6. 審査中、携帯電話を含む電子通信機器の使用は禁止する。審判員はその日の審判業務が終了するまで、アルコール飲料を飲むべきではない。終了した演技の得点は、進行中の競技中に審判員へ提供されるべきではない。

別表1A 許可されている銜の図と説明

各種大勒頭絡の銜

小勒銜：

1. ルースリング小勒銜
2. a, b, c ジョイントのある銜身の小勒銜で、中央の部分は丸みをもたせたもの。
エッグバットも可。
2. d – 中央部分が回転する小勒銜
2. e – 中央部分が回転する可動式小勒銜
2. f – 中央部分が回転し、ループリングのついた可動式小勒銜
3. エッグバット小勒銜
4. 銜枝付き小勒銜

大勒銜：

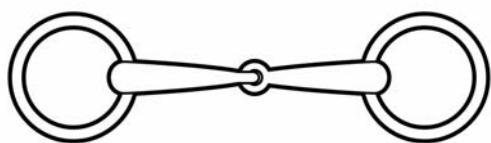
5. 半月形大勒銜
- 6 + 7. 真直ぐな銜枝と舌ゆるめ付き大勒銜
8. 舌ゆるめと遊動式銜身ついた大勒銜（ウェイマウス）
回転式レバーアームの大勒銜も許可される。
9. No. 6、7、8の変形
10. S字形銜枝のついた大勒銜
11. グルメット（金属製か革製、あるいは両者の組み合わせ）
12. グルメット留め革
13. 革製グルメットカバー
14. ゴム製グルメットカバー

各種水勒銜

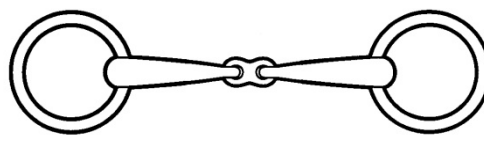
1. ルースリング水勒銜
2. a, b, c ジョイントのある銜身の水勒銜で、中央部分に丸みをもたせたもの。エッグバットも可。
3. エッグバット水勒銜
4. D形のレース用水勒銜
5. 銜枝付きエッグバット水勒銜
6. 銜枝付きルースリング水勒銜（fulmer）
7. 銜身より上に銜枝のついた水勒銜
8. ハンギング・チーク水勒銜
9. 銜身に折れない水勒銜。ミュールン・マウスおよびエッグバット・リング付きのものも許可される。
10. 銜身が回転する水勒銜
11. 中央部分が回転する水勒銜
12. 中央部分が回転する可動式銜
13. 中央部分が回転し、ループリングのついた可動式銜

各種大勒頭絡の銜

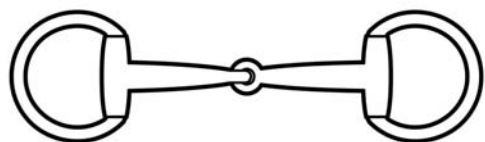
小勒銜 :



1



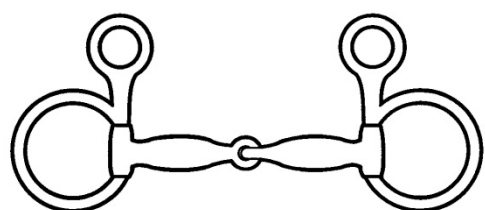
2a



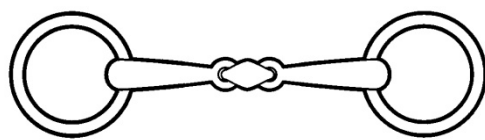
3



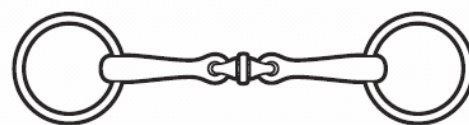
2b



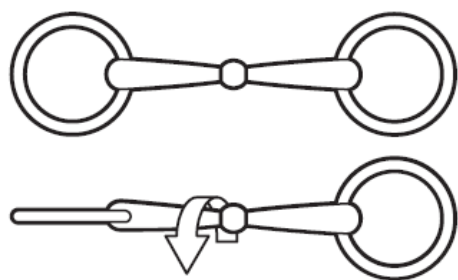
4



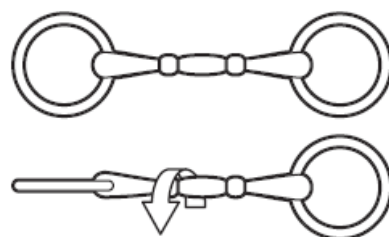
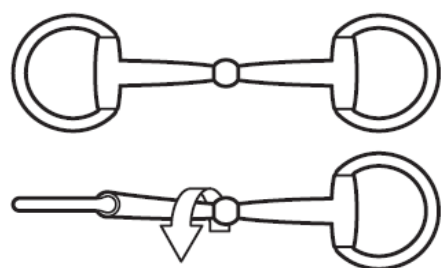
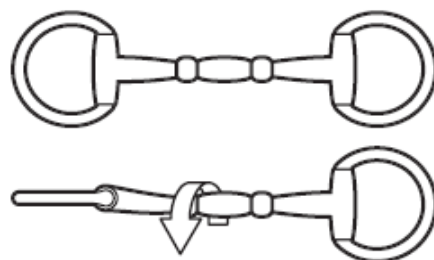
2c



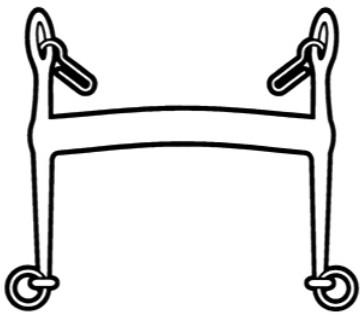
2d



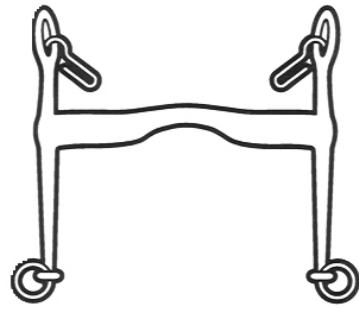
2e



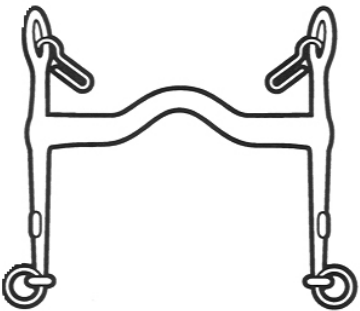
大勒銜：



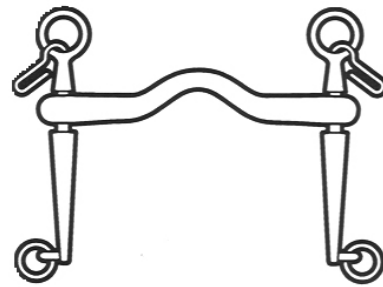
5



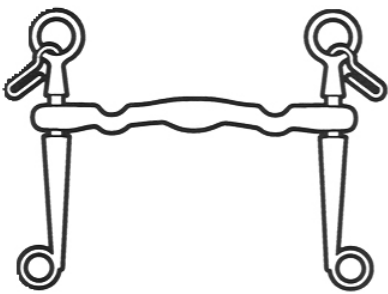
6



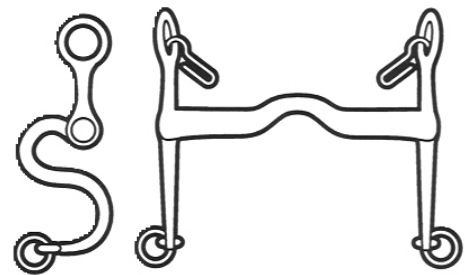
7



8



9



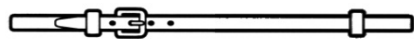
10



11



13

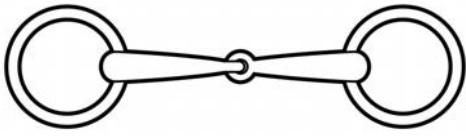


12

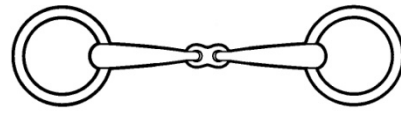


14

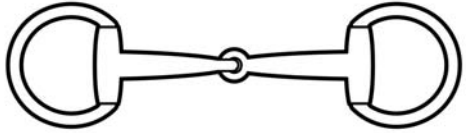
各種水勒銜：



1



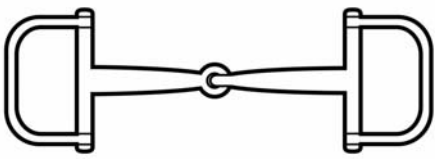
2a



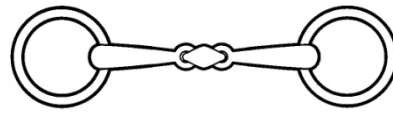
3



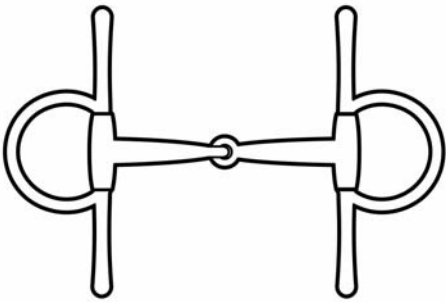
2b



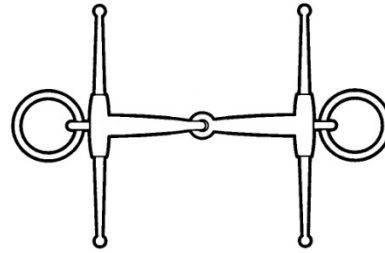
4



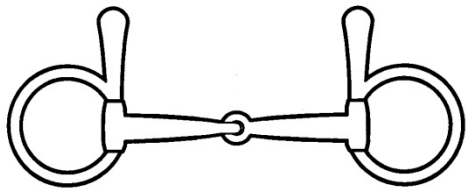
2c



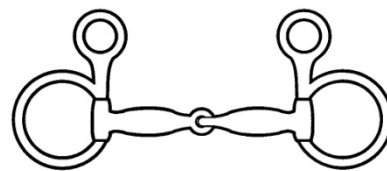
5



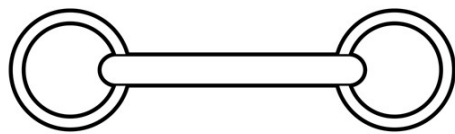
6



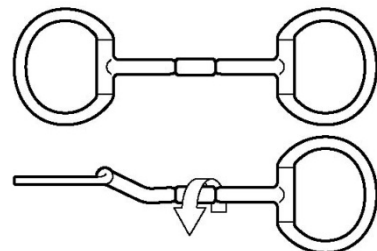
7



8



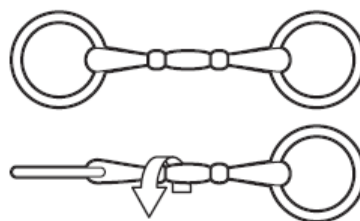
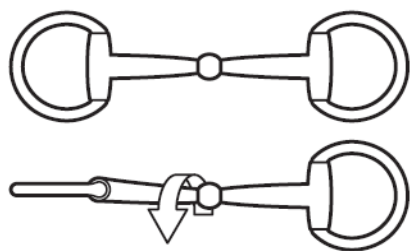
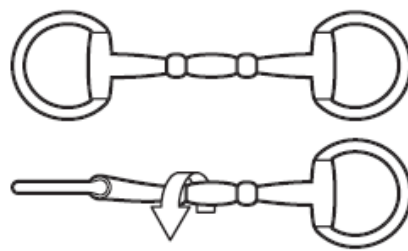
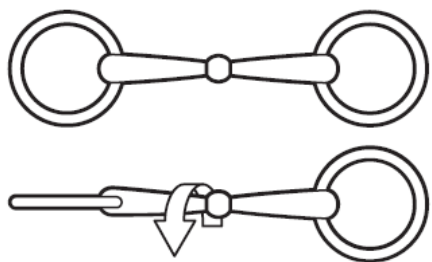
9



11

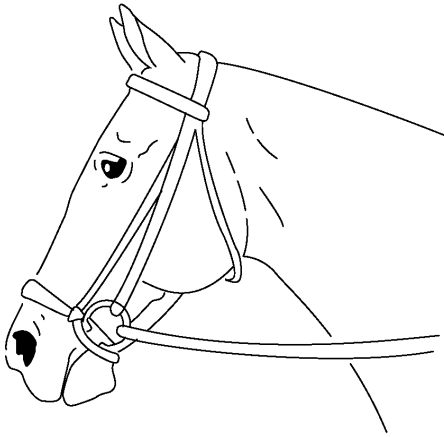


可動式銜：

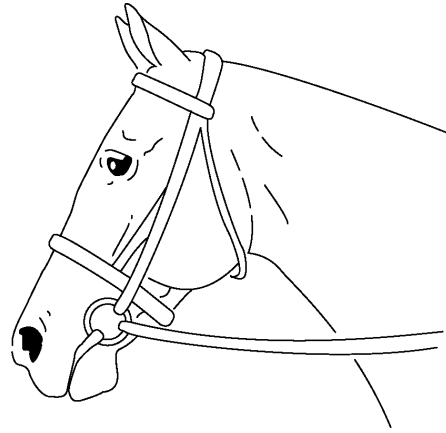


許可されている鼻革

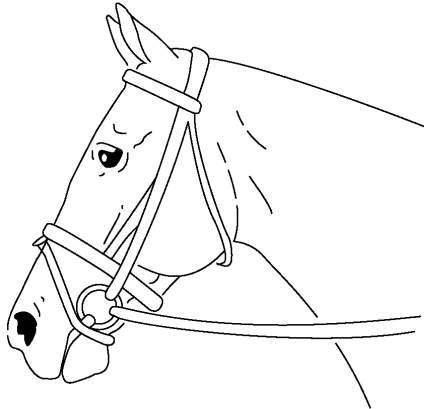
1. ドロップ鼻革



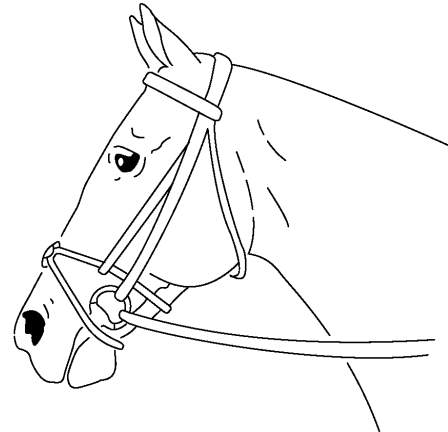
2. カブソン鼻革



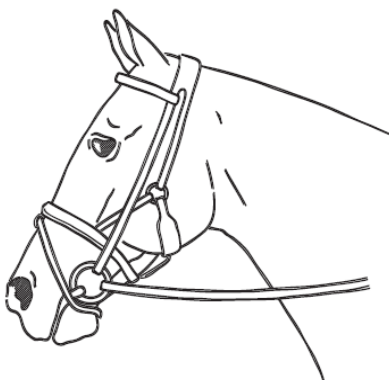
3. フラッシュ鼻革



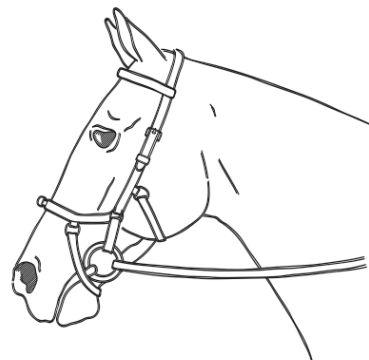
4. 交叉鼻革/メキシコ鼻革



5. コンビ鼻革-顎紐なし



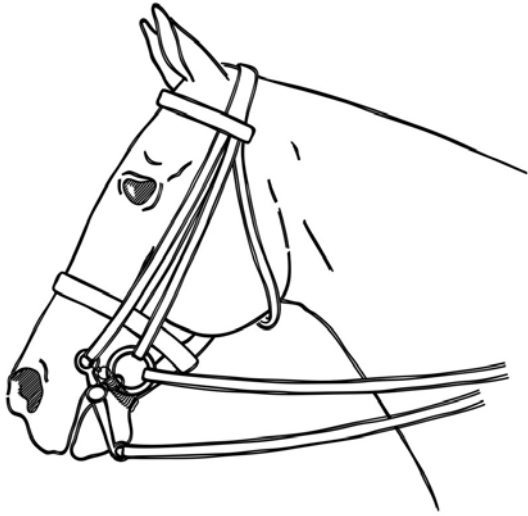
6. ミックレム ブライドル



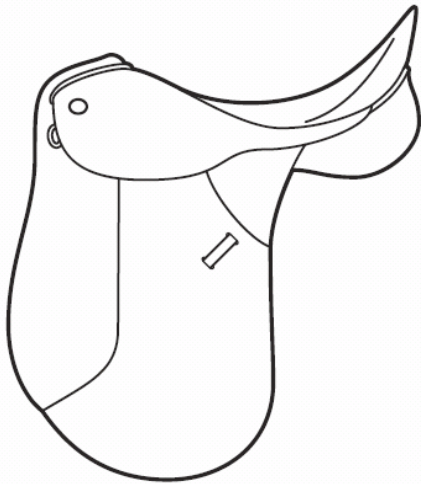
1, 3, 4, 6は大靱との併用が認められない

5を大靱用として用いる場合は、鼻革の下のストラップは使用できない

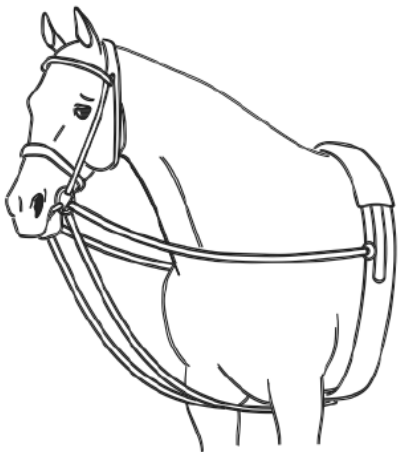
カブソン式鼻革、小勒銜、グルメット付き大勒銜を備えた二重頭絡の例



許可される馬場馬術用鞍の例



ダブル・スライディング式サイドレーン (トライアングル)



第4編 設定せず

第5編 総合馬術競技

本編はFEI総合馬術規程第23版による。

第1章 総論

第500条 はしがき

1. 概要

総合馬術競技は馬術の要素をほぼすべて盛り込んだ複合競技であり、多岐にわたる馬術競技での経験と自馬の能力に対する的確な認識を選手に求め、馬には正しい情報に基づく理にかなった調教で培われた一定の総合能力を求めるものである。

2. 責任

選手には諸規程を理解し、これらを順守する責任がある。スチュワードや役員が任命されている場合でも、また（選手の順守義務が）諸規程に記載されているか否かに拘わらず、選手はこの責任を免れることはできない。

第501条 総合馬術競技の定義

スリー・デイ・イベントは別々の日に行われる3種類の競技で構成され、選手は競技会開催期間を通して同一馬に騎乗する。

1. 1 馬場馬術競技

馬場馬術競技は選手の数によって1日かそれ以上の継続した日程で行われ、翌日には次に示す競技が行われる。

1. 2 クロスカントリー競技

クロスカントリー障害競技。クロスカントリー競技の翌日には次に示す競技が行われる。

1. 3 障害馬術競技

2. CNC

CNC競技会は、CCIと同様に3種類の競技で構成される。競技会は1日か2日間、もしくは3日間にわたって行われることがある。馬場馬術競技は必ず最初に行われる。クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行われる。

3. 規程の適用

本規程は主としてスリー・デイ・イベントに適用するために採択されたものである。明らかに適用できない場合を除いては、CNC競技会にも同様に適用する。

第502条 順位

1. 三競技における順位

1. 1 馬場馬術競技では、審判員から得た各選手の得点が減点に換算される。この減点は最終順位決定のために記録され、また公表される。

1. 2 クロスカントリー競技では、クロスカントリー走行で時間を超過した場合、この時間減点に各選手の障害減点が加算される。この減点は最終順位決定のために記録され、また公表される。

1. 3 障害馬術競技では、走行で時間を超過した場合、この時間減点に各選手の障害減点が加算される。この減点は最終順位決定のために記録され、また公表される。

2. 個人最終順位

2. 1 選手ごとに減点を合計し、その減点が最も少ない選手を個人優勝者とする。
2. 2 いかなる競技会においても、2名以上の選手が同点となった場合は、以下の通りに順位を決定する：
 - (i) クロスカントリー障害競技で、障害減点と時間減点を含めて最も良い成績の選手。
 - (ii) それでもなお同点の場合は、クロスカントリーのタイムが規定時間に最も近い選手の順に決定する。
 - (iii) それでもなお同点の場合は、障害馬術競技の成績（時間と障害減点）が最も良い選手。
 - (iv) それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も良い（速い）タイムの選手。
 - (v) それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で最も高い得点率を得た選手の順に決定する。
 - (vi) それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。

3. 団体最終順位

主催および公認競技会では団体競技は実施しないため本項については適用しない。(JEF)

4. 失格あるいは失権

三競技種目中の1種目で失格あるいは失権となった選手は、最終順位でも失格あるいは失権となる。

5. 選手あるいは馬のドーピング検査陽性結果による失格

5. 1 項は、主催および公認競技会では団体競技を行わないため適用しない。(JEF)

5. 2 個人順位：

選手と／あるいは馬が個人競技会にてドーピング検査陽性により失格となった場合、この選手の成績は無効となり、次点の選手が繰り上がって賞（メダルが授与される場合はメダル）が授与し直される。

同点の選手については前述の2項に従って順位を決定する。

第503条 競技会のカテゴリーとレベル

主催および公認競技会で実施するカテゴリーとレベルについては付則Iに定める。(JEF)

第504条 個人競技と団体競技

国内競技では適用しない。(JEF)

第505条 選手と馬の参加

1. 選手の年齢

主催および公認競技会におけるヤングライダー、ジュニアライダー、チルドレンライダーの年齢区分は、別途定める。(JEF)

2. 馬の年齢

主催および公認競技会における参加馬の年齢は、実施要項に明記する。(JEF)

3. 選手の国籍と馬の所有者の国籍

主催および公認競技会においては制限しない。(JEF)

4. 選手の出場頭数制限

主催および公認競技会においては、実施要項に明記する。(JEF)

第506条 選手と馬の出場資格

選手と馬の参加資格については、実施要項に明記する。(JEF)

第507、508、509、510、511、512条は主催および公認競技会では適用しない。

第513条 スタートオーダー

1. スリー・デイ・イベントにおいては、抽選で決定したスタートオーダーを馬場馬術競技とクロスカントリー競技に採用する。
2. 障害馬術競技のスタートオーダーは、クロスカントリー競技が終了した時点における順位のリバースオーダーとする。最下位の選手が最初に走行し、最上位の選手が最終走行者となる。2頭の馬で出場している選手が、この2頭の馬を8位以内の間隔で順位をつけた場合は、下位の馬のスタートオーダーを調整しなければならない。
3. CNCではスタートオーダーを抽選で決定し、最初の2つの競技に採用する。最終競技はそれが障害馬術競技であってもクロスカントリー競技でも、組織委員会の自由選択によりリバースオーダーで行うことができる。

第514条 タイムテーブル

1. 馬場馬術競技

馬場馬術競技のスタートオーダーを示すタイムテーブルを、各選手が入手できるよう準備する。出番の間隔は組織委員会の判断に任せられ、技術代表の承認を得て決定される。

2. クロスカントリー競技

各選手の走行開始時刻を示すタイムテーブルは、規定時間に基づいて決定される。このタイムテーブルは馬場馬術競技終了後、直ちに作成しなければならない。各選手がこのタイムテーブルを入手できるよう準備する。走行開始時刻の間隔は組織委員会の判断に任せられ、技術代表の承認を得て決定される。

3. 障害馬術競技

障害馬術競技の開始時刻とおおよその終了時刻を示したタイムスケジュールを公表する。競技の時間帯が午前の部と午後の部などに分けられている場合、午後の部（第2部）に走行する選手については人数を表示する。

4. CNC (JEF)

2つもしくはそれ以上の競技が同一日に行われる場合は、どの馬にも30分以上の競技間隔を与えなければならない。障害馬術競技の前にクロスカントリー競技が行われる場合は、どの馬にもクロスカントリー競技の走行後、障害馬術競技の開始までに少なくとも1時間の間隔を与えなければならない。

第2章 通則

第515条 練習とウォーミングアップ

1 個体識別番号

個体識別番号は競技会場に到着した時点で受領し、常時これを装着していなければならない。番号の提示を求められた時に番号を付けていない場合、最初は警告であるが何度も繰り返された場合は競技場審判団によりこの選手に罰金が科される。

2 馬の調教に関する規制

2. 1 選手以外の者が練習用馬場で調教をすることを認める。ただし、騎乗する場合は、防護帽を着用しなければならない。
2. 2 国内競技では適用しない。
2. 3 実際の競技が始まる前にクロスカントリー障害物付近で騎乗したり、馬場馬術あるいは障害馬術アリーナに騎乗して立ち入ることは禁止とし、これに違反した場合は失格となる。ただし、競技場審判団または技術代表が特に許可した場合にはこの限りではない。

3. 練習用馬場

国際競技会においては、馬の通常運動に適した馬場を準備し、日中はいつでも利用できるようにしておかなければならない。これには長手綱で騎乗したり、駈歩ができる走路と馬場を含める。組織委員会は、この目的で利用できる馬場（区域）について選手に通知しなければならない。馬の運動はその目的に指定された区域と／あるいは馬場馬術および障害馬術の練習用馬場でのみ行える。

4. 馬場馬術練習用アリーナ

馬場馬術競技初日の前日には60m×20mの練習用アリーナを少なくとも1面は準備して、選手が自由に利用できるようにしなければならない。競技が行われるアリーナと同じ条件で準備することが望ましい。

5. 練習用障害

練習に使用できる障害は組織委員会が用意したもののみとする。組織委員会は赤と白の標旗を立てた固定障害を少なくとも2個は準備し、その寸法はクロスカントリー区間の障害の大きさを超えてはならない。クロスカントリー競技のスタート地点近くにウォームアップ用の練習馬場を設け、固定障害と落下障害を設置するが、その規格は以下の通りとする。

障害馬術競技：すべての障害に赤と白の標旗を立てる。障害のいかなる部分も人が支えてはならない。これらの障害は障害馬術競技に使用される高さよりも10cmを超えて高くしてはならない。幅については認められている最大幅を超えてはならない。練習用障害は組織委員会が定めた時間にのみ飛越できる。以上の練習用障害に関する条項に違反した場合は失格となる（「FEI 障害馬術競技会規程」を参照のこと）。

6. スチュワード

1名あるいはそれ以上のスチュワードを任命して、練習とウォームアップに関する諸規則が順守されるよう監視しなければならない。練習用障害を使用できると組織委員会が指定した時間帯は、いかなる場合でもスチュワード1名を配置しなければならない。その他の練習用馬場はスチュワードが不定期にパトロールする。

第516条 コースとアリーナへの立ち入り

1 馬場馬術用アリーナ

馬場馬術審判団が認めた場合を除き、競技中の演技以外に選手が騎乗してアリーナに立ち入ることは禁止され、これに違反した場合は失格となる。アリーナは競技開始前もしくは競技の休憩中に徒歩で下見をすることができる。

2 クロスカントリーコース

2. 1 障害やコースが選手に公開される前に下見することは禁止され、これに違反した場合は失格となる。ただし、技術代表の合意がある場合は除く。
2. 2 クロスカントリーコースは競技会開始の前日に、選手全員に公開される。
2. 3 選手が確認すべき障害や標旗、標識は全て選手に公開される時点までに正確に設置されなければならない。公開以降に選手が位置を動かしたり形を変えた場合は失格となる。
2. 4 コースが正式に公開された後であれば、選手は日中、コースに再度入って障害を確認することができる。競技場審判団が特別に認めた場合を除き、この下見は徒歩でのみ行うことができる。

3 障害馬術競技コース

3. 1 障害馬術競技コースは、競技開始の20分前までに公開される。
3. 2 障害馬術競技の前に選手は徒歩でアリーナへ入ることが認められる。場内への入場許可は、競技場審判団が出すものとする。なお、通告は、公式場内アナウンスによってなされなければならない。
3. 3 競技場審判団の許可がない限り、競技が開始された後に選手が徒歩でアリーナへ入場することは禁止され、これに違反した場合は失格となる。

第517条 中断および変更

1. 中 断

危険な事態が発生した場合はタイムテーブルを中断することがある。必要であれば競技や区間走行の開始を早めたり、遅らせたり、あるいは中止することもある。競技の中断もしくは中止は、可能な限り他の競技場審判団メンバーと技術代表と協議を行った後に、審判長が決定する。中断となった場合は、競技を中断されたところからできるだけ早く再開する。この影響を受けた選手全員に対して、競技再開前に十分な通告を行わなければならない。

2. 変 更

コースが正式に選手へ公開された後の変更は、例外的な状況（豪雨や猛暑など）により障害物や競技自体が不公平となったり危険な場合に限定する。これは可能な限り他の競技場審判団メンバーと技術代表と協議を行った後に、審判長が決定する。審判長には、競技に必要と思われるいかなる変更も行う権限がある。その場合は区間走行の前、あるいは当該競技開始前にチーム監督と各選手へ公式に、また個々にその変更を通知しなければならない。必要と思われる場合は変更のあった場所に役員を配置して、選手に注意を促さなければならない。

第518条 インスペクションと獣医検査

1 CCI方式で行う競技(JEF)

1. 1 到着時検査

この検査は馬が競技会の厩舎へ到着した時点で行われる場合がある。検査は組織委員会より任命された獣医師、通常は准イベント獣医師によって行われる。この検査の目的は第一に馬の個体識別と診療歴（ワクチン接種など）を確認し、第二に各馬の健康状態（十分な体力や能力を有するという意味ではない）を見極めることにある。組織委員会は獣医師代表の合意を得て獣医検査の場所とタイムテーブルを定め、事前にチーム監督と／あるいは個人選手に通達しなければならない。疑わしい事例については、必要に応じて競技場審判団もしくは上訴委員会に可及的速やかに連絡するものとするが、いかなる場合も第1回目のホース・インスペクションまでには連絡が必要である。

1. 2 第1回目のホース・インスペクション

これは馬場馬術競技が行われる前、通常は前日に行われる。競技場審判団と獣医師代表がインスペクション団を構成し、競技場審判団長を責任者として行う。インスペクションは曳き馬で行い、滑りにくい硬く清潔な平地で、停止した状態と運動している状態で行われる。インスペクション団は跛行や、不十分な健康状態、その他何らかの理由により、競技出場には不適格であると判断した馬を失権とする権限を有すると共にその義務を負う。疑わしい場合は、競技場審判団が当該馬を公式な管理下にあるホールディング・エリアに移動させて、准イベント獣医師による診察を受けるよう指示することができる。選手がその馬を再度インスペクションに臨場させると決めたならば、先ず准イベント獣医師はその所見を競技場審判団と獣医師代表に報告し、その後でインスペクション団が再インスペクションを行う。ホールディング・エリアの馬は、准イベント獣医師の管理・監督下におかれる。インスペクション団の票決が同数で結論が得られない場合は、競技場審判団長が決定票を有し、その結果は直ちに発表される。

1. 3 クロスカントリー競技

クロスカントリー競技のスタート地点付近に獣医師を配置して、疑いのある場合は競技場審判団へ報告させる。

1. 4 クロスカントリー障害競技後の獣医検査

この検査は、クロスカントリー競技走行終了後に行われる。これは組織委員会が獣医師代表の同意を得て任命した公認獣医師により行われる。同獣医師は負傷や過度の疲労を呈した馬の応急処置を行うとともに、各馬が以下に示すどのような状態にあるかを判断する：

- ・ すぐに自力で厩舎へ戻れる。
- ・ 厩舎へ戻る前に、獣医師の元で更に治療を受ける必要がある。
- ・ 馬運車(事前に待機している必要がある)で直接厩舎か馬専門病院へ搬送しなければならない。

この獣医師には馬を失権にする権限はないが、いかなる疑わしい事例についても競技場審判団と獣医師代表へ報告しなければならない。

1. 5 第2回目のホース・インスペクション

これは障害馬術競技の前に行われる。これは第1回目のホース・インスペクションと同じインスペクション団により、同一条件にて行われる。

1. 6 上訴

インスペクションは3回行われ、そのいずれかで馬が失権と判断される場合もあるが、インスペクション団が下した決定に対して上訴することはできない。しかし要請があった場合には、すべてのホー

ス・インスペクションを終了した後に、競技場審判団長がそのインスペクション団の決定理由を明らかにしなければならない。獣医師代表は、インスペクション団メンバーとして3回のホース・インスペクションに立ち会う。

1. 7 競技進行中

競技進行中のどの時点でも、競技場審判団の各メンバーには、跛行を認めたり競技続行への適性がないと判断した馬を失権にさせる権限と責務がある。危険な騎乗、あるいは馬に対する虐待行為によりクロスカントリー競技の途中で棄権、失権、もしくは走行中止となった選手は、その馬が歩いて厩舎へ戻れる状態であれば、獣医師代表か指定獣医師の元へ馬を連れてゆく責任がある。

1. 8 観客

ホース・インスペクションは、観客から見える場所で行うものとする。

1. 9 薬物規制検査－獣医師管轄

C I C方式で行う場合、任命された獣医師団長と組織委員会の代表者（団）は、競技会前に十分な時間的余裕をもって会合を持ち、競技会での獣医事マネジメントについて詳細に検討を行うべきである。

組織委員会は、臨床診療や救急治療のための適切な馬房が用意されることが望ましい。また、薬物検査を実施する場合には、薬物規制のための検体採取馬房を含む十分な獣医設備を準備しなければならない。

薬物規制検査は、JEF 獣医規程ほか関連規程に従い担当獣医師が遂行しなければならない。(JEF)

2. C I C方式－例外的状況での代案－ホース・インスペクション手順

競技会が1日あるいは2日間で開催される場合で、例外的な状況で技術代表の同意があれば、代案手順を採用することができる。(JEF)

2. 1 ホース・インスペクション

馬場馬術競技の前に、C C I方式の場合と同じ形式でホース・インスペクションを1回行わなければならない。各馬のインスペクションは獣医師代表あるいは准イベント獣医師が、少なくとも競技場審判団メンバー1名かF E Iリスト掲載の審判員1名と共に行わなければならない。2回目のホース・インスペクションが行われる場合は、第1回目のホース・インスペクションと同じインスペクション団メンバーで行うものとする。

馬が競技出場に適した状態であるかという点で何らかの疑念がある場合は、競技継続を認めるか否かを競技場審判団メンバーが最終決定する。

C C I方式とC I C方式の競技が同時に同じ会場で開催される場合、C C I方式のホース・インスペクションを通過しなかった馬は、C I C方式で行う競技に出場することはできない。(JEF)

第519条 馬と選手のウェルフェア

1. 馬の薬物規制

馬の薬物規制は「JEF 獣医規程とその関連規程」に従って行わなければならない。(JEF)

2. 選手の健康適性とメディカル・カード（本規程付則Ⅲ準用）(JEF)

クロスカントリー競技の間は、重篤な疾患、怪我（特に頭部）、破傷風ワクチン接種、薬物アレルギー、現在服用中の薬、血液型を記載したメディカル・カードを各選手とも見えるように身に付けておかなければならない。組織委員会は、選手が競技会場へ到着した際に全員からメディカル・カードを収集す

ること。組織委員会の医事担当役員がこのカードの内容確認を行わなければならない。競技会開催中はカードのコピーを組織委員会事務局で保管することを推奨する。各選手はまたこの時点で、近親者2名の連絡先（電話番号）を提出しなければならない。選手は負傷の記録をすべてメディカル・カードに記載する責任がある。

3. 落馬あるいは人馬転倒後の検査－医学的健康適性

3. 1 競技出場への健康適性に何らかの疑念がある場合、競技場審判団はその判断で選手を失権にすることができる。

必要に応じて獣医師と／あるいは公式医事担当役員は、トレーニングあるいは競技中に落馬や人馬転倒を起したすべての馬と選手について、その後に行われる競技や競技会に出場したり、あるいは競技会場を出る前に診察を行わなければならない。

3. 2 選手がからんだ事故

総合馬術競技に出場するすべての登録選手に対して、以下を適用する。

1. 意識不明：選手が事故に遭って意識不明となった場合は、この選手を当該競技から自動的に失格としなければならない。
2. 脳震盪：選手が事故に遭って明らかな脳震盪を起した場合は、この選手を当該競技から自動的に失格としなければならない。
3. 怪我：選手が事故に遭い、治療あるいは医療施設への入院が必要な怪我を負った場合は、出場を希望する競技に対して競技復帰のための医師の証明書を正式に提出するまで、競技に参加することができない。

4. 馬の薬物規制

本条1項と重複するため削除 **(JEF)**

5. 馬場馬術競技後の選手の失権

馬の制御もままならない状態である上、馬場馬術競技で不十分な成績をとった選手については、競技場審判団が選手の騎乗能力を検討し、クロスカントリー競技で馬が制御不能となる可能性があると判断した場合は失権とする責任がある。

6. 危険な騎乗

- ・ 馬、選手、第三者の安全を脅かした選手は危険な行動をとったとみなされ、相応の罰が科される（第532条1.3を参照のこと）。**(JEF)**
- ・ 役員はできる限り迅速にその出来事を競技場審判団に報告し、競技場審判団は第532条1.3を準用して当該選手に科罰を科すか否かを決定する。
- ・ クロスカントリーコースでは危険な騎乗、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行動、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭と／あるいは拍車の過剰使用、安全ではない騎乗方法などの理由により、競技場審判団と技術代表は選手の走行を止める権限を有する。（第549条1.2参照のこと）。
- ・ 競技場審判団長はまた、クロスカントリー競技に1名あるいは複数の役員（例えば技術代表、チーフスチュワード、その競技会では役職を担っていないが経験豊かな総合馬術役員）を指定し、危険な騎乗、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行動、明らかに跛行している馬へ

の騎乗、鞭と／あるいは拍車の過剰使用、安全ではない騎乗方法をとる選手を走行中に停止させなければならない。クロスカントリーでは、このような役員をペアで配置することが推奨される。

役員は旗をもって配置につき、上記のような状況が継続していたり、あるいは違反行為が深刻であると思われる場合に、競技場審判団から任命役員／フェンスジャッジへの指示に基づいて、選手に向かって旗を振ってその走行を止める。

その選手がクロスカントリー競技の走行を終えている場合には、危険な騎乗として当該選手に25点の減点が課される（第532条1.3を参照のこと）。

競技場審判団の判断により、クロスカントリー・コースで失権した後に選手へイエロー警告カードを発行することができる（第520条3を参照のこと）。

第520条 馬に対する虐待行為と危険な騎乗

1. 競技場審判団の見解により馬の虐待行為、あるいは危険な騎乗と判断される行為もしくは一連のこのような行動をとった場合は失格となり、その他の科罰についても第532条1を準用して競技場審判団が判断する場合がある。

例えば以下のような行為がこれに含まれる：

- ・ 肢たたき
- ・ 過度に疲労している馬への騎乗
- ・ 疲労している馬を過剰に追う行動
- ・ 明らかに跛行している馬への騎乗
- ・ 鞭と／あるいは拍車の過剰使用（後述の2項を参照のこと）
- ・ 危険な騎乗
- ・ 安全ではない騎乗、あるいは馬の制御を失った騎乗
- ・ 一連の危険な障害飛越行為

役員が虐待行為を目撃した場合は、必要に応じて組織委員会事務局か競技会コントロールセンターを通じ、できるだけ速やかに競技場審判団へ報告しなければならない、できれば1名か複数の目撃者の証言を添える。競技場審判団は対応すべき事態か否かを判断する。

競技場審判団メンバーがこのような行為を目撃した場合は、単独の権限で即時にこの選手を失格にする権利と責務を有する。

2. 鞭

- ・ 鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰となるものである。
- ・ 鞭は失権後、あるいはコースの最終障害を飛越した後に使用してはならない。
- ・ 鞭を打ち下ろすような方法で使用してはならない（例えば右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。馬の頭に鞭を使うような場面では必ず過剰使用になる。
- ・ 1度に4回以上馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れるような使い方は鞭の過剰使用である。
- ・ 鞭の誤用や過剰使用が確認された選手は、競技場審判団の判断で失権となる。

3. イエロー警告カード

馬の管理責任者が、最初にイエロー警告カードを発行された時点から1年以内に同じ競技会あるいは他の JEF 主催、公認競技会で同じ違反行為にて新たにイエロー警告カードを受け取った場合、この馬の管理責任者はその出場している競技会終了直後から自動的に2ヶ月間の競技会出場停止処分を受ける。JEF 理事長は、この馬の管理責任者に対して出場停止処分を通告する責任を負う。(JEF)

第521条 服装

競技における騎乗中、長髪の選手は髪を結んできちんとしていなければならない。

競技会にてフラットワークを行う場合は、いかなる者でも硬質素材の帽子着用が義務付けられる。障害を飛越する際にはいかなる者も保護帽を着用しなければならない。フラットワーク時、あるいは障害飛越時に適切な保護帽の着用を怠った場合、あるいは不適切な顎紐であったり顎紐を締めていなかった場合は、競技場審判団の判断で失権となる。

2. 鞭

トレーニング：フラットワークで騎乗する時にはいつでも、先端の房の部分を含めて長さが120 cm 以内の鞭を携帯できる。クロスカントリー競技と／あるいは障害馬術競技の前に障害飛越で鞭を携帯する場合は、先端に錘のついていない75 cm 以内のものとする。

ホース・インスペクション：選手が鞭をもちたいのであれば、携帯してもよい。

馬場馬術競技：馬場馬術競技中はいかなる種類の鞭も携帯することが禁止され、これに違反した場合は減点となる。アリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合も減点となる。

クロスカントリー競技と障害馬術競技：クロスカントリー競技と／あるいは障害馬術競技で鞭を携帯する場合は、先端に錘のついていない75 cm 以内のものとする。

3. 拍車

拍車の着用は3競技種目すべてで任意である。馬体を傷つける可能性のある拍車の使用は禁止される。拍車は表面の滑らかな金属製でなければならない。もし柄がある場合は4 cm 以内の長さで後ろへ向かって出ているものとする。末端は馬を傷つけないよう鋭利であってはならない。拍車の柄部分が湾曲しているもの場合は、それが下方へ向くように装着しなければならない。丸みのある硬質プラスチックか金属製のノブ付きプラスチック製あるいは金属製拍車(「インパルス」拍車)は使用が認められる。柄なしの「疑似」拍車も使用が認められる。

輪拍-3 競技種目すべてで輪拍が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が無理なく回転するものであり、輪自体に丸みがあって滑らかであること(先のとがっているものは認められない)。(JEF)

4. 乗馬靴

すべての競技において、乗馬靴(軍服規定以外)は黒または茶色の折り返しつきの黒もしくは茶色でなければならない。一続きの長いものであっても、なめらかな表革の脚部と革靴からなるものであってもどちらでもよい。

5. 馬場馬術競技

5. 1 後述の第5. 2項と第5. 3項に示した場合を除く必須事項：

狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム、白いシャツとネクタイ、手袋、キュロット(白、淡黄褐色またはクリーム色)、乗馬靴、狩猟帽、保護帽もしくはトップハット、および拍車(前述の第3項に従う)。

5. 2 CNC 2*/CNC 1*においては、選手は希望すればツウィードのジャケットと淡黄褐色またはベージュのキュロット、黒または茶色の乗馬靴を着用することができる。(JEF)

5. 3 ワンスターレベルの競技においては、トップハットと燕尾服の着用は奨励されない。(JEF)

6. クロスカントリー競技

この競技には軽装が望ましい。保護帽については前述の第1項に従う。バックガードは装着しなければならない。拍車の装着は任意であるが、もし使用する場合は前述の第3項に従わなければならない。

7. 障害馬術競技

狩猟用の上衣か所属団体のユニフォーム、白いシャツとネクタイ、キュロット（白、淡黄褐色、またはクリーム色）、乗馬靴を着用のこと。拍車の装着は任意であるが、もし使用する場合は前述の第3項に従わなければならない。

7. 2 CNC 2*/CNC 1*においては、選手が希望すればツウィードのジャケットと淡黄褐色またはベージュのキュロット、黒または茶色の乗馬靴を着用することができる。(JEF)

7. 3 いずれの場合でも前述第1項に従い、保護帽の着用が義務づけられる。

8. 選手および馬につける広告と宣伝

本規程 105 条を適用する。(JEF)

9. 服装の検査

9. 1 スチュワードを任命し、競技開始前に拍車と鞭の検査を行うことができる。

スチュワードには、拍車や鞭が本条項に違反している選手の出場を停止する権限がある。直ちにこの事態を競技場審判団へ報告して承認を受ける。

9. 2 規定に違反した鞭または拍車を使って競技に出場した選手は失権となる。不適当な服装で競技に出場した選手は、競技場審判団の判断で失権となり得る。

第522条 馬装

練習用馬場における装備については、以下を順守しなければならない。:

英国式鞍、大勒頭絡や水勒頭絡、ギャグ、ハックモアを含む様々なタイプの頭絡。ランニング・マルタンガール（水勒のみ）、アイリッシュ・マルタンガール、ビットガード、プロテクター、肢巻き、虫除け、鼻カバー、サドルカバーは認められる。調馬索運動（調馬索1本による）ではランニングレーン（折り返し）、シャンプー、および両側に1本ずつ着けたサイドレーンを使用することができる。その他のマルタンガールやいかなる補助具（ベアリング、サイドレーン、バラシングレーンなど）、いかなる遮眼帯も許可されておらず、これに違反した場合は失格となる。

2. 馬場馬術競技

2. 1 以下は必須事項である：英国式鞍と許可されている頭絡

2. 2 馬場馬術競技会規程で認められている通り、カブソン式鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜（金属製あるいは革製）が許可される。ワンスターレベルでは大勒頭絡の使用は認められない。

2. 3 馬場馬術競技会規程で認められている通り、銜が金属、革、ゴムあるいはプラスチック製の水勒も使用が認められる。鼻革はすべて革製でなければならない。但し、クロス鼻革の交差部分にあたる小さい円盤状のシーブスキンは認められる。許可される銜と鼻革の図は付則IVを参照のこと。課目によっては水勒のみが使用できる頭絡として指定される場合がある。(JEF)

2. 4 FEI 馬場馬術競技会規程に従い、マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（例えばベアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン）、あらゆる種類のプロテクターや肢巻き、耳カバーを含むあらゆる種類の遮眼帯、耳栓、覆面、虫除け、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止されており、これに違反した場合は失権となる。胸がいはいは使用してもよい。しかしながら例外的に馬を昆虫から保護するため、覆面や虫除けの使用を選手全員に許可する場合もある。人工の尾は、重みがつけられていたり、それによって何らかの「価値を増す」ようなものでない限り、許可される。

3. クロスカントリー競技と障害馬術競技

3. 1 馬装の種類は任意である。ギャグまたは「ハミの付いていない頭絡（ハックモア）」は、ランニング・マルタンガールやアイリッシュ・マルタンガールと同様に許可されている。手綱は銜に繋がっているか、直接頭絡につけられていなければならない。鍔と鍔革はあおり革の外側で托革から自由に垂れ下がっているものとする。

3. 2 以下のものは禁止されている：

あらゆる種類の遮眼帯、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン；馬の舌を押さえる器具；その他馬の動きを制限するもの、馬を傷つける可能性のある銜やその他の馬装具

4. 馬装の検査

4. 1 スチュワードを任命し、人馬がアリーナへ入場する前や走行を開始する前に馬装の検査を行わせることができる。

4. 2 馬場馬術競技においては、最大の注意を払って銜の検査を行わなければならない。選手からの要請があれば、頭絡と銜の検査を演技終了直後に行ってもよい。しかし頭絡や銜が許可されたものでなかった場合、この選手は競技場審判団により失権となる。

第3章 馬場馬術競技

第523条 馬場馬術競技規程

別段の規定がある場合を除き、「JEF 馬場馬術競技規程」を総合馬術競技会の馬場馬術競技に適用する。FEI 馬場馬術委員会がその年に行った変更については、これを翌年の1月1日から総合馬術競技規程に導入するか総合馬術本部で検討を行う。(JEF)

第524条 馬場馬術課目

馬場馬術競技で実施される課目の種類は、競技会のレベルによって決まるもので、選手と馬の訓練段階やその質に関わるものである。組織委員会は別表1に示した範囲内で、採用する課目を選択できる。

2. 一日に行う審査数

一競技場審判団につき一日に審査を行う頭数として、主催者は最大50頭まで見込むことができ、技術代表と競技場審判団長の同意がある場合には、更に10%まで追加することができる。

第525条 審判員の位置

3名の審判員のうち2名を短蹄跡に沿って配置するが、アリーナの外側で5m離れた位置とする。審判長（C）は中央線の延長線上に、またもう一人の審判員（MまたはH）は長蹄跡の延長線上より内側

へ2. 50mの位置に配置する。三人目の審判員はEかBのどちらかにアリーナの外側へ5mから10mの位置に配置する。審判員3名の位置は技術代表の決定に従い、各課目に推奨された位置を考慮に入れた上でC、H、Bとするか、またはC、M、Eでもよい。CICにおいては、技術代表の決定に従い、各課目に推奨された位置を考慮に入れて、2名の審判員がCおよびBかEのどちらかに位置する。各審判員には個別の小屋か台座を用意しなければならない。高さは地上より50cm程度とし、アリーナが良く見えるようにする。

第526条 採点

1. 点数

1. 1 審判員は番号のついた運動項目ごとに0～10点の得点を与え、総合観察点をつける。
0.5～9.5点の間で0.5点も運動項目と総合観察で使用することができる。
1. 2 経路違反や運動項目の誤りは馬場馬術規程に基づき減点される。
1. 3 落馬：人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、同選手は失権となる。

2. 採点の集計

2. 1 馬場馬術課目の番号が振られた各運動項目と総合観察にて各審判員が評価した0～10点までの得点を合計し、経路違反や運動の誤りがあった場合はこれを減点する。
2. 2 次に各審判員について、獲得し得る最高得点を計算する。得点率は、審判員の与えた得点合計（経路違反、あるいは運動の誤りを減点したもの）を獲得し得る最高得点で割り、100を掛け、小数第2位まで求める。これが当該審判員の採点として表示される。（小数第2位まで求めるということは、小数第3位が5以上であれば繰上げ、5未満であれば切り捨てるということである。）
2. 3 選手の平均得点率は、各審判員の得点率を合計して審判員の人数で割って求める。常に小数第2位まで求める。
2. 4 平均得点率から減点に換算するには、平均得点率を100から引いて、1.5を掛ける。結果は小数第1位まで表示される。これが当該競技における減点スコアである。（小数第1位まで求めるということは、小数第2位が5以上であれば繰上げ、5未満であれば切り捨てるということである。）

第4章 クロスカントリー競技

第527条 競技の主旨

この競技は、十分な調教を経てベストコンディションに至るまで調整を受けた真のクロスカントリー馬の能力を証明するものである。それと同時にペース配分や自馬の御し方を選手がいかに熟知しているかを示すことにもなる。

第528条 クロスカントリー

1. CCN 競技会

クロスカントリー障害区間のコースは、依然として馬が最高度の健康状態にあり、良好な成績を収めるにはスタミナが必要な走行距離である。この競技はいつも障害馬術競技の前に行われる。(JEF)

2. CNC 競技会

CNC競技会では、スターシステムに準拠した難度で競技が行われるが、コースは短くなる。クロスカ

ントリー競技は、障害馬術競技の後に行われる。

第529条 クロスカントリー競技規程

1. スタート

1. 1 クロスカントリー障害区間のスタートでは、選手はスターターの管理下に置かれ、指示される以前に故意にスタートすれば、競技場審判団の権限により失権となる。スタートに際して馬は完全に静止した状態である必要はないが、フライングすることでその選手に有利なスタートとなってはならない。各選手はスタート予定時刻の前に、適正な通告を受けるべきであるが、指定の走行開始時刻に出走できるよう選手自身の責任において準備しなければならない。
1. 2 スターターの任務を簡略化するため、クロスカントリーのスタート地点に5m×5mの囲いを設け、片側か両側に入口を設けて馬を入場させ、正面をオープンにしてスタート用とする。各選手はこの囲いの中からスタートしなければならないが、その中で自由に動き回ったり囲いへの出入りは自由である。補佐がその囲いの中まで馬を誘導し、スタートの合図まで馬の口を持っていることもできる。スタートの合図後は、選手は走行中であると見なされ、援助を受けられない（本条8項を参照のこと）。
1. 3 クロスカントリーで選手が予定よりも早くスタートした場合は、選手がスタートラインを通過した時刻を記録する。
1. 4 スタートの遅れ
何らかの理由により、正規の時刻に選手がクロスカントリーの走行を開始できない場合は、以下の条件に従い、スターターの判断で選手は準備ができた時点で出走することが認められる：
 - ・ スタート時刻に遅れた選手が後続選手の走行を妨げる可能性のある場合はスタートすることが認められず、また後続選手の後にスタートすることも認められない。
 - ・ スタート時刻に遅れた選手の走行開始時刻は、正規の時刻にスタートしたものとして記録される。

2. 時間

2. 1 規定時間：距離と速度を指定する場合は規定時間を設ける。規定時間よりも早く走行を終了した場合でも選手に利点が与えられるわけではない。規定時間を超過した選手は、制限時間に至るまで第532条2に従って減点される。制限時間は規定時間の2倍とする。
2. 2 クロスカントリー競技の時間計測：選手がいずれかの区間で障害の破損、事故、追い越し、医療あるいは獣医療検査などのために、役員に走行を中断された場合は、再走行が認められるまでの中断時間が記録され、同区間を終了するのに要した時間から差し引かれる。

3. 経路違反

クロスカントリー・コースにあるすべての通過義務地点と、コンビネーションの構成障害やオプション障害を含むすべての障害を、指定された順番に通過あるいは飛越しなければならず、これを怠った場合は失権となる。第533条5の場合を除き、コース上に設置されたすべての赤標旗と白標旗は、いかなる場所でも正しく通過しなければならず、これに違反した場合は競技場審判団の判断により失権となる。既に飛越した障害を再度飛越することは認められず、第533条5の場合を除いて失権となる。

4. ペースと下馬

クロスカントリー競技のスタートからフィニッシュまでの間、選手は自由にペースを選ぶことができる。赤と白の限界旗の間はすべて騎乗して通過しなければならない。障害を飛越しようとした結果、自発的であるなしに拘わらず下馬することとなった場合は、第533条に従って過失がとられる。コース上

その他の場所では減点されずに下馬することもできるが、規定時間を超過する可能性はある。

5. 追い越し

5. 1 後続の選手に追い越されそうになっている選手は、速やかにコースをあげなければならない。また追い越しを行う選手は、安全で適切な場所を選んで行うものとする。
5. 2 先行の選手が障害を前にして追い越されそうになった場合は、役員の指示に従わなければならない。先行の選手が障害を飛越していた場合、後続の選手は両者に不都合や危険が生じないよう配慮して、この障害を飛越することができる。
5. 3 故意に追い越しを妨げたり、役員の指示に従わなかったり、他の選手に危険がおよぶような行動をとった場合は競技場審判団の判断により失権となる。
5. 4 役員によって停止させられていた時間は記録され、当該選手がコース走行終了に要した時間から差し引かれる。

6. 困難な状況にある選手

6. 1 障害飛越を行っていた馬が障害物に挟まるなどして、援助なしでは走行を続けられない場合や、あるいは怪我をする恐れのある場合、選手はフェンス・ジャッジから下馬するように指示を受け、失権となる。
6. 2 フェンス・ジャッジは馬を救出するため障害を部分的に取り除く必要があるか、あるいはその他の援助が必要であるかを判断する。

7. 走行の停止

7. 1 ある選手が障害物にて困難な状況に陥り他の選手の障害飛越を妨げている場合、転倒した馬を救出するために障害の解体を余儀なくされている場合、障害が壊されて作り直されていない場合、あるいはこれらに類する状況下では後続選手の走行を停止しなければならない。
7. 2 このような場合は役員 1 名を後続選手の進路に配置するべきである。この役員は赤い旗を振って、選手に停止を指示するサインを出さなければならない。この停止の指示に従わなかった選手は、競技場審判団の判断により失権となる。
7. 3 選手は障害の前かコース上の停止地点（ストッピング・ポイント）で停止を指示される場合がある。
7. 4 役員はコントロール・センターから指示を受けた場合か、あるいは自分が担当する障害で緊急事態が発生した場合にのみ選手の走行を停止させる。
7. 5 停止地点を通過した時点から、再スタートの合図を受けて同じ地点から走行を開始するまで、選手が走行を止められていた時間が記録される。これが当該選手のコース走行時間から差し引かれる。ここで明確にすべきは、選手が停止地点を駈歩で通過した時点を計時ポイントとしてとるのであり、選手が停止した後でもなく、また停止から発進した後でもない。

8. 許可されない援助

8. 1 依頼を受けたかどうかにかかわらず、選手あるいは馬を援助する目的で行われた第三者によるいかなる干渉も許可されない援助と見なされて、選手は失権となる。
8. 2 特に以下の行為は禁止される：
 - ・意図的に他の選手に先行すること
 - ・コースを部分的にであっても車や自転車で、または徒歩であったり、競技に参加していない騎乗者により後ろを随走させたり先導させたり、もしくは併走させること

- ・通過地点に友人を立てて方向を指示させたり、通過の際に合図を送らせたりすること
- ・障害付近に人を立てて何らかの方法で馬を追うこと
- ・例えば標旗や指示板、標識、掲示物、ロープ、木、枝、ワイヤー、柵などを含む障害やコースの一部を一時的あるいは恒久的に修正すること

8. 3 競技中に騎乗している選手が、何らかの受信電子機器を使用することは厳格に禁止される。
8. 4 役員もしくは観客が選手に対して経路違反の注意を喚起した場合、これは許可されない援助を与えたこととなり、当該選手の失権となる。このような事例では、本規程に則って役員は懲戒を受けることとなる。(JEF)
8. 5 許可されない援助については、いかなる場合も競技場審判団が判断する。
8. 6 例 外
 8. 6. 1 落馬や選手が下馬した後に、馬を捕まえたり馬装を直したり、あるいは乗馬の手助けを受けたり、馬をおりている時あるいは再騎乗後に馬装や道具の一部を手渡してもらうこと。
 8. 6. 2 鞭や保護帽、眼鏡は下馬せずに手渡してもらうことができる。
 8. 6. 3 障害の角に設置されていた標旗を落下させた場合など、選手はフェンス・ジャッジに障害減点の有無を確認することができる。

9. 失権後

何らかの理由で失権した選手は直ちにコースを出なければならず、コースを継続して走行する権利はない。選手はコースから離れるにあたり、騎乗しているか否かに拘わらず馬を常歩で退場させなければならない。これに違反した選手は競技場審判団の判断により、本規程第1編第3章及び第520条に従って警告を受けるか罰金が科される。(JEF)

第530条 コース

1. 標旗

1. 1 赤と白の限界旗

赤と白の限界旗を用いてスタートラインとフィニッシュラインを示し、通過義務地点や障害物の限界を示さなければならない。これらの限界旗は通過する選手の右手に赤旗、左手に白旗を設置する。

1. 2 黄色の方向標識

黄色の方向標識は大まかな進行方向を示し、選手が走行ルートを見つける一助となる。必要な場合は区間を文字で表示する。この標識の近くを通る義務はない。

1. 3 番号と文字

クロスカントリーでは各障害に番号をつける。またコンビネーションでの個々の障害やオプション障害(第531条2参照)には番号に加えて文字(A、B、Cなど)を表示する。各通過義務地点では区間を示す文字と通し番号を付ける。

1. 4 スタートとフィニッシュ標識

赤と白の限界旗に加えて、各区間のスタートラインとフィニッシュラインにも明瞭な表示をつける。

2. 距離と速度

2. 1 距離と指定速度は、競技全体の難度によって決定される。コースデザイナーは技術代表の承認を受けて、付則3に示す限度内で地形や選手の能力と熟練度に最も適した距離を選ぶ。
2. 2 付則Iに記載された距離と速度を変更する場合には、第517条2に示す例外を除いて、JEF理

事長と総合馬術本部長の承認が必要である。(JEF)

3. フィニッシュライン

クロスカントリー競技の最終障害はフィニッシュラインから30m以上、75m以内の距離に設置しなければならない。

4. コースプラン

4. 1 各選手には事前にコースの経路を示すコースプランが渡される。

4. 2 このコースプランには次のような記載も必要である：番号のついた障害と通過義務地点；距離；規定時間と制限時間

第531条 障害物

1. 定義

障害とはその両端に赤と白の標旗が設置され、番号の付いたものだけを言う。平均的な能力を有する馬が通過するのに飛越努力を要する物体を、障害あるいはコンビネーションの構成障害と見なして標旗を設置し、これに応じて番号と／あるいは文字標識を付ける。

2. 数個の障害物で構成される障害、あるいはオプション障害

2. 1 数個の障害物で構成される障害

接近して設置された2個以上の障害が1つの障害とデザインされている場合は、1つの番号が付かれた障害の「構成障害」と見なす。個々の障害は異なる文字（A、B、Cなど）で表示され、人馬は順序通りに飛越しなければならない。

2個以上の障害が非常に接近して配置されており、拒止や逃避、落馬があった場合にそれ以前の障害を1～2個飛越しなおさなければ次の飛越が大変に困難な障害については、同じ番号をつけた1個の障害とみなし、順番に文字を表示しなければならない（付則Ⅱを参照）。(JEF)

2. 2 オプション障害、あるいは選択障害

一飛越でクリアできる1個の障害物に、2回あるいはそれ以上の飛越を要するオプション障害が設けられている場合は、オプション障害の各々に文字を表示して障害物の一要素であることを示さなければならない。

2. 3 選択障害あるいはその構成障害には個別に標旗を設置することができるが、連続するルート上の障害として同じ番号／文字で表示しなければならない。この場合はどちらの標旗も黒のラインで示さなければならない。このような「ブラックフラッグ」選択障害は、別個の障害あるいは構成障害として審査され、そのいずれか1つのみを飛越しなければならない。走行していたライン上で次にくる障害に馬を向けていない限り、選手は片方のブラックフラッグ・ラインから他方のブラックフラッグ・ラインへ走行を変更することができ、減点されることはない（例えば、6aを左側ルートで飛越してから6bを右側ルートで飛越）。コンビネーションの場合は、これを構成する最初の障害から最後の障害を飛越するまでに巻乗りをしたり、軌跡を横切らない限り、選手はどのようなルートを通っても構わない。選手はどのような方向からコンビネーションの最初の障害へアプローチしても良く、またコンビネーション最後の障害飛越後にどのような方向へ走行しても構わない。（20

09年4月15日より施行済み)

3. 障害の種類

3. 1 障害は固定されていて、堂々とした外観がなければならない。自然障害を使用する場合は、競技中を通して同じ状態が維持されるよう必要に応じて補強する。選手が騎乗したまま障害の下を通ることができないよう、あらゆる措置を講じなければならない。ポータブル障害は動かないよう、しっかりと地面に固定しなければならない。
3. 2 馬が転倒して出られなくなったり怪我をする可能性のあるようなクロスカントリー障害については、障害の一部を速やかに取り外せて、また直ぐに元通りに再構築できるような構造にしなければならない。このような場合でも、障害の頑強度を損なってはならない。
3. 3 水に入る障害についてはすべて、その底を硬く均等にしなければならない。
3. 4 ブラッシュ障害では上へ盛り上がっている部分も含めて高さを測定できるものでなければならず、またしなやかで変形できる素材でなければならない。

4. 飛越数

4. 1 飛越総数は付則 I に示した制限内とする。(JEF)
4. 2 飛越数を算出するにあたっては、平均的な能力を有する馬が走行すると予想されるルートでの飛越数を合計する。

5. 障害物の寸法

5. 1 障害の寸法は、付則 I に示した制限内で競技会のレベルに相応したものでなければならない。(JEF)
5. 2 障害の固定部分および頑強な部分は、選手が飛越を試みると思われるいかなるポイントでも規定の高さと幅を越えてはならない。
5. 3 水に入る障害(水濠、湖、幅の広い川)については、入る部分から出る部分までの水深を35 cm以内としなければならない。水に入る障害の幅(長さ)は飛び込み地点から出る地点まで6 m以上なければならない。但し、水から直接飛越して出る障害またはステップがある場合は9 m以上とする。
5. 4 幅だけの障害(乾塚あるいは水濠)では、踏み切りやすくするためにガードレールや生垣を障害の前に設置することができる。この高さは50 cm以内とし、幅の測定に含めなければならない。
5. 5 フォースター、スリースター、ツースター競技会において1.60 mを超える必須の飛び降り障害の使用は2個までとする。ワンスター競技会においては、1.60 mを超える必須の飛び降り障害の使用は認められない。

6. 測定方法

6. 1 障害の高さは平均的な馬が踏み切ると思われる地点から測定する。オープン障害(例:オクサー、乾塚)の幅は、障害を形造る横木かその他の資材の外側から計る。上部が硬質の素材でできた閉鎖障害(例:テーブル障害)の場合は、手前の段の一番高い部分から奥の部分の一番高い部分を計る。
6. 2 クロスカントリー競技の障害物: 生垣やブラッシュ障害の固定部分と頑強な部分の高さは、

付則 I 「障害の高さと幅の一覧表」に規定された寸法を超えないものとする。生垣やブラッシュ障害全体の高さは付則 I の一覧に定める寸法を超えてはならない。固定部分や頑強な部分を飛越する際に、馬がブラッシュや生垣で怪我をしないように障害を構築しなければならない。ブルフィンチ、即ち馬が通り抜けて飛越すると予測される薄いブラッシュや生垣は、競技中を通して一定の状態が保たれるという条件で使用が認められる（寸法測定の説明については、付則 I を参照）。**(JEF)**

6. 3 障害の高さが正確に測定できない場合（自然の生垣やブラッシュ障害）は、馬が過失なく通過することのできない障害の固定部分と硬質素材で造られた箇所を計る。
6. 4 飛び降り障害の着地側の高さは、ブラッシュ障害の一番高い部分など、障害の最も高い部分から、平均的な馬が着地すると考えられる地点までを測定する。

第 5 3 2 条 採 点

1. 障害での過失

1. 1 拒止、逃避、巻乗り

- 1 回目の不従順、逃避、巻乗り 減点 2 0
- 同じ障害での 2 回目の拒止、逃避、巻乗り 減点 4 0
- クロスカントリー・コースでの 3 回目の拒止、逃避、巻乗り 失権
- フランチブル障害／器具の破損 減点 2 1

1. 2 落馬／馬の転倒

- クロスカントリー・コースでの落馬と／あるいは馬の転倒 失権

1. 3 危険な騎乗（第 519 条と第 520 条を参照）

科罰は本規程に従って競技場審判団が決定する。本規程に述べられている科罰（イエロー警告カード、罰金、失格など）に加えて、あるいはこれに代えて、競技場審判団は当該選手に 2 5 点の減点を課すことがある。**(JEF)**

危険な騎乗で課された 2 5 点の減点は、成績の障害減点にカウントされる。

2. 時間での過失

2. 1 規定時間の超過 1 秒につき減点 0. 4
2. 2 制限時間の超過 失権

3. 失権となるその他の理由

3. 1 以下の場合には競技場審判団の判断により失権となる：

3. 1. 1 スタートの合図前に意図的にスタートした場合。第 529 条 1.1。
3. 1. 2 保護帽を着用せず、あるいは顎紐を締めずに障害を飛越しようとしたり飛越した場合。第 521 条 1。
3. 1. 3 追い越そうとする後続の選手を故意に邪魔したり、追い越される時に役員員の指示に従わなかった場合。第 529 条 5.3。
3. 1. 4 先行する選手を追い越す際にこの選手を危険にさらすような行為。第 529 条 5.3。
3. 1. 5 合図を受けたにも拘らず停止しなかった場合。第 529 条 7.2。
3. 1. 6 許可されていない援助を受けた場合。第 529 条 8.1。
3. 1. 7 通過義務地点を誤った方向から通過し、これを訂正しなかった場合。第 529 条 3。
3. 1. 8 危険な騎乗。第 520 条。

3. 2 以下の場合には失権が適用されなければならない：

3. 2. 1 馬に対する虐待行為。第 520 条。
3. 2. 2 不適切な馬装で競技を行った場合。第 522 条 3。
3. 2. 3 コースを間違えて修正しなかった場合。第 529 条 3。
3. 2. 4 障害の飛越や通過義務地点の通過を怠った場合。第 529 条 3。
3. 2. 5 誤った順番で障害を飛越したり過失を生じた場合、または誤った順番で通過義務地点を通過した場合。第 529 条 3。
3. 2. 6 障害を誤った方向から飛越した場合。第 529 条 3。
3. 2. 7 既に飛越した障害を再飛越した場合。第 529 条 3。
3. 2. 8 困難な状況にある選手。第 529 条 6.1。

第 533 条 過失の定義

障害における以下の過失（拒止、逃避、巻乗り、落馬）は減点対象となる。但し、担当役員の意見により、その過失が番号表示のある障害やコンビネーションの構成障害を飛越、あるいは飛越を試みたこととは明らかに関連がないと判断された場合を除く。

1. 拒止

高さが 30 cm を超える単独障害やコンビネーションの構成障害を飛越する際に、その前で馬が停止した場合は拒止と見なされる。

その他の障害（高さが 30 cm 以下のもの）では、停止しても直ちにその地点から踏み切った場合は減点対象とならない。しかし停止が続いたり、いずれの場合でも時間的に長引いた場合は拒止となる。馬は横へ踏み出しても構わないが、後ろへ下がった場合は拒止と見なされる。

拒止の後に選手がこの障害飛越を再度試みて失敗した場合、あるいは違う飛越方向を試して失敗した場合、後退してから再度アプローチしたがまた停止して後退した場合は 2 回目の拒止となり、これ以降も同様に重ねて拒止と判定される。

2. 逃避

2. 1 コース上の単独障害やコンビネーションの構成障害に向かった時に、馬がこれを避けて馬の頭と頸、両肩が障害物の両端、あるいは障害の限界を定める標旗の間を通過できなかった場合は、逃避とみなされる。

2. 2 向かった障害で馬が不従順で逃げたものの、この障害の他の部分を標旗間で飛越に成功した場合、この時でもやはり選手は 20 点の減点となる。しかしながら、前の障害やコンビネーション構成障害での失敗が原因の場合も含め、選手はどの時点でも、次に飛越する単一障害あるいはコンビネーション構成障害のどの部分を飛ぶかを変えることができ、減点とはならない。ただ向けられた障害に対して馬が逃げた場合はあくまでも 20 点の減点となる。

2. 3 バウンス障害の判定

コンビネーションを構成する個々の障害間が 5 m 以下の場合（すなわち「バウンス」）では、馬が 1 つ目の障害を無過失で飛越した時点で 2 つ目の障害にも向かったと見なされる。例えば「バウンス」がコンビネーションの 2 つ目と 3 つ目にある場合でも同様に判断される。従って、例えば「バウンス」の最初の障害を飛越中に選手が「変更を決意」し、ロングルートをとった場合でも、逃避として 20 点の減点となる。

3. 巻乗り

3. 1 数個の障害物（A、B、Cなど）で構成される障害においては、馬が最初に障害物に向かってから最後の障害物を完飛するまでの間に、構成障害の周りを回ったり巻乗りをすると減点となる（付則Ⅱの図を参照のこと）。但し、例外としてブラックフラッグが設置された選択障害がある。この場合は、コース上にあるコンビネーション構成障害であっても飛越を試みていない限り、飛越コースを変えてもよい。
3. 2 拒止、逃避、巻乗り、あるいは落馬によって過失をとられた後、選手が再度試行するために既に通った軌跡を横切るとは認められており、減点とならず、1回もしくは数回の巻乗りを行っても、もう一度その障害に馬を向けるまでは減点対象とならない。
3. 3 別々の番号が付けられている障害については、次の障害に馬を向けていない限り、それらの障害間で巻乗りをしたり障害を周回することが認められ、減点とはならない。

4. 落馬／馬の転倒

4. 1 選手の身体が騎乗馬から離れ、再騎乗あるいは飛び乗りをしなければならない場合は落馬と見なされる。
4. 2 馬の肩と腰が同時に地面に接触した場合、あるいは障害と地面に接触している場合、あるいは馬が障害の中に嵌まり込んで援助なしには走行を続けられなかったり怪我をする恐れがある場合は、馬の転倒と見なされる。

5. 数個の障害物で構成される障害

数個の障害物で構成される障害での拒止、逃避と／あるいは巻乗りは、通算で2回まで失権とならない。コンビネーションを構成するいずれかの障害で拒否、逃避、巻乗りが生じた場合には、既に飛越している構成障害をどれでも再飛越することができる。但し、それ以前に飛越した時には過失がなくても再度飛越した時に過失があれば減点される。選手が落馬、拒止、逃避、巻乗りの後に再び障害に向かうため、標旗を逆方向から通過しても減点対象とはならない。

6. 役員への指示

障害、コンビネーションの構成障害などの審査に関わる規定の正確な解釈に疑問が生じた場合は、技術代表が可能な限り競技場審判団と協議を行い、必要であれば図解を示して役員への指示を是認しなければならない。選手に対しては打ち合わせの席上で全員に通達するか、あるいは競技場審判団による判断がこれよりも後となった場合は、その決定後直ちに通達しなければならない。

第5章 障害馬術競技

第534条 障害馬術競技規程

本規程に別段の記載がある場合を除き、「JEF 障害馬術競技規程」を総合馬術競技会の障害馬術競技に適用する。F E I 障害馬術委員会がその年に行った変更については、これを翌年の1月1日から総合馬術競技会規程に導入するか検討を行う。（JEF）

第535条 障害馬術競技の主旨と概要

1. この競技は通常の障害馬術競技に類似したものであるが、この競技単独での勝者を決めようとするものではない。その主な目的は、人馬が障害飛越という専門性の高い種目で十分に訓練や調教を受けていることを証明することにある。

2. コースの性質とその全長、規定速度、障害の寸法は、競技全体の難度によって異なる。

第536条 アリーナの大きさ

アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬がアリーナにいる間は出入り口をすべて閉鎖する。第201条の例外として、広さが4,000平方メートル未満および／または短辺が50m未満のアリーナについては、具体的にJEFへ通知し、競技会実施要項の承認を受ける前に技術代表から許可を得なければならない。

アリーナの広さが5,000平方メートル未満の場合は、スリースターとフォースター競技会における最大速度を350メートル／分とする。

アリーナの広さが2,300平方メートル未満の場合は、どのレベルの競技会においても最大速度を325メートル／分としなければならない。(JEF)

第537条 コース-障害物

1. 距離と速度

付則4に示す限度内で、コースデザイナーは競技のレベルに応じたコースプランを自由に作成することができる。例外的な状況においては、技術代表と競技場審判団の承認を受けて、距離を最大10%まで延長することが認められる。

2. 概要

障害は標準的な障害馬術競技用のものを使用する。障害の数は付則Iに示した限度に従い、競技会のレベルに応じて障害数は10個～13個、飛越数は13回～16回を限度とする。(JEF)

3. 寸法

障害の寸法は付則Iに示した限度以内とする。少なくとも障害の2/3は、実施レベルに定める最大の高さに設定する。障害最上部の幅は、付則Iに定める大きさを超えてはならない。高さの誤差は、JEF障害馬術規程で認可されているように、地面の起伏や掛け金の差し込み間隔に起因するものであれば、5cmまでを許容範囲とする。(JEF)

4. 障害の種類

障害物は垂直障害と幅障害をバランスよく配置し、2個か3個のダブルを入れるか、あるいはダブル1個とトリプル1個を含めるものとする。

閉鎖コンビネーション障害の使用は認められない。水濠障害は許可されないが、水を入れた濠の上に横木を掛けたものは認められる。幅障害の背面横木の支柱には、FEI公認の25mmの安全装置付き掛け金を使用しなければならない。トリプルバーの場合は、障害の中央横木と背面横木にこの安全装置付き掛け金を使用しなければならない。選択障害の設置が認められる。選択障害については、コースプランに同一番号と「選択障害」という標識で明示しなければならない。

第538条 障害馬術競技の採点

1. コース上での過失

障害の落下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・減点4

全走行を通して最初の逃避、拒止または認められない巻乗り・・・・減点4

全走行を通して2回目の逃避、拒止または認められない巻乗り・・・失権
最初の落馬あるいは馬の転倒・・・・・・・・・・・・・・・・・・失権

2. 時間での過失

コース全長と指定速度により規定時間が決まる。規定時間より早く走行を終えても利点にはならないが、規定時間の超過は制限時間に至るまで1秒もしくはその端数につき1点の減点となる。制限時間は規定時間の2倍とする。制限時間を超過すると失権となる。

第539条 タイム修正

1. 不従順による障害落下

1. 1 不従順の結果、選手が障害を移動させたり、落下させた場合はベルが鳴らされる。障害が再構築されるまで、時間計測を止める。選手は拒止について減点され、走行終了に要した時間に6秒が加算される。
1. 2 選手がコンビネーションの構成障害や、障害の限界を示す標旗を移動させたり、あるいは落下させ、これに続く同じコンビネーションの構成障害で拒止あるいは逃避した場合はベルが鳴らされる。時間計測は不従順の後の障害落下で止める。不従順による減点と6秒が加算される。

第541条から547条については、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第7章 総合馬術競技会の役員

第548条 役員の管轄

競技会の開催期間は、1回目のホース・インスペクション開始の1時間前に始まり、最終成績の発表後30分にて終了する(一般規程)。しかしながら、競技場審判団の管轄はクロスカントリー・コースを下見して承認した時点、あるいは1回目のホース・インスペクションの時点、または馬場馬術競技の開始1時間前のいずれか最も早い時点をもって始まる。

第549条 役員の任務

競技場審判団、技術代表、コースデザイナーおよび獣医師代表は、組織委員会と協力して、競技会のためのすべての準備が公正で安全かつ適切に行われるように努めなければならない。これにはアリーナ、コース、障害物および馬場のコンディションを含む。

1. 競技場審判団

1. 1 競技場審判団は競技会における審判業務と、その管轄下で発生し得るすべての問題解決に、最終責任を負う。競技場審判団が諸々の準備やコースに満足できない場合は、技術代表と協議のうえ、これを修正する権限がある。
1. 2 競技場審判団は、審判団長と1名以上のメンバーで構成する。(JEF)
1. 3 競技場審判団長とメンバーはJEF審判員資格者より選考される。(JEF)
1. 4 総合馬術競技会においては、競技場審判団が獣医師代表と共に第1回目と第2回目のホース・インスペクションを行う。

1. 5 競技場審判団は馬場馬術競技の審査を行う。
 1. 6 クロスカントリー・コースと障害馬術コースの下見競技場審判団は、技術代表とコースデザイナーと共にクロスカントリー・コースと障害馬術コースの下見を行い、これを承認する。
 1. 7 クロスカントリー競技
 - ・ クロスカントリー・コントロール
競技場審判団長がクロスカントリー・コントロールに入るか、あるいは競技場審判団長がコミュニケーション手段として使われる言語を話すことまたは理解できない場合は、その代わりとしてこの言語を話せて理解できる競技場審判団メンバーの1人が、クロスカントリー・コントロールに入らなければならない。審判長がこれを決定する。
 - ・ コース
競技場審判団メンバーの1人が、通常の任務でコースに入らなければならない。
 - ・ C C I方式については、3番目の競技場審判団メンバー（臨場している場合）がスタート/フィニッシュ地点で、通常の役割を果たさなければならない。スタート地点とフィニッシュ地点が別々の場所に設定されている場合は、スタート地点にいないなければならない。（JEF）
 - ・ C I C方式については、3番目の競技場審判団メンバー（臨場している場合）もクロスカントリー・コースに配置できるが、クロスカントリー・コースの終了地点にいる獣医師代表が競技場審判団メンバーの意見を求めた場合に、直ちにフィニッシュ地点に行かれる態勢でなければならない。（JEF）
 - ・ すべての国際競技会において競技場審判団の審判団長とメンバーは、クロスカントリー競技の間を通して同じ任務を継続して担当しなければならない。
 1. 9 フェンス・ジャッジや計時担当者を含むテクニカル役員がクロスカントリー競技でくださった判定への異議申立てに対し、競技場審判団は裁定をくだす責任があり、その決定が選手に有利であるか否かに関わらず、審判員や役員の判定を取り下げて競技場審判団の判断に代えることができる。
 1. 10 競技場審判団には、障害馬術競技の審査を行う責任がある。
 1. 11 競技場審判団長あるいは任命された障害馬術審判員がベルを担当することは、極めて重要なことである。C I C競技会で、障害馬術競技が他の区間と同時進行で行なわれている場合には、この任務を国内資格または国際資格の障害馬術審判員に託すことができる。スリースターまたはフォースター・レベルのすべての競技会、すべての大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会では、資格がありかつ経験のある障害馬術審判員を補佐として競技場審判団に配置しなければならない。その他すべての競技会では、そのような補佐の配置が推奨される。競技場審判団のいずれかのメンバーが障害馬術審判員としての資格も有するのであれば、追加人員は不要である。
 1. 12 競技場審判団メンバーは競技開催中のいかなる時点でも、跛行や病気、過度の疲労が認められる馬、および競技続行が不適切と思われる選手を競技会から失権とし、また危険な騎乗に対する措置を講じる責務と全権を有する。第519条を参照。この決定に対する上訴は認められない。
2. 技術代表
 2. 1 技術代表は競技会を開催する上での技術面および運営面の準備、獣医検査とホース・インスペクション、厩舎や選手の宿泊施設、競技会のスケジュール業務などを承認する。
 2. 2 三競技種目について、技術代表は障害の種類や寸法、すべてのコースの測定を含め、コースやアリーナ、練習およびトレーニング用施設が競技会レベルに対応しているかを重点に点検を行い、これを承認する。特に技術代表はすべてのコースを測定して、記載されている距離に間違いのないことを確認しなければならない。修正に要する時間を考慮して、技術代表は早目に点

検を行わなければならない。1頭から数頭の馬にアリーナやトラックを試走させるよう求めることができる。

2. 3 技術代表は打合わせ会とテクニカル役員全員の活動を統括する。
2. 4 技術代表は、減点を含む採点に関わるすべての問い合わせについて調査を行い、これを競技場審判団に報告し、競技場審判団が結論を出すのに資するよう助言を行う。
2. 5 技術代表が、すべての準備について満足ゆくものであると競技場審判団へ報告するまでは、その技術代表の権限は絶対的なものである。報告を行った後の技術代表は、競技会開催の技術面および運営面で継続して指導を行い、競技場審判団と獣医師団、組織委員会に対して助言すると共にこれを補佐する。
2. 6 技術代表は、クロスカントリー・コースで危険な騎乗、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行動、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭と／あるいは拍車の過剰使用、安全ではない騎乗方法などの理由により、選手に警告を与えたり、走行を止める権限を有する。第 519 条も参照のこと。

3. コースデザイナー

3. 1 コースデザイナーは、クロスカントリー・コースのレイアウト、測量、準備、表示について責任を有する。
3. 2 コースデザイナーはクロスカントリーにおける障害のデザイン、構築、表示に責任を有する。
3. 3 総合馬術コースデザイナーは、障害馬術競技におけるコースのレイアウト、デザイン、構築に責任を有し、コースが現行の総合馬術競技規程とガイドラインすべてに準拠していることを確認しなければならない。障害飛越コース設営については、任務を JEF 資格の障害馬術コースデザイナーに委ねることができる。

4. 獣医師団

4. 1 任命／責任

4. 1. 1 主催大会の獣医師団は、獣医師団長と獣医師の 2 名の獣医師で構成する。両者は相互に協力し、競技会に関わる獣医療面での準備を承認する責任がある。
4. 1. 2 公認競技会の獣医師代表団は、獣医師団長のみで対応することができる。このような場合は、1 回目と 3 回目のインスペクションでホールディング・エリアを担当するのに相応の経験を持つ検査獣医師を 1 名配置しなければならない(FEI 獣医規程の第 1003 条を参照)。

4. 2 獣医師団長

4. 2. 1 獣医師団長は、獣医師と共に最初の獣医検査の遂行に責任を有する。
4. 2. 2 獣医師団長は、上訴委員会と共に馬のパスポートの不備を調査し、適切な科罰を要請する。
4. 2. 3 獣医師団長は、インスペクション団メンバーとして第 1 回目と第 2 回目のホース・インスペクションに立ち会う。
4. 2. 4 獣医師団長は薬物規制を統括する。
4. 2. 5 獣医師団長は、チーム獣医師や個人選手専属獣医師に対して厩舎への立ち入り許可を出す責任がある。
4. 2. 6 獣医師団長は救護獣医師と連携し、クロスカントリー・コースでの自分たちの所在を明らかにして、いつでも対応できる態勢を整えておく。無線通信で連絡できることが必須である。

4. 3 准イベント獣医師

4. 3. 1 准イベント獣医師は、獣医師団長と共に最初の獣医検査の遂行に責任がある。
4. 3. 2 准イベント獣医師は、ホース・インスペクションでホールディング・エリアをサポートし、馬の検査を行ってその所見を競技場審判団と獣医師代表へ報告する。
4. 3. 3 クロスカントリー競技中の緊急事態への対応を含め、競技会開催中の獣医療サービスを統括する。

5. 上訴委員会

5. 1 上訴委員会の任務は、本規程 126 条に定める通りとする。(JEF)
5. 2 本項は国内の競技会での適用はしない。(JEF)
5. 3 組織委員会の判断で、競技場審判団が上訴委員会の任務を遂行できる。
5. 4 上訴委員会の設置にあたりこれを 1 名で担うこともできるが、その場合は FEI 国際審判員資格者、もしくは FEI 技術代表でなければならず、またこの競技で他の任務を兼任することはできない。(JEF)

6. スチュワード

スチュワード・チームの任務は、馬のウェルフェアを守るための FEI 馬スポーツ憲章に示されたガイドラインを尊重しつつ、競技会運営では諸規程に従い、組織委員会や競技場審判団、技術代表および選手をサポートすることにある。これに限定するものではないが、特にその任務はすべての運動、練習、ウォームアップ用馬場や厩舎地区における作業計画立案と監督、服装と馬装のチェック、獣医検査とホース・インスペクションでのサポートにその範囲が及ぶ。スチュワードは組織委員会や選手、技術代表、他の役員と緊密に連携して作業を行うことが求められる。

7. 利害の抵触

FEI 総合馬術競技会規程に記載される内容の主旨を尊重し、主催および公認競技会の運営を行うものとする。(JEF)

FEI 総合馬術競技会規程（参考）：

すべてのレベルの総合馬術選手権大会：すべてのカテゴリーの FEI 役員（審判員／技術代表／コースデザイナー／獣医師）について、利害の抵触は認められるものではない。例：選手、馬の所有者、馬や選手のトレーナーあるいはコーチが近親者である場合など。FEI 役員に関して言えば、選手全員を対象とするコース下見の実施は奨励されるものであるが、自分の生徒に限定した下見は認められない。
注記：コーチングには下見を一緒に行うこと、馬場馬術運動や障害馬術のフラットワークで選手のトレーニングやウォーミングアップを指導することも含まれる。

7.1,2,3,4 項については、主催および公認競技会では適用しない (JEF)

第 550 条 役員の任命

主催大会においては、総合馬術本部が編成し会長の委嘱により任命する。公認競技会においては、主催者の任命による。(JEF)

付則Ⅰ 競技会のカテゴリとレベル (503 条)

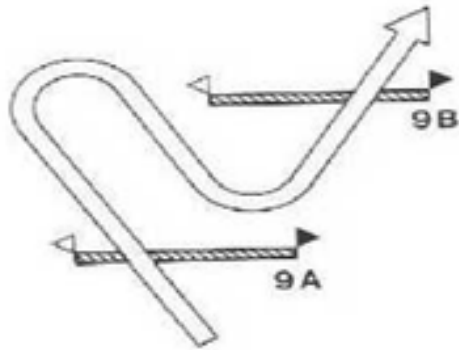
名 称	プレノービス (PN)	ノービス (N)	トレーニング (T)	CNC-Y クラス	CNC★ クラス	CNC★★ クラス	CNC★★★ クラス
対 象	新馬 新人	シニア チルドレン	シニア ジュニア	ヤング	シニア ★	シニア ★★	シニア ★★★
馬場馬術		総合馬術 初級課目 2008 A	2009 CCI/CIC ★B	2009 CCI/CIC ★★A	2009 CCI/CIC★ A/奇数年 B/偶数年	2009 CCI/CIC★★ A/奇数年 B/偶数年	2009 CCI/CIC★★★ A/奇数年 B/偶数年
クロスカントリー							
全 長	1,500- 2,000m	1,800- 2,300m	2,000- 2,500m	2,500- 3,000m	2,400- 3,200m	2,800- 3,600m	2,800- 3,600m
最大速度	400mpm	450mpm	500mpm	500mpm	520mpm	550mpm	550mpm
最大飛越数	18 個	22 個	26 個	20-26 個	30 個	34 個	34 個
高 さ							
固定障害	H80cm	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm	H115cm	H115cm
ブラッシュ	H100cm	H110cm	H120cm	H120cm	H130cm	H135cm	H135cm
幅							
一番高い部分	W110cm	W120cm	W130cm	W130cm	W140cm	W160cm	W160cm
土台	W120cm	W150cm	W180cm	W180cm	W210cm	W240cm	W240cm
高さのない 障害	W160cm	W200cm	W240cm	W240cm	W280cm	W320cm	W320cm
飛び降りの 高さ	H100cm	H120cm	H140cm	H140cm	H160cm	H180cm	H180cm
障害飛越							
距 離	350- 400m	350- 400m	350- 400m	350- 400m	350- 450m	400- 500m	400- 500m
最大速度	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm
障害数 /最大飛越数	9-10 /12	9-10 /12	10-11 /13	10-11 /13	10-11 /13	10-11 /14	10-11 /14
高 さ	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm	H115cm	H120cm	H120cm
幅 (一番高い部分)	W110cm	W120cm	W130cm	W130cm	W140cm	W150cm	W150cm
土台・三段	W130cm	W150cm	W170cm	W150cm	W190cm	W210cm	W210cm

(障害馬術) ※ アリーナの広さが 2300 平方 m 未満はどのレベルでも 325mpm

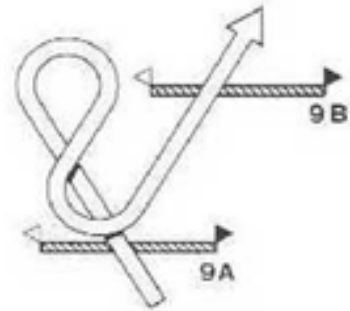
※ アリーナの広さが 5000 平方 m 未満は★★★も 350mpm

付則Ⅱ 過失の定義 - 巻乗り (第 533 条.3)

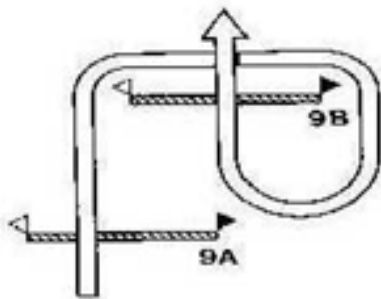
Diagram of Cross Country Obstacles & Faults



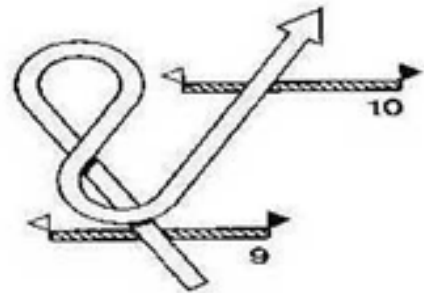
0 penalty



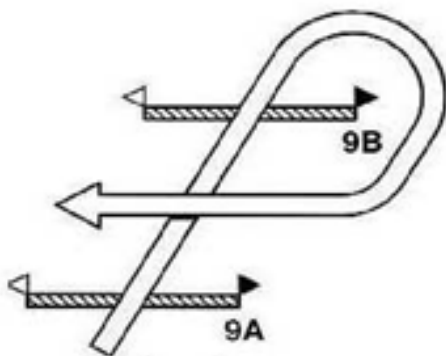
20 penalties



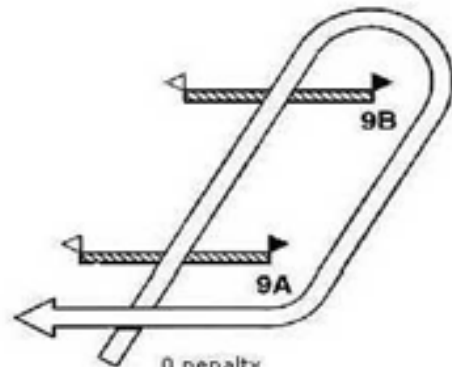
20 Penalties



0 penalty

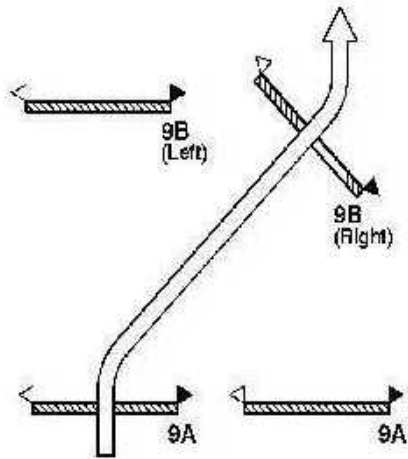


0 penalty

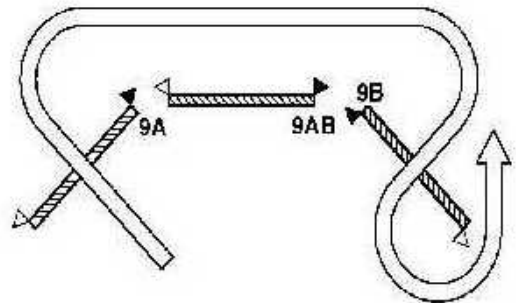


0 penalty

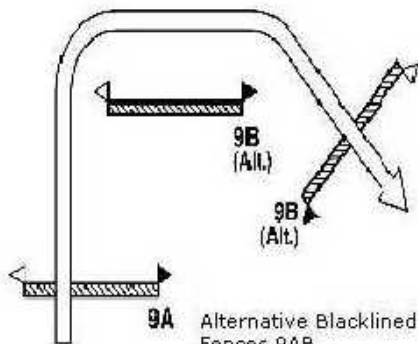
Diagram of Cross Country Obstacles & Faults



Alternative Blacklined
Fences 9AB
0 penalty - not presented
at the other alternative



Alternative Blacklined
Fences 9AB
0 penalty - not presented
at the other alternative



Alternative Blacklined
Fences 9AB
0 penalty - not presented
at the other alternative

付則Ⅲ 競技会での医療体制（JEF）

選手の身元確認－第 519 条 2 を参照のこと

総合馬術競技における医療業務に関する推奨事項

競技会での医療体制：

競技期間中全般を通して、トレーニング区域や厩舎、競技会場内の宿泊施設も対象として含めた包括的な医療体制を整えなければならない。応急処置は観客に対しても行わなければならない。競技に際しては、可能な限り厩舎区域に医師を 1 名配属するべきである。競技が行われている間を通して、少なくとも医師は厩舎区域とフィニッシュ地点付近を含むすべての施設へいつでも立ち入りできる認可証を携帯していなければならない。

チーフ・メディカル・オフィサー：

相応の経験があり、競技会開催地周辺を熟知しているチーフ・メディカル・オフィサーを時間的余裕をもって事前に任命し、医療資源を適切に提供できるよう、組織委員会や救急隊との連絡調整にあたらせなければならない。

メディカル・オフィサーや代表者らを集めたミーティングをクロスカントリー会場で行い、緊急事態の際に主幹医師から受けられる医療内容や競技会計画について習熟してもらう。

どの競技においても、各チームに所属するメディカル・オフィサーの電話番号リストを準備しなければならない。医師が加わっていないチームについては、トレーナー、理学療法士、あるいは医療上の緊急事態が発生した時の連絡先となる責任者は自分の連絡先電話番号を主幹医師に知らせておかなければならない。

医療行為が必要となった場合に、メディカル・オフィサーへ携帯のテキスト・メッセージを送信することは貴重な連絡手段である。特定の医師に連絡をとることも可能であり、また状況に応じて関係者全体に連絡をとることもできる。

クロスカントリー：

少なくともクロスカントリー競技と障害馬術競技の間は、外傷の処置や蘇生術を施せる専門医を会場に配置し、設備を準備すると共に車両を待機させなければならない；

車両については状況が悪い場合に、アリーナやコースのいかなる場所にも急行できる性能の車でなければならない。即時、救急隊の出動要請ができるよう無線通信を準備しておき、また指定の救急病院へ直ちに連絡ができるよう専用の電話回線も準備する。

クロスカントリー競技では、外傷の処置に経験のある公認医師を数名配置しなければならない。その人数はコースのレイアウトとアクセスしやすい現場であるか否かによって異なる。しかし、競技全体を通して少なくとも 1 名の医師が常駐していなければならない。

競技会場に医療センターを設置して、軽い病気の処置を行うとともに、重症疾患や怪我の応急処置と状態観察を行えるようにしなければならない。重傷者を早急に病院へ搬送するために救急車両が迅速に入入りできる道順をあらかじめ定め、これを確保しておく。競技会場へのアクセス条件や病院への距離によっては、ヘリコプターによる搬送が必要となる場合がある。医療センター近くに（ヘリポートとなる）適切な場所を確保しておく必要もある。いずれの場合でも、適切な医療機器を備えたヘリコプターの手配をしておくべきである。

競技で選手が落馬した場合は、たとえ明らかな外傷がなくても、医師の診断を受けずに競技続行を認めてはならない。落馬したことによる苛立ちから診察を受けようとししない選手もでてくるが、主幹の医療担当者にとっては対応が難しい。選手には治療を断る権利はあるが、外面的には分からない負傷があるかもしれない状況で競技を続ける権利はない。

付則Ⅳ 馬場馬術競技で使用が許可される銜

許可されている銜の図と説明

各種小勒銜：図 IV a

1. 通常の小勒銜
2. ダブルジョイント式の小勒銜
3. エッグバット小勒銜
4. 銜枝付き小勒銜、あるいはドロップ+銜枝付き小勒銜

各種大勒銜

5. 半月形大勒銜
- 6, 7. 真直ぐな銜枝と舌ゆるめ付き大勒銜
8. 舌ゆるめと遊動式銜身のついた大勒銜（ウェイマウス）
9. No.6, 7の変形
10. S字形銜枝のついた大勒銜
11. グルメット
12. グルメット留め革
13. 革製グルメットカバー
14. ゴム製グルメットカバー

注記：「総合馬術競技規程」と「馬場馬術競技規程」で使用できる銜として図解されている小勒銜は、すべて総合馬術競技会の馬場馬術競技にて、水勒あるいは大勒の一部として使用が認められる。大勒銜は必ずジョイント（1ヶ所または2ヶ所）のある銜とジョイントのない銜との組み合わせとする。銜はプラスチック製でも金属製でもよい。

ここに示すリングあるいは銜枝のいずれも使用が認められる。

通常の水勒銜とは、1本のバーか中央に1ヶ所ジョイントのあるシンプルな銜である。水勒銜にジョイント部が2ヶ所ある場合は、どの部分も丸みをもたせて表面を滑らかなものとしなければならない。

更に以下に示す水勒銜も使用が許可される：図 IV b

1. ダブルジョイント式銜身の通常の水勒銜
2. ジョイント式銜身の通常の水勒銜
3. レース用水勒銜－「Dリング」
4. エッグバット水勒銜
 - a) 銜枝付き
 - b) 銜枝なし
5. その他の種類の銜枝付き水勒銜
6. 上部銜枝のみ付いている水勒銜
7. ゴム、革、プラスチックまたは鋼鉄製で、ジョイントのある水勒銜とジョイントのない水勒銜
8. ハンギング・チーク水勒銜
9. ジョイント部が菱形になっているダブルジョイント式銜身の通常の水勒銜
10. ダブルジョイント式銜身の通常の水勒銜（フレンチ・リンク）
11. ジョイントのない、硬質プラスチック製あるいはゴム製の、ウェーブがかかった水勒銜（鋼鉄製ではない）
 - a) 銜枝付き
 - b) 銜枝なし
12. 回転する銜身部のある通常の水勒銜
13. 回転する中心部のある水勒銜

第6編 設定せず

第7編 設定せず

第8編 エンデュランス競技

第800条 通則

800.1.1 エンデュランス競技とは、コース、距離、天候、地形、時間といった要素が絡むエンデュランス・コースの走行において、馬のスタミナや競技への参加適性を安全に管理できる選手の能力を競う競技である。

800.1.2 技術代表や競技場審判団、スチュワード、獣医師団、チーム監督、チーム獣医師、グルームの最も重要な責任、そして選手が負うべき絶対責任とは、馬に対する選手のいたわりや思慮深い態度と共に、個々のスキルを生かして馬の健康とウェルフェアを確実に守ることにある。(JEF)

800.1.3 良い結果を出すには、選手は野外騎乗での馬のペース配分や、効率的で安全な騎乗方法を熟知していなければならない。

800.1.4 エンデュランス競技では、ウマ科ウマ属のいかなる動物も「馬」とみなす。

800.2 競技コースは複数の区間で構成される。

800.2.1 どの区間も距離は40kmを超えてはならず、また原則として20kmを下回るべきでなく、16km未満ではあってはならない。

800.2.2 各区間の終点には強制休止を設け、獣医師によるインスペクションを行う。獣医師団長(PVC)、競技場審判団長(PGJ)に各区間距離を知らせ、獣医関門ごとの休止時間について助言を求めるべきである。(JEF)

800.2.3 距離が80kmから119kmの場合は最低2ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない(3区間)。

距離が120kmから139kmの場合は最低3ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない(4区間)。

距離が140kmから160kmの場合は最低5ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けるべきである(6区間)。技術代表の推奨と獣医師団長の承認があれば、これを5区間に削減することも可能である。

800.2.4 全区間の走行を2日以上にまたがるよう設定することができる。

800.2.5 エンデュランス競技の各区間は強制休養期間または休止時間で区切らなければならない。

800.2.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

800.2.7 どのエンデュランス競技でも 40 分以上の休止時間を少なくとも 1 回は入れなければならない。

800.2.8 すべての区間で休止時間は 1 分/1km 以上の割合でなければならない。すなわち、35km 区間の後では 35 分以上の休止時間となる。

800.2.9 ワンデイ競技会での 1 回の休止時間は 60 分を最長として予定を組み、140km 以上の競技会では、1 回の休止時間をすくなくとも 50 分とする。(JEF)

800.2.10 また、義務的な再インスペクションが必要な獣医関門での休止時間は 40 分以上とし、この義務的な再インスペクションは、出発前 15 分以内に受ける必要がある。

800.3 各選手は単独で競技を行い、全コースをタイムレースとして走行しなければならず、これはスタートの順序や規則に左右されることはない。

800.4 本規程、獣医規程、その他諸規程に従い、馬と選手の安全を考慮して設けられた諸々の取り決め（プロトコル）とともに、獣医師による最終インスペクションや薬物規制をすべて問題なく終了した人馬の中で、最短時間で全コースを走破した人馬が第 1 位となる。競技は選手自身が自由にペースを考えて、タイムレースとして走行できるように設営されるべきであるが、以下の場合を除く：(JEF)

800.4.1 悪条件：コースの状況が悪化した場合、あるいはコースを安全に完走する機会が損なわれかねない高温、多湿など他の要因が発生した場合、組織委員会（OC）が技術代表（TD）と協議のうえ、走行が著しく適正速度から遅れることのないよう、そして馬の安全を確保するために、コースの一部や競技区間に走行時間制限を設け、さらに／または一ヶ所またはそれ以上の獣医関門で閉鎖時間を設定することができる。

800.4.2 安全なコース設営：またこれとは逆に、安全走行に関わる状況から判断して、組織委員会は技術代表と協議のうえ、馬の歩度制限および／または最高速度の適用箇所をコースに設けることがある。しかしこれは特定のコース状況や一日のうちのどの時間帯であるかにも左右され、概ねこのような制限区域は各々 5km 以内とするか、あるいはコースの 5%を超えないこととする。概して速度制限とペース設定、あるいはそのどちらかを設けた区域はコース区間ごとに 1 ヶ所のみとし、最終区間では設定しない。

第 801 条 コース／「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」

801.1 技術代表（TD）と組織委員会（OC）は協議を行い、人馬コンビネーションのスタミナと騎乗技術を試すも馬のウェルフェアを損なうことなく、路面の変化を含め地形や天候条件が許す範囲内で技術的難度のある野外コースの設営を支援する。(JEF)

801.2 コースには（これに限定するものではないが）走路や溝、急勾配の上り坂、下り坂、水濠など自然な地形と人工的な地形を含めるべきであり、足場や地形、標高、進路方向、速度などで技術的に難度の高い要素を具現するものとする。

801.3 地形の概要や標高差は競技会実施要項に明記しなければならない。

801.4 コースの10%を超えて車両用の舗装道路を含めるべきではない。

801.4.1 競技中に馬がケガをするリスクが高くなるため、コースのループはスピード目的にデザインしたり造ったりしてはならず、技術代表が全面的に統括する。(JEF)

801.5 コースの中でも一段と難易度の高い部分は、競技の前半にもってくるべきである。

801.6 区間距離は組織委員会が決定し、これを実施要項に記載しなければならない。

801.7 技術的に難度の高い障害物は、できる限り自然な状態のまま残さなければならない。必要であれば、補強を施して競技中は状態を一定に保つようにするべきである。

801.8 フィニッシュは複数の馬がスピードを出してゴールを切っても互いに邪魔することのないよう、十分な長さや幅がなくてはならず、ギャロップや全速力でフィニッシュラインを通過してから安全に停止することができるよう、十分なスペースを設けなければならない。できるだけ獣医関門近くに設置する必要がある。

801.8.1 「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」とは；規定されたコース（ループまたは区間）、コース上あるいは獣医関門内でのクーリエリア、獣医検査エリア、獣医関門地点あるいはその中で
の休止エリアをいう。競技会では、実施要項で「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」へのアクセス制限が示される。(JEF)

801.8.2 獣医関門内に入ることが許されるグルーム数はスペースを考慮し、馬の休養に十分なスペースを確保するため、1頭につき5名とする。獣医関門および獣医関門検査エリアへのアクセスについては、技術代表の助言により主催者がさらに制限を設けることがある。そのような制限については実施要項に明記しなければならない。グルームの獣医関門へのアクセス権は、当該馬が競技から除外された時点で失効する。(JEF)

801.8.3 馬は常時、獣医師団や競技場審判団、スチュワードからはっきり見える状態になければならない。観察を妨げるようなスクリーンや備品、またはいかなる種類のバリアの使用も認められず、これに違反した場合は失格となる。(JEF)

第802条 コースの標識設置

802.1 一般要件：コース上の標識は、選手がコースの道順を迷わず走行できるよう明確に示さなければならない。標識としては旗やリボン、方向指示板、石灰、ペンキなどが使用できる。

802.2 コース順序：選手は第802条6で説明している地図に印された通り、正しい順序と方向に全コースを走行しなければならない。

802.3 経路違反：コースから逸脱した場合は、その逸脱地点から走行を再開しなければならない。これを怠った場合は失格となる。しかしコース逸脱地点からの再開が不可能な場合、もしくは馬のために最善な方法とはならない場合は、競技場審判団が代替ルートを設定することがあるが、この代替ルートは正規のコースと同じタイプの地形で同じ距離を走るものであり、一区間の中で設けられるため選手が各獣医関門を正しい順番で制限時間内に通過できるものとする。この場合、その人馬コンビネーションには完走順位のみ与えられる。この選手と馬は成績証明を得

たり、他の資格認定基準を満たすことはできるが、ベストコンディション賞の対象にはならず、チーム成績への算入や個人成績の着順としては認められない。

- 802.4 境界標識：境界標識、あるいは他の許容できる方向指示板を用いてコースの特定セクションやスタートライン、フィニッシュラインを示さなければならない。このような境界標識あるいは指示板などがコースに配置されていた場合は、どこであっても選手はこれを通過しなければならない。通過し損ねた場合は失格となる。コース中で近道ができるような場合は、組織委員会がスチュワード 1 名をその地点に配置して、通過義務地点の遵守を監視させなければならない。
- 802.5 標識：方向を示す旗や標識は走行すべき方向と道を示し、選手が進路を探しやすいよう設置するものである。これらの標識は、選手がタイムロスなく認識できるように設置しなければならない。距離の表示は 10km ごとに設けるべきである。
- 802.6 コース図：コースの道順や強制休止地点、通過が義務づけられる障害物の位置を示した地図あるいはコース図を各選手が事前に入手できるようにする。このような地図かコース図のコピーを組織委員会が各選手に配布しなければならない。(JEF)
- 802.7 スタート地点とフィニッシュ地点：各区間のスタート地点とフィニッシュ地点は、適切な標識を用いて明確かつ識別しやすく表示しなければならない。

第 803 条 コース図

- 803.1 地図：コース確定後、可能であれば打ち合わせ会の時点で、または競技開始前までには必ず縮尺 1/50000 以上の地図を選手に提供できるよう準備する。
- 803.2 コースデザインの完成：エンデュランス競技のコースは競技開始の遅くとも 7 日前までに正式に決定し、技術代表の承認を受けてから競技場審判団へ渡すものとする。

第 804 条 コースの修正と競技会の予定変更／遅延あるいは中止

- 804.1 コースの修正：コースが正式に決定した後の変更は、技術代表 (TD) と競技場審判団 (GJ) の承認なくしては行うことができない。
- 804.2 競技会の予定変更／遅延：第 804 条 2.4 に概要を定める通り、例外的状況下では次のように競技会の予定を変更するか、あるいは競技開始を遅らせることがある：
- 804.2.1 競技会前 (第 1 回インスペクションの 1 時間前まで)：組織委員会代表、獣医師団長、競技場審判団長と協議のうえ、技術代表が判断する。(JEF)
- 804.2.2 競技会開始後：競技場審判団、組織委員会代表、獣医師団長、技術代表と協議のうえ、競技場審判団長が判断する。(JEF)
- 804.2.3 組織委員会の責任：どのような競技会でも、組織委員会は競技会開始を最大限 30 時間まで遅らせ、および／または完全に予定変更せざるを得なくなる可能性を想定し、計画することが望まれる。(JEF)

804.2.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

804.3 競技会の中止：壊滅的な事象あるいは状況が競技会開催中に発生した場合は、競技会を中止することがある。(JEF)

804.3.1 競技会前（第1回インスペクションの1時間前まで）：組織委員会代表、獣医師団長、競技場審判団長と協議のうえ、技術代表が判断する。(JEF)

804.3.2 競技会開始後：競技場審判団、組織委員会代表、獣医師団長、技術代表と協議のうえ競技場審判団長が判断する。(JEF)

804.3.3 組織委員会の責任：どのような競技会でも、組織委員会は競技会を中止して会場から避難せざるを得なくなる可能性を想定し、計画することが望まれる。

804.3.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

804.4 エンデュランス競技の特性：いかなる場合でも忘れてならないことは、この競技種目は耐久性を試す競技として、難度のある地形や天候、諸条件を想定しており、従って遅延や予定変更、中止は特別な場合の解決策としてのみ採用されるべきである。

804.5 通告：上述したような事例が生じた場合は可及的速やかに、遅くとも競技会開始前あるいは該当する区間開始前には選手および／またはチーム監督、また組織委員会、計時チームおよびすべての競技会役員へ決定を公式かつ個別に通告するべきである。

第805条 スタート方法

805.1 合図があるまでスタートラインを通過してはならない。

805.2 人馬コンビネーションのスタートに何らかの誤りがある場合、この人馬は戻ってスタートラインを再度通過しなければならず、これを怠った場合は失格となる。しかしこの場合でも、合図があった本来のスタート時刻が当該人馬のスタート時刻として記録される。

805.3 選手がスタート時刻にスタート地点に現れない場合も、この選手は予定時刻にスタートしたもののとして、そのスタート時刻が記録される。公式スタート時刻を15分過ぎてもスタートしない場合、その選手は失格となる。

805.4 数日間にわたって開催される競技会では、初日以外に一斉スタート方式を採用してはならない。人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差をにおいて翌日もスタートするものとする。組織委員会と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表が定める時間帯（例：1時間）についてはこの方法が適用される。その後は残っている選手の一斉スタートとなる。

第806条 走行時間とその計測

806.1 この競技では走行時間の計測が重要な要素となるため、組織委員会は適切な能力のある者に時刻合せした計時システムを用い、時間計測を行う区間ごとに各選手のスタート時刻とフィニッシュ時刻を記録する。

シュ時刻を正確に計測および記録させなければならない。(JEF)

806.2 どの選手も各区間で、タイムカードまたは規格を満たした信頼できる代替品を渡される。(JEF)

806.3 電子機器システムが主たる記録手段である場合、組織委員会は計時と記録情報すべてのバックアップ記録管理および代替電源を準備しなければならない。時間計測を行う各区間のスタート地点とフィニッシュ地点では、各選手の時間を記録するためスチュワードによる監視および/またはタイムキーパーによる時間計測システムが必要である。(JEF)

806.4 走行時間はスタート合図の瞬間から人馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過する瞬間までを計測する。

806.5 強制休止地点では獣医関門を設けなければならない。(JEF)

806.6 獣医関門では、複数の馬が同時に到着してインスペクションを受けるような状況でも、インスペクションに臨場した人馬コンビネーションの到着時刻の記録が遅れてはならない。

第 807 条 競技とフェアプレイ

807.1 選手はコース内で自分の馬を引き馬したり、馬の後を追って進むことはできるが、毎日のスタートラインとその日の最終区間フィニッシュラインは騎乗して通過しなければならず、これに違反した場合は失格となる。

807.2 所定の時間制限を守らない選手は、次の区間への出場資格あるいは最終順位決定への資格を得られなかったものとみなされる。

807.3 いったん人馬コンビネーションがスタートを切った後は、コース内で選手以外の者が引き馬したりその馬に騎乗することはできず、これに違反した場合は失格となる。

807.4 速度の遅い人馬コンビネーションがこれを追い越そうとする人馬を意図的に妨害した場合は失格となる。これはコース内での順位争いによる競りあいを妨げるものではなく、その意図するところは、走行速度が非常に遅かったり、あるいは拒止や装具トラブルなどにより遅れている選手が他の選手とコース内でかち合ったり、追い越されるような状況に適用するものである。

807.5 次の区間への出場資格を得られなかった人馬コンビネーション、あるいは何らかの理由により失格となった人馬は直ちにコースから出なければならず、コースを通る以外に方法がない場合を除いてコース走行を継続する権利はない。コースを通る以外に方法がない場合は競技場審判団の承認を受けるか、あるいは競技場審判団が対応できない場合はスチュワードの承認を受ける必要がある。

807.6 競技会もしくはコース内で許可される援助：

807.6.1 競技会実施要項にて、競技会期間中に獣医関門とコースの中で援助（クルーイング）が認められる場所が特定される。

807.6.2 コースでは少なくとも 10km ごとに人馬コンビネーションが水を補給できるようにしなければ

ならない。

807.6.3 コース走行中を含めて例えば落馬したり、放馬してしまったり、あるいは鉄が緩んだり落鉄した時など、人馬コンビネーションは援助を受けることができる。

807.6.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

807.7 禁止される援助：下記条項 807.7.1～807.7.8 に定める行動は禁止されており、違反した選手には警告が出されるか、あるいは失格処分となる。(JEF)

807.7.1 コースのいかなる場所であれ、自転車や歩行者、あるいは競技に参加していない馬に騎乗した人物に追従、先行、あるいは併走してもらうこと。

807.7.2 コースのいかなる場所であれ、指定された場所以外で援助すること。

807.7.3 コースのいかなる場所であれ、援助する権限のない人物から援助を受けること。

807.7.4 (第 807 条 6.1 の定めにかかわらず) コースのいかなる場所であっても、また指定されたアクセストラックに隣接した場所で車両により追従、先行、あるいは併走してもらうこと。(JEF)

807.7.5 獣医関門で第三者が馬を追って速歩させること。

807.7.6 いかなる方法であれ、コース内でいずれかの人物が馬を追うこと。

807.7.7 ワイヤーフエンスを切断すること、コース内にある囲いを一部修正して走行しやすくすること、木を伐採したり障害物を排除すること、もしくはコースのテクニカルな要素を変えてしまうこと。

807.7.8 依頼したか否かにかかわらず、選手あるいはその馬に便宜を図る目的で行われた第三者による介入を受け入れること。

第 808 条 競技実施要項

808.1 組織委員会が公示する実施要項では、本規程の記載事項を重複して記述する必要はない。走行距離、走行速度、総走行制限時間および区間ごとの走行制限時間、順位決定方法、スタートルール、コースの表示方法、強制休止での手順、コース概要（標高の変化を含む）と使用される可能性のある障害物を提示することで十分である。(JEF)

808.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

808.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 809 条 服装規定

809.1 すべてのエンデュランス競技会において、騎乗している間は全員が乗馬規格／エンデュランス規格の保護用ヘッドギアを確実に締めて着用することが義務づけられる。

809.2 すべてのエンデュランス競技会において、騎乗している間は全員が 12mm 以上の踵がある安全な騎乗靴を履くか、あるいはケージ付き／ボックス型の鎧／馬術用セイフティ鎧を使用することが義務づけられる。

809.3 すべてにおいて、エンデュランス競技会のイメージを損なわない適切な服装の着用が必要である。

すべての競技会において、以下の服装を着用することが義務づけられる：(JEF)

809.3.1 競技会前の第 1 回インスペクション／開会式、ベストコンディション賞授与／表彰式に参加する者について：

- 選手：きちんとした服装 (JEF)
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとした服装 (JEF)
- 役員：状況に応じて、ジャケットとネクタイを着用するなど、きちんとした服装
- 短パンあるいはサンダルは、受容しがたい服装規準であり、許可されない。

809.3.2 実際の競技中：

- 選手：騎乗用の適切な服装、衿付きシャツ／ポロシャツ。
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとしたチーム／個人の服装。獣医師によるインスペクションエリア内では短パンは不可、また「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」内ではサンダルが不可（安全確保のため）。
- 役員：きちんとした作業用の服装。短パンやサンダルは不可。

809.3.3 広告については本規程第 105 条を適用する。(JEF)

第 810 条 馬装と用具

原則として馬装に規制はないが、安全な状態であり馬に適合していなければならない。これに限定するものではないが折り返し（ランニング）手綱／フレンチ手綱を含め、馬の頭の自由な動きを過度に制限してしまう可能性のあるいかなる種類の手綱も使用が禁止される。(JEF)

810.1 反射材など特定の安全具の使用が競技実施要項で求められることがある。

810.2 鞭（あるいは鞭の代用品の使用）と拍車の使用は禁止である。

810.3 携帯電話と GPS 機器の使用は認められる。その他の通信機器については競技前に競技場審判団の承認が必要である。

810.4 広告については本規程第 105 条を適用する。(JEF)

第 811 条 残虐行為

811.1 競技場審判団の判断で明らかに残虐行為あるいは虐待とみなされる行為や一連の行為をとった場合は失格となり、また本規程に示す別段の措置を受け、当該選手は本連盟に報告される。(JEF)

811.2 このような行為の報告書には、可能な限りその目撃者の署名と住所を添えなければならない。この報告書は競技場審判団または組織委員会の事務局長へ可及的速やかに提出しなければならない。

第 812 条 負担重量

812.1 全日本選手権競技において、選手の最低負担重量は全乗馬用具を含めて 70～75kg とする（第 812 条 6）。詳細は実施要項にて発表する。（JEF）

812.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

812.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

812.4 ヤングライダーと／あるいはジュニア競技には最低負担重量を設けない。

812.5 最低負担重量を設定した場合はスタート前に必ず検量を行わなければならない。また可能であればフィニッシュ後にも行い、さらに競技中にも無作為に検量を行うことがある。

812.6 選手の検量を行わなければならない。必要な場合はすべての乗馬用具（頭絡は除く）を持った状態で行う。選手は騎乗区間中、最低負担重量を常時装着していなければならない。これに違反した場合は失格となる。役員により求められた場合は、フィニッシュライン通過後速やかに重量測定を受けるのは選手に課せられた義務である。（JEF）

812.7 組織委員会は、正確な重量計を用意しなければならない。（JEF）

第 813 条 順位決定

813.1 個人：エンデュランス競技では、これに限定するものではないが獣医師による最終検査を含め、すべてのプロトコルと要件を満たした／合格した人馬コンビネーションのうち、総走行時間の最も短い人馬が優勝となる。競技実施要項には、順位決定方法を明記しなければならない。

813.2 チーム：チーム内上位 3 人馬コンビネーションの最終成績を合計して、総走行時間の最も短いチームが優勝となる。この合計時間が同じとなった場合は、チーム内上位 3 人馬で 3 番目の成績であった人馬の走行時間が最も短いチームを優勝とする。順位のついた選手が 3 名未満であったチームは、団体順位の対象とならない。

813.3 デッドヒート：同時にスタートした 2 組以上の人馬コンビネーションで、総走行時間が同じとなった場合は、フィニッシュラインの通過順によって順位が決定される。

813.4 失格、棄権、次の区間への出場不可：

813.4.1 失格：本規程、獣医規程、あるいは実施要項に違反した場合に、競技場審判団によって選手に課せられるもので、それ以降の競技に出場できないこと。（JEF）

813.4.2 次の区間への出場不可：獣医師によるインスペクションに合格できなかった場合、全コースを指定通りに完走できなかった場合、または臨場すべき時刻あるいは完了すべき時間要件を満たさなかった場合、その人馬コンビネーションはそれ以降の区間は走行できなくなる。

813.4.3 棄権：競技への参加を自主的に辞退した結果を言うが、あくまでも自主的な場合のみであり、次の条件が伴うこと：人馬コンビネーションはその時点まで、すべての区間走行を正しく終了していること；選手は直前の区間を完走しており、かつ義務的な再インスペクションまたは獣医師の求めによる再インスペクションを含めて、直前の完走区間後の必要なインスペクションすべてに合格していること；そして、第 813 条に示す競技からの失格条項のいずれにも合致していないこと。

813.5 自主的あるいは他に理由があるかにかかわらず、競技会のいかなる時点であっても進行中の競技へ出場できなくなった馬はすべて、その後 30 分以内に獣医師団のインスペクションを受けなければならないが、獣医師団の許可を受け、当該馬を競技場（フィールド・オブ・プレイ）から認可された診療施設に直ちに搬送する場合を除く。当該馬の獣医療記録はこれに基づいて更新される。これに従わなかった場合は、当該馬には 60 日の強制休養期間が課される。（JEF）

第 814 条は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

第 815 条 出場資格

815.1 選手：

815.1.1.14 歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会に出場できる。ただし、20 歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。（JEF）

40km 以上の競技に参加する選手は、日本馬術連盟騎乗者資格エンデュランス C 級以上を取得していること。（JEF）

60km 以上の競技に参加する選手は、日本馬術連盟騎乗者資格 B 級エンデュランス限定以上を取得し、かつ 40km 以上の競技を 2 回以上完走していること。（JEF）

80km 以上の競技に参加する選手は、60km 以上の競技を 2 回以上（内、1 回はプレノービス）完走していること。（JEF）

120km 以上の競技に参加する選手は、80km 以上の競技を 2 回以上完走していること。（JEF）

815.2 馬：

815.2.1 エンデュランス競技へ出場資格を得るには、5 歳以上の馬であること。ただし、トレーニンググライドには、3 歳以上の馬でも参加することができる。（JEF）

60km 以上の競技に参加する馬は、40km 以上の競技を 1 回以上完走していること。（JEF）

80km 以上の競技に参加する馬は、60km 以上の競技を 1 回以上完走しており、かつ 6 歳以上であること。（JEF）

120km 以上の競技に参加する馬は、80km 以上の競技を 2 回以上完走していること。（JEF）

140km 以上の競技に参加する馬は、120km 以上の競技を 1 回以上完走しており、かつ 7 歳以

上であること。(JEF)

815.2.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.5 明らかに妊娠後期、すなわち妊娠 120 日を超える牝馬、あるいは離乳前の仔馬を連れた牝馬は、いかなる競技会にも参加申込できない。

815.2.6 年齢の判断は、出場資格を問題とする競技会開催日時点での年齢を勘案し、パスポートに記載された信頼性のある登録あるいは獣医師による意見書のいずれかにより確認しなければならない。北半球では誕生日の起算日を 1 月 1 日とし、南半球では 8 月 1 日とする。

815.3 馬の休養義務期間

815.3.1 競技会に出場した馬については、次の競技会出場前に強制休養期間を与えなければならない(休養期間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行終了日深夜 0 時に始まり、公表されている競技走行開始の前日深夜 0 時まで。):

<u>走行した距離</u>	スタート - 40km 以下	5 日 (棄権の場合のみ)
	スタート - 80km 以下	12 日
	80km < 120km 以下	19 日
	120km < 140km 以下	26 日
	140km <	33 日

侵襲的緊急治療後の強制休養期間延長については、第 815 条 3.3 と第 815 条 3.4 を参照のこと。(JEF)

815.3.2 侵襲的治療とは次のように定義される:

皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて侵襲的とみなされる。この規定の例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。失権した馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。

815.3.3 競技会で跛行により失権した馬については、次の競技会へ出場する前に第 815.3.1 に定める休養期間に加えて、14 日の強制休養期間を与えなければならない。

侵襲的緊急治療が必要とされる代謝異常で失権した馬については、次の競技会へ出場する前に 60 日の強制休養期間を与えなければならない。(JEF)

815.3.4 続けて 2 回の競技会で、跛行により失権した馬については、次の競技会へ出場する前に第 815.3.1 に定める休養期間に加えて、21 日の強制休養期間を与えなければならない。

続けて 2 回の競技会で、あるいは 3 ヶ月間に 2 回、侵襲的緊急治療が必要な代謝異常で失権した馬については、次の競技会へ出場する前に 90 日の強制休養期間を与えなければならない。(JEF)

815.3.5 続けて3回の競技会で、跛行により失権した馬については、次の競技会へ出場する前に90日の強制休養期間を与えなければならない。

競技会が終了した時点で獣医師団長と治療を担当した獣医師には競技会終了時点で治療を行った馬を1例ずつ検討し、強制休養となる侵襲的緊急治療あるいは認可治療かを分類する責務がある。(JEF)

815.3.6 エンデュランス本部は獣医委員会との協議を経て、本連盟は追加措置としてさらに長い休養期間を設ける場合がある。(JEF)

815.3.7 馬に重篤な怪我を負わせた選手が12ヶ月以内に再び別の騎乗馬に重篤な怪我を負わせた場合、当該選手は自動的に6ヶ月間の出場資格停止処分を受ける。

重篤な怪我とは、獣医師団の見解で直ちに安楽死が必要な状態、またはいずれにしても競技における馬の死亡につながるものと定義する。

第816条から第819条までは、主催および公認競技会では適用しない。

第820条 獣医療規制

820.1 馬のウェルフェアに関してはあらゆる面において、獣医師団が絶対的な統制権を有する。

820.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.3 本規程で必要と定める一連のインスペクションと獣医検査は、競技における馬の健康と安全、ウェルフェアのために定められている。

820.4 獣医師団の勧告に基づいて競技場審判団が下した決定は最終的なものであり、上訴はできない。しかし馬の失権処分については、競技場審判団はいかなる場合もその理由を説明する義務がある。(JEF)

820.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.7 すべてのインスペクションと獣医検査に合格している馬の選手のみが、最終成績リストで順位付けの対象となる。

820.8 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.9 インスペクションと獣医検査に必要な関連情報はすべて各人馬コンビネーション個々の獣医カードに記載し、原則としてその後のインスペクションと獣医検査の参考に供与しなければならない。この種の記録は電子ファイル（バックアップつき）あるいはプリントアウトしたものとする。インスペクションや獣医検査が行われた直後に、選手は自分の馬に関わる記録を閲覧し、またコピーを取る権利がある。獣医カードは組織委員会が保管することがある。(JEF)

820.10 獣医関門への到着時刻が記録されなければならない、また本規程に従い競技会実施要項に記載された時間内に馬を臨場させ、獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。

強制休止ではインスペクションエリアを備えた獣医関門が設けられ、選手／グループは獣医師によるインスペクションを受ける準備ができた時に馬と共にここへ入る。選手／グループはインスペクションエリアに入ったならば、馬を適切なペースで一定の前進運動を示しながら指定された獣医師のもとへ直行しなければならない。インスペクションエリアでは1頭の馬に3名まで付き添えるが、この人数は実施要項に記載するかまたは競技場審判団決定の事前発表で、さらに制限されることがある。(JEF)

820.11 獣医師団あるいは競技場審判団が必要と判断した場合は、この検査時間内で馬を1回に限らず検査することができる。しかし規定の検査時間内に当該馬は心拍数の回復、代謝機能の安定、歩様の健全性という3つの判断基準に基づいて競技を継続するに足る健康状態であることを示さなければならない。

820.12 心拍数の回復、代謝機能の安定および歩様の健全性のインスペクションは同時に実施し、当該馬は競技会のレベルに応じた最低基準を満たさなければならない。インスペクションのやり方に変更がある場合は、競技場審判団から競技前に通達するか、あるいは実施要項にて公表しなければならぬ。(JEF)

820.13 馬が所定の心拍数基準値を示した段階で、獣医師団のインスペクションに臨場した時点からの計時休止が所定の間継続する。この計時休止の間に速歩での歩様検査を含むその他のインスペクション項目がすべて行われる。

820.14 技術代表あるいは競技場審判団は、獣医師団とともに、極度の気象条件やその他異常事態に応じて計時休止の長さを変更することができる。このような変更は当該区間の開始前に選手および/またはチーム監督全員へ通知しなければならない。

820.15 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 821 条 インスペクションと獣医検査 (エグザミネーション)

821.1 獣医検査 (エグザミネーション)

821.1.1 最初の獣医検査は、馬が競技会用厩舎に到着後可及的速やかに、遅くとも割当てられた厩舎に馬が入厩する前に行うこととする。

821.1.2 この検査は組織委員会が任命したオフィシャル獣医師により行われる。競技場審判団長と獣医師団長も可能であればこれに立ち会うべきである。(JEF)

821.1.3 この検査の目的は、第一に馬の個体識別 (パスポート、乗馬登録書類など) を行い、第二に馬の全般的な健康状態、特に伝染性疾患の有無を確認することにある。疑わしい場合は到着の時点で獣医師団長あるいは競技場審判団へ報告するものとするが、遅くとも第1回インスペクションが行われる1時間前までには報告が必要である。

821.1.4 この獣医検査を第1回インスペクションと併せて行うこともできる。(JEF)

821.1.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

821.2 ホースインスペクション

821.2.1 第1回インスペクション：原則として競技開始の前日に実施することとし、競技場審判団と共に獣医師団が行う。以下に概略するように、インスペクションはすべて検査基準に従って行われる。その項目としては心拍数、呼吸機能、一般健康状態と代謝機能、歩行観察、痛み、裂傷、外傷、関節可動域など、さらに時宜に応じて獣医カードに追加される項目である。(JEF)

821.2.2 インスペクション概要：すべてのインスペクションにおいて、馬の状態を評価する獣医師の責任に差異はない。競技続行の適性を審査するために、代謝、心拍および歩様検査について同じ基準を適用する。

821.2.3 心拍数測定プロトコル

心拍測定はすべて獣医師団メンバーが実施しなければならない。

聴診器：

1. インスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍数は馬の回復および参加適性を正確に判断するために重要である。
2. 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能または不正確にする可能性のある馬の動きや興奮によって測定が中断した場合は、測定を中止して、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。
3. インスペクションに合格するための最大心拍数は 64bpm または実施要項に記載された数値とする。
4. 馬がインスペクションを受ける時は、聴診器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てること。
5. 検査を実施する者は、心音を確実に聴取することができる最適な場所に位置すること。
6. 計時にはストップウォッチを使用しなければならない。
7. 心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさせ、次の心音から数え始める。15 秒経過時点で心拍数が 16 以下、または 30 秒経過時点で心拍数が 32 以下であれば、その時点で測定を終えることができる。いずれのケースにおいても、心拍数は 64bpm 以下と記録することができる。心拍測定はこれで終了となる。
8. 心拍数が 15 秒で 16 または 30 秒で 32 を超えた場合、または心拍が不規則、心音が聞こえづらい、または心音が弱い場合は、聴診を 1 分間続けなければならない。当該馬は再インスペクションを受けるか、または次の区間に進むことができない場合がある。
9. 心肺機能回復指標 (CRI=Cardiac Recovery Index) が各インスペクションで記録される。このため、インスペクション開始時の心拍数および歩様検査(片道 40m の往復速歩)を終えた後の 2 回の心拍数を計測する。2 回目の心拍数は、速歩を開始したときにストップウォッチをスタートさせ 1 分を経過した時点で計測する。2 回目の検査においても、前述と同様の手順により 1 分間の心拍数が計測される。CRI は、当該馬の競技参加適性を否定する何らかの獣医学的兆候を見極めるための心肺機能検査であり、代謝機能(メタボリック)検査の一部である。CRI は、インスペクション開始時の心拍数と 2 回目の心拍数の差で示される。(JEF)
10. CRI の 2 回目の心拍測定には聴診器を使用しなければならない。この検査においては、1 分間の心拍数が記録され、当該馬の競技参加適性を否定する何らかの医学的兆候を見極めるための心肺機能の検査が行われる。CRI は第 1 回と第 2 回の心拍数値の差であり、これは代謝機能 (メタボリック) 検査の一部である。

FEI 承認の電子的な心拍測定機器

1. インスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍数は馬の回復および参加適性を正確に判断するために重要である。
2. 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能または不正確にする可能性のある馬の動きや興奮によって測定が中断した場合は、測定を中止して、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。
3. インスペクションに合格するための最大心拍数は 64bpm または実施要項に記載された数値とする。
4. 馬がインスペクションを受ける時は、心拍数測定機器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てること。
5. 検査を実施する者は、心拍数測定の最適な場所に位置すること。
6. 測定機器をスタートさせると測定が始まる。測定機器は 15 秒、30 秒、45 秒および 60 秒時点の心拍数を表示できなければならない。各測定において 64bpm 以下または実施要項に記載された数値が表示されるべきであり、その時点で測定を終えて数値が記録される。

821.2.4 第 821.4.1 条および第 821.2.8 条に従って、上述の手順により心拍数が高いことが確認された場合には、速やかに 2 回目の測定を実施し、その数値が基準値を満たさなければ当該馬は不合格となる。

821.2.5 インスペクション概要：すべてのインスペクションにおいて、馬の状態を評価する獣医師の責任に差異はない。競技続行の適性を審査するために、代謝、心拍および歩様検査について同じ基準を適用する。

821.2.6 インスペクションでの礼儀：インスペクションエリアでは、熾烈な競争で緊張に満ちている選手や馬を気遣い、静寂を維持するべきであり、競技場審判団とスチュワードにはこの環境を維持する責任がある。これと同時に選手とそのクルー、馬のオーナー、チームスタッフなどもここで行われている作業の本質に留意し、心身ともに負荷を強いられている馬が競技継続に十分な健康状態であるか、また適性があるかが見極められ、判断されている状況に配慮する責任がある。従って、インスペクションへの臨場を不当に遅らせたり、妨害するなどの戦術的駆け引きは容認しがたいものである。(JEF)

821.2.7 義務的な再インスペクション：競技場審判団と協議のうえで獣医師団は、どこの時点の獣医関門で回復状態を審査するための義務的な再インスペクションを実施するかを決定する。この再インスペクションは、選手が獣医関門を出発する予定時刻よりも 15 分以上早く行うことはない。(JEF)

821.2.8 再インスペクションの要請：検査を実施した獣医師は選手に対して、インスペクションに合格した後も馬の状態が安定しているか否かを再インスペクションするために、休養時間中、出発時刻から遡って 15 分以内に馬を連れてくるよう要請することができる。このルールは、疑わしい場合は馬に競技継続のチャンスを与えるためのものである。

821.2.9 獣医関門インスペクション：各区分終了後に馬を検査する重要な義務的インスペクションである。

821.2.10 心拍数についての再インスペクション：獣医関門インスペクションにおいて、馬の心拍数が定められている基準値よりも高かった場合、当該馬は定められた時間内に再度検査を受けること

ができる。

821.2.11 心拍数：異常に高い心拍数を示す馬、または実施要項に記載された基準値あるいは獣医師団の勧告を受けて競技場審判団が設定し直した基準値を超える心拍数を示す馬は、競技を続けることは認められず、次の区間に進むことはできない。心音の異常はすべて記録しなければならない。別の獣医師が直ちに、当該馬の心拍数が実施要項に示された次の区間に進むことができない基準値を超えていることを確認しなければならない。(JEF)

821.2.12 呼吸器：獣医師団により呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断されたとき、当該馬は次の区間に進むことができない。(JEF)

821.2.13 全身状態と代謝状態：全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、次の区間に進むことができない。
代謝状態：代謝状態は検査および当該馬の競技続行適性を示す数値の記録によって判断される。その記録には（これに限定するものではないが）粘膜、毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動、馬の挙動、心拍回復指標が含まれる。
代謝状態、軟部組織の負傷、またはその他の理由で次の区間に進むことができない場合、獣医パネル3名による再検討が必要である。臨床的所見について3名で協議した後に匿名による合否判定投票を行い、直接それを競技場審判団メンバーに通知する。

821.2.14 歩様の異常：第1回または最終インスペクションまたはコース走行中のすべてのインスペクションにおいて、強制屈曲または圧診を事前に行わずに、手綱を緩めて直線上を速歩で往復させたときに、継続的に明らかな不規則性歩様、あるいは異常歩様を示し、さらにその原因が痛みであることが明らかなきとき、または当該馬の運動上の安全を直接脅かすとき、当該馬は競技から除外され、次の区間に進むことはできない。

821.2.14.1 インスペクションは表面が平坦で、堅い場所で行わなければならない。

821.2.14.2 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈したとき、当該馬は3名の獣医パネルにより再度、速歩での検査を受ける。3名の獣医師による再検討した後に匿名での合否判定投票を行い、直接その結果を競技場審判団メンバーに通知する。

821.2.14.3 これら3名の獣医師はいずれも、馬と選手が有利になるよう、投票前にさらに当該馬に速歩をさせることができる。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。最終判断は獣医師3名が協議をせず個々に投票した多数決によって決定し、これが最終決定となる。

821.2.14.4 しかしながら、3回の歩様検査（1回は1名の検査獣医師によるもので、あとの2回はパネルによるもの）を経ても、当該馬の競技続行適性の有無を判断できない場合、そこに引き馬の誘導ミスや獣医師の見解の相違があったとしても、当該馬は失権となる。

821.2.14.5 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合、それが失権の理由になるか否かに関わらず、当該馬の獣医カードにそれを記録しなければならない。

821.2.15 圧痛、裂傷、創傷：腹帯および鞍による擦過傷を含む、口内、四肢および体の圧痛、裂傷、創傷の痕跡は記録しなければならない。競技への参加および続行が、それらの圧痛、裂傷、創

傷を悪化させる場合、当該馬の競技続行は認めない。

821.2.16 蹄鉄と蹄：蹄鉄を装着せずに競技に参加することができるが、蹄鉄を装着するのであれば適正に装着し、良いコンディションで競技に参加できる蹄鉄でなければならない。蹄鉄を装着して第1回インスペクションを受けた馬が、1つかそれ以上の落鉄状態でゴールしても構わない。馬用ブーツおよびパッドの装着も認められる。しかし、いずれの場合においても、馬の蹄の状態が悪化し、それが馬の運動能力に悪影響を与え、あるいは馬に痛みを与えていると判断されたときは、当該馬は次の区間に進むことができない。

821.3 個体別の獣医カード
個体別の獣医カード（ベットカード）は第1回インスペクションの前に発行され、各インスペクションの終了ごとに必要事項を記入しなければならない。

821.4. 最終インスペクション
最終インスペクションでは、最初に獣医師団3名によるパネルの前で、すべての馬に速歩検査を受けさせなければならない。パネルメンバーは、投票前に再度1回のみ速歩での検査を要請できる。
ゴール後に行われる最終インスペクションは、1回のみ受けることができ、それは決められた時間内でなければならない。(JEF)

821.4.1 最終インスペクションで獣医師団による査閲に合格するためには、ゴール後30分以内に心拍数が64回/分（または実施要項に定められた基準値）以下に下がっていなければならない。この基準を満たさない馬に順位はつかないが、それでもゴール後30分以内に獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。(JEF)

821.4.2 いずれの場合においても、実施要項に示されている制限時間内に心拍数を測定し、それを獣医カードに記録しなければならない。

821.4.3 最終インスペクションは、馬が引き続き競技続行適性を有し、通常の休養をとった後に騎乗が可能であるか否かを判断するためのものである。このインスペクションは、受検の機会が1回しかないことを除いては、コース走行中に行われるインスペクションと同じ規制および基準を用いて、これより前に実施されたインスペクションと同様の方法で実施する。馬はそれぞれの獣医カードを参照しながら検査される。

821.4.4 1日で行う160km競技または1日100kmを2日以上かけて行うすべてのエンデュランス競技において、すべての競技参加馬はゴールした後、予め獣医師団が定めた数時間の間、獣医師団の管理下で厩舎地区に留まらなければならない。(JEF)

821.5 その他のインスペクション
競技場審判団あるいは獣医師団は、競技中のいつでもすべての馬あるいは無作為に選んだ馬を対象にインスペクションを実施することができる。

第822条 ベストコンディション賞

822.1 組織委員会は、すべてのエンデュランス競技会においてベストコンディション賞を設けることができる。ただし、獣医師団と/あるいは競技場審判団の判断により、該当馬がない場合も

ある。(JEF)

- 822.2 この賞の目的は、競技を完走して上位に入った馬（上位 10 頭まで）の中から最良コンディションの馬を見いだすことである。
- 822.3 対象となるのは、優勝馬の走行時間に競技場審判団が定める割合で時間を加算した範囲で完走した馬とする。
- 822.4 ベストコンディション賞を目指す馬は、ベストコンディション賞の表彰式が終了するまで競技が継続しているものとみなされる。
- 822.5 選手には、自分の馬をベストコンディション賞の審査に参加させる義務はない。
- 822.6 ベストコンディション賞の審査対象となっている馬は全頭が継続して薬物検査の対象となる。
(JEF)

第 823 条 獣医師による競技中の治療処置

獣医師団からの書面による承認がない限り、競技中に獣医師による治療を行うことはできない。認可された処置は当該馬の順位決定に影響を及ぼさない。(JEF)

第 824 条 役員の責務

824.1 競技場審判団

824.1.1 競技場審判団は、エンデュランス競技の審判業務、獣医療面での規制、時間計測について、組織委員会が行った諸々の手配事項を監督指導する。

824.1.2 組織委員会は、参加申込数に応じてスチュワードや獣医師、他の役員の協力を取り付けるものとするが、競技場審判団があくまでも競技全般を監督する。

824.2 技術代表

824.2.1 技術代表はコースレイアウトを事前に点検し、これを承認しなければならない。(JEF)

824.2.2 技術代表は競技会を実施するうえでの技術面および運営面の準備事項を承認しなければならない：正しい参加申込手順、馬の獣医検査とインスペクションについて；厩舎、選手の宿泊施設、競技会のスチュワード業務について。

824.2.3 技術代表は打ち合わせ会を統括し、テクニカル要員全員の業務を監督する。

824.2.4 競技場審判団が判断を下すべき内容については、技術代表は全面的に調査を行い、競技場審判団へ報告するとともに助言を与える。

824.2.5 技術代表が準備事項すべてに異存がない旨を競技場審判団へ伝達するまで、技術代表の権限は絶対的なものである。その後も技術代表は競技会の技術面および運営面で監督を続け、競技場審判団や獣医師団、組織委員会に助言を与えて、これを支援する。

824.2.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.2.7 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.3 獣医師団

824.3.1 獣医師団は馬の安全と健康、ウェルフェアに関するあらゆる事柄に絶対的な統括権を有する。
(JEF)

824.3.2 獣医師団長は、可能な限り早い時点で競技会での獣医関門とその他馬の安全対策に関わる計画
について、組織委員会と技術代表から相談を受けるべきである。(JEF)

824.3.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.4 チーフスチュワード

824.4.1 チーフスチュワードは、競技会全般を通してスチュワード業務体制に責任を負う。

824.4.2 チーフスチュワードは、厩舎施設のセキュリティが競技会レベルに対応して適切であり、各獣
医関門とコースに十分な人数のスチュワードを配置できるよう準備しなければならない。

824.4.3 チーフスチュワードは、開会式や閉会式など競技中におけるあらゆる職務、あるいは競技に必
要な組織だった運営機能がすべて円滑に遂行されるよう、組織委員会や競技場審判団、技術代
表を支援するものである。

824.4.4 チーフスチュワードは、競技会参加者の安全とウェルフェア全般に責任を負う。

824.4.5 チーフスチュワードは競技場審判団長、技術代表、獣医師団長と緊密に連絡をとり、競技会計
画について可能な限り早い時点で組織委員会と技術代表から相談を受けるべきである。

824.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 825 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 826 条 褒章

826.1 コースを完走した選手全員に褒賞が授与される。

826.2 エンデュランス競技会では褒賞の価格に下限を設けない。

826.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 827 条 表彰式

獣医師団は、体調不良の馬を表彰式への参加から外すべきである。

第9編 年間獲得ポイント

第901条 目的

本連盟に登録された競技者が主催競技会及び公認競技会において毎競技年度に獲得した成績を換算集計し、各競技者の年間における活動状況を数値化し、乗馬技能の一層の研鑽と馬術競技会の普及発展に資することを目的とする。

第902条 集計と公表

1. 障害馬術、馬場馬術、総合馬術、エンデュランス競技の4競技ごとに選手と馬匹が獲得したポイントをもとに順位を付けリストを作成する。
2. 集計したリストは随時本連盟 Web サイトに掲載する。

第903条 ポイントの集計

①障害馬術競技

グレードごとに選手と馬匹の獲得したポイントを集計する。

【選手】

対象年度に出場した公認競技会で獲得したポイントを集計する。

【馬匹】

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程に基づき、グレードごとに集計する。

- ・ 大障害は、大障害 A 及び B の基準で実施する競技
- ・ 中障害 A は、中障害 A の基準で実施する競技
- ・ 中障害 B は、中障害 B の基準で実施する競技
- ・ 中障害 C は、中障害 C の基準で実施する競技
- ・ 中障害 D は、中障害 D の基準で実施する競技

②馬場馬術競技

クラスごとに選手と馬匹のポイントを集計する。

【選手】

対象年度に出場した公認競技会で獲得したポイントを集計する。

【馬匹】

全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程に基づきクラスごとに集計する。

③総合馬術競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、各クラスの選手、馬匹ごとに集計する。

総合馬術ポイント配点基準

順位	クラス					
	CCI/CCN			トレーニング	ノービス	プレノービス
	3*	2*	1*			
1	300	250	200	30	25	20
2	280	240	180	28	24	18
3	260	220	160	26	22	16
4	240	200	140	24	20	14
5	220	180	120	22	18	12
6	200	160	110	20	16	11
7	180	140	90	18	14	9
8	160	130	80	16	13	8
9	140	120	70	14	12	7
10	120	100	60	12	10	6
11	100	80	50	10	8	5
12	90	70	40	9	7	4
13	80	60	30	8	6	3
14	70	50	20	7	5	2
15	60	40	10	6	4	1

④エンデュランス競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、選手、馬匹ごとに集計する。

【距離ポイント】

距離ポイントは完走人馬に下記の通り付与する。

距離	距離ポイント
160Km	60
120Km	44
80Km	28
60Km	20

【順位ポイント】

- ・ 出走頭数の上位 1/2 までの人馬に順位ポイントを与える。
- ・ 第 1 位の順位ポイントは出走頭数を 2 で除した数とする。順位が 1 位下がる毎に 1 ポイントずつ減じて順位ポイントを付与する。
- ・ 出走頭数が奇数の場合、第 1 位の順位ポイントは出走頭数を 2 で除し、繰り上げた数とする。
- ・ 失権もしくは棄権した人馬にはポイントを与えない。

【ベストコンディション賞ポイント】 3 ポイント

第904条 集計の締め切り

年間獲得ポイントは、障害馬術競技び馬場馬術競技の公認競技会については、全日本馬術大会の出場資格締切日までの競技会を対象とする。総合馬術競技ならびにエンデュランスについては、12月末日までの主催及び公認競技会のポイントを対象として集計する。

附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
全文改定

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 0 1 条、第 3 0 2 条、第 3 0 3 条、第 3 0 4 条、第 3 0 5 条、第 3 0 7 条、第 3 1 0 条、
第 3 1 2 条、別表 1

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 25 日より施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
第 5 2 1 条、第 5 3 2 条、第 5 3 3 条、第 7 1 0 条削除、第 7 1 1 条を 7 1 0 条に繰り上げ、
第 7 1 2 条を第 7 1 1 条に繰り上げ、第 8 0 5 条削除

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 0 1 条、第 1 0 2 条、第 1 0 7 条、第 1 2 6 条新設、以下条文繰り下げ、第 1 2 7 条、
第 1 2 8 条、第 1 2 9 条、第 1 3 0 条、第 1 3 1 条、第 1 3 2 条、第 1 3 3 条、第 1 3 4 条、
第 2 0 0 条、第 2 0 4 条、第 2 4 3 条、第 2 5 6 条、第 2 5 7 条、第 2 7 3 条、付則 7、第
3 0 2 条、第 3 0 3 条、第 3 0 4 条、第 3 0 5 条、第 3 0 9 条、第 3 1 0 条、別表 1 A、第
5 0 1 条、第 5 1 5 条、第 5 2 1 条、第 5 2 6 条、第 5 2 8 条、第 8 0 0 条、第 8 0 1 条、
第 8 0 2 条、第 8 0 3 条、第 8 0 4 条、第 8 0 5 条、第 8 0 6 条、第 8 0 7 条、第 8 0 8 条、
第 8 1 1 条、第 8 1 3 条、第 8 1 5 条、第 8 2 0 条、第 8 2 1 条、第 8 2 4 条

(別表1)

馬場馬術課目および馬装基準

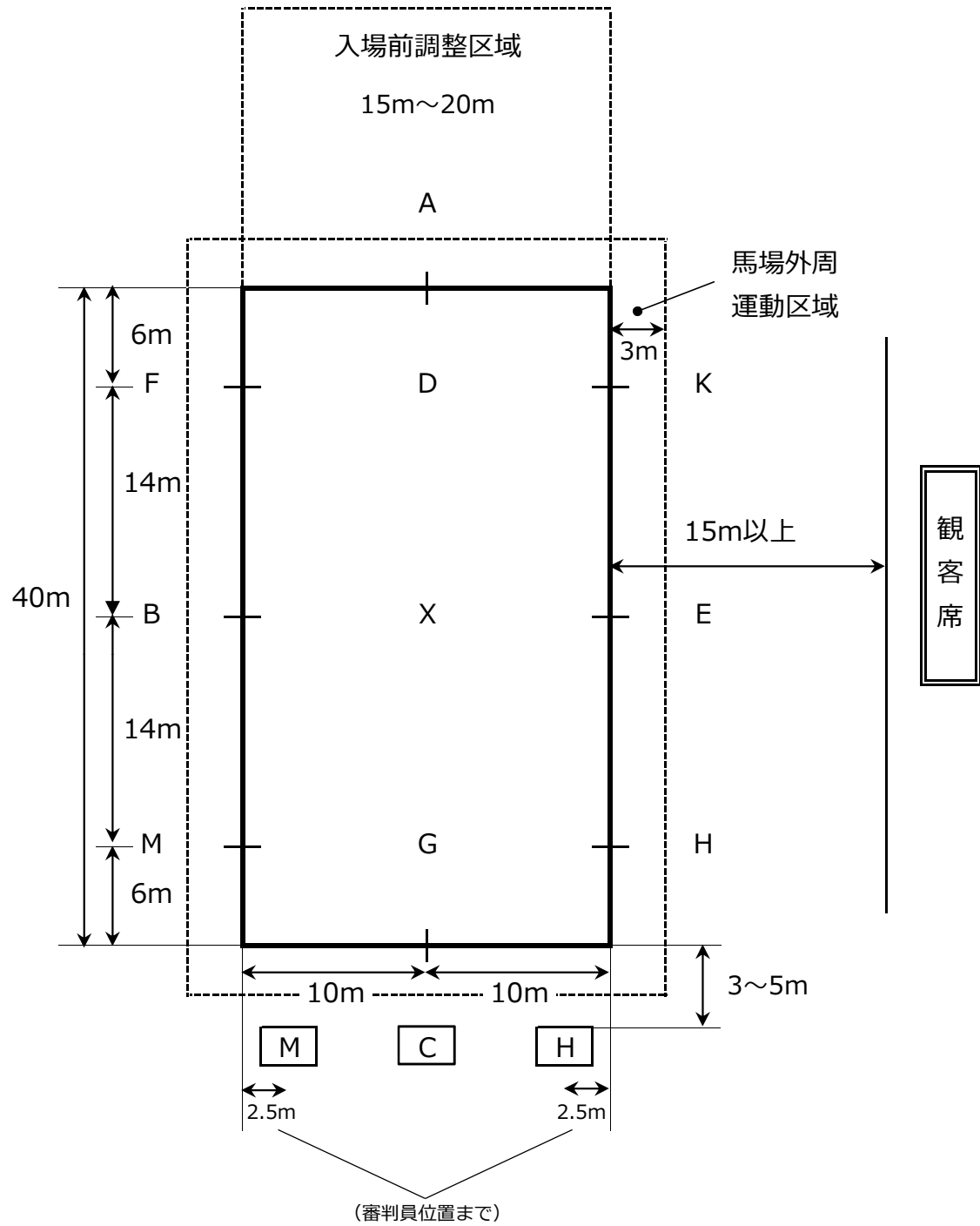
	馬場馬術課目名	満点	参考時間	大小 勒	水勒	拍車	審判 員数	馬場 サイズ		
F E I 制 定 課 目	FEI グランプリスペシャル馬場馬術課目 2009 (2015年改定版)	510	6'40"	必 須	不 可	必 須	3 名 以 上 5 名 以 内	20 m × 60 m		
	FEI グランプリ馬場馬術課目 2009 (2015年改定版)	500	5'45"							
	FEI 自由演技グランプリ馬場馬術課目 2009	200	5'30"~6'00"							
	FEI インターメディアイトII馬場馬術課目 2009 (2015年改定版)	380	5'15"							
	FEI インターメディアイトB馬場馬術課目 2014	420	5'45"							
	FEI インターメディアイトA馬場馬術課目 2015	360	5'10"							
	FEI インターメディアイトI馬場馬術課目 2009 (2015年改定版)	380	5'30"							
	FEI 自由演技インターメディアイトI馬場馬術課目 2009	200	4'30"~5'00"							
	FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009 (2015年改定版)	380	5'50"							
	FEI ヤングライダー グランプリ 16-25 馬場馬術課目 2009	430	6'00"							
	FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009	380	5'15"							
	FEI ヤングライダー団体競技馬場馬術課目 (FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目) 2009	380	5'50"							
	FEI ヤングライダー予選競技馬場馬術課目 2009	360	4'45"							
	FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2009	200	4'30"~5'00"							
	FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009	380	5'15"							
	FEI ジュニアライダー団体競技馬場馬術課目 2009	370	5'40"							
	FEI ジュニアライダー予選競技馬場馬術課目 2009	340	4'45"							
	FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2009	200	4'30"~5'00"						可	可
	FEI チルドレンライダー個人競技馬場馬術課目 2009	230	4'00"						不	必
	FEI チルドレンライダー団体競技馬場馬術課目 2009	290	3'45"	可	須	意				
FEI チルドレンライダー予選競技馬場馬術課目 2009	230	4'00"								
J E F 制 定 課 目	JEF 国体少年馬場馬術課目	300	6'00"	可	可	任 意				
	JEF 自由演技国体少年馬場馬術課目	200	4'30"~5'00"							
	JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目	200	4'30"~5'00"	必 須	不 可	必 須				
	JEF ヤングライダー馬場馬術課目 2009	430	6'15"							
	JEF ジュニアライダー馬場馬術課目 2009	380	5'30"							
	Sクラス	JEF 馬場馬術競技 S2課目 2013	380	5'10"	可	可	必 須	3 ~ 5 名		
		JEF 馬場馬術競技 S1課目 2013	300	5'30"						
	Mクラス	JEF 馬場馬術競技 M2課目 2013	330	5'00"						
		JEF 馬場馬術競技 M1課目 2013 (2014年改定版)	370	5'30"						
	Lクラス	JEF 馬場馬術競技 L2課目 2013 (2014年改定版)	290	4'45"						
		JEF 馬場馬術競技 L1課目 2013	290	5'30"						
Aクラス	JEF 馬場馬術競技 A5課目 2013 (2014年改定版)	250	3'45"	可					可	任 意
	JEF 馬場馬術競技 A4課目 2013	230	4'30"							
	JEF 馬場馬術競技 A3課目 2013	230	4'45"	不 可					必 須	
	JEF 馬場馬術競技 A2課目 2013	170	4'15"							
	JEF 馬場馬術競技 A1課目 2013	150	3'30"							
総 合 馬 術	FEI 総合馬術競技3スター 2009 馬場馬術課目A	260	4'45"	可	可	必 須	3 名 以 内			
	FEI 総合馬術競技3スター 2009 馬場馬術課目B	250	4'45"							
	FEI 総合馬術競技2スター 2009 馬場馬術課目A	290	5'00"							
	FEI 総合馬術競技2スター 2009 馬場馬術課目B	270	5'00"							
	FEI 総合馬術競技2スター 2014 馬場馬術課目B	260	5'15"							
	FEI 総合馬術競技1スター 2009 馬場馬術課目A	230	4'45"	不 可	必 須			任 意		
	FEI 総合馬術競技1スター 2009 馬場馬術課目B	240	4'45"							
	総合馬術初級課目2008A	210	6'00"	不 可	必 須			任 意		
	総合馬術初級課目2008B	190	5'30"							

* Aクラスは初級課目とし、経験の浅い人馬対応の課目

* L, M, SクラスはFEIセントジョージ課目へのステップとしての課目

(別表2)

馬場馬術競技場 (20m×40m)



(別表 3)

主催競技会の大会役員編成に関する基準

1. 主催競技会における大会役員編成は、この基準の定めるところによる。

ここでいう主催競技会とは、全日本の各馬術大会及び日本馬術連盟が主催する国際馬術大会をいう。

2. 編成基準

大会名誉総裁	日馬連名誉総裁（ジュニア大会を除く）
大会名誉会長	日馬連名誉会長
大会会長	日馬連会長
大会副会長	日馬連副会長及び会場の所属馬連会長等、若干名
大会顧問	日馬連顧問、競技本部或いは会場の所属馬連より推薦された者
大会参与	日馬連理事、監事、競技本部或いは会場の所属馬連より推薦された者
大会委員長	理事長または理事長と当該競技の本部長が協議し指名する者、1名
技術代表	障害飛越馬術大会及び総合馬術大会は、当該競技の本部長或いは当該競技の本部長が指名する者。なお、馬場馬術大会の技術代表は、審判長が兼務することができる。
審判長	馬場馬術大会は、馬場馬術本部長或いは馬場馬術本部長が指名する者、1名(技術代表を兼務) 障害馬術大会、総合馬術大会及びエンデュランス馬術大会は、当該競技の本部長が指名する者、1名
審判員	当該競技の本部長が指名する JEF1 級審判員資格以上の者、数名
コースデザイナー	当該競技の本部長が指名する者、1名
チーフスチュワード	当該競技の本部長が指名する者
スチュワード	当該競技の本部長が指名する者
獣医師団長	獣医委員長が当該競技種目の本部長と協議して指名した者。必要に応じて獣医師団のメンバーを指名することができる。
FEI 獣医師代表 (FEI 競技に限る)	獣医委員長が当該競技種目の本部長と協議して指名し、FEI の承認を受けた者。

※ 上訴案件については、大会委員長、審判長、技術代表が対応する。

2.2 全日本エンデュランス馬術大会の大会役員編成に関しては、前記の編成基準を参考に実行委員会が決定する。

3. 競技運営上必要な職務は、適宜実行委員会が設定できるものとし、その担当者は、実行委員会が指名できるものとする。

例	大会副委員長	副審判長	運営委員長	運営委員
	総務委員長	総務委員	公式記録委員	賞典・放送委員
	救護医師	獣医師	装蹄師	競技委員長
	競技委員	支援団体	など	

4. 編成基準に則り当該競技本部実行委員会を編成して原案を作成し、理事会に報告する。

5. 役員の主な任務

役員の拘束期間：競技会期間中、打ち合わせの1時間前から最終結果発表後30分とする。

① 大会委員長

- ・ 競技会前日に会場に入り、競技会の統括責任者を担当する。

② 技術代表（当該競技の本部長）

- ・ 競技会前日より会場に入り、競技会終了まで現地に滞在し職務に当たる。
- ・ コース、競技場、練習場、厩舎等、技術的観点から諸規程に合致していることを確認し、大会委員長・運営委員長・コースデザイナーにアドバイスを行う権限を持つ。

③ 審判長及び審判員（FEIまたは日馬連認定の資格者）

- ・ 競技会打ち合わせ1時間前より（前日にインスペクションのある場合は、その開始1時間前）最終結果発表後30分までを任務とし、競技会の審判査定と管轄期間中に生じたすべての問題の解決に責任を負う。

④ コースデザイナー（FEIまたは日馬連認定資格者）

- ・ 競技会打ち合わせの前日までに会場に入り、競技会におけるコース等の全責任を持つ。

⑤ チーフスチュワード及びスチュワード（FEIまたは日馬連認定資格者）

- ・ 馬匹が入厩する前日より会場に入り、競技会終了まで職務に当たる。
- ・ 競技会を公正、かつ安全に行うための職務に責任を持ち、審判団・支援員と協力し競技会を成功させるための任務を行う。

⑥ 獣医師代表（団長）及び獣医師団

- ・ 競技会に入厩する前日から競技会終了までとし、獣医規程に合わせた職務に当たる。
- ・ ドーピング検査に関して検体採取及び検体管理等の全責任を持ち職務に当たる。

⑦ 運営委員長等の担当馬連関係役員

- ・ 競技運営等の技術的・非技術的な事項の全てを受け持ち、競技会に関する全ての事項を担当する。

附則

この基準は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この基準は、平成13年6月26日から施行する。

定款規約の変更に伴い本基準を改正。

附則

この基準は、平成15年4月22日より施行する。

2.編成基準の審判長選任の項改正。

附則

この基準は、平成16年4月1日より施行する。

実行委員会が競技運営を行うことに伴う該当項目の改正。

附則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

2. 編成基準の審判長、審判員選任の項改正。
5. 役員の主な任務①の項改正。

附則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

2. 編成基準の大会委員長、審判員、コースデザイナー、チーフスチュワード、広報委員長の項改正。

附則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

2. 編成基準の大会委員長の項、5. 役員の主な任務②④

附則

この基準は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。

2. 編成基準の審判員資格の項改正。

附則

この基準は、平成 24 年 3 月 2 日より施行する。

2. 編成基準の、大会名誉総裁、スチュワード、獣医師団の項改正、広報委員長の項削除。
5. 役員の主な任務⑧広報委員長の項削除。以降繰り上げ。

附則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

2. 編成基準の上訴委員長・上訴委員の項削除。欄外に注記として記載。
5. 役員の主な任務①上訴委員長及び委員の項削除。項目順序整理。

附則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

2. 組成基準の獣医師団長、FEI 獣医師代表の項改正。

(別表 4)

国民体育大会馬術競技 中央競技役員編成に関する基準

1. 国民体育大会馬術競技における中央競技団体推薦の中央競技役員の編成は下記による。

上訴委員	3名	副会長1名、理事あるいはFEI 審判資格取得者（退役者含む）1名、開催県の推薦する有識者1名 1名が上訴委員長となる
競技運営委員長	1名	国体委員長あるいは国体委員長が指名する者
競技運営副委員長	1名	国体委員長が指名する者
競技運営委員	5名	翌年度と翌々年度の開催県から推薦された者（各1名）、 障害馬術本部、馬場馬術本部、総合馬術本部の各本部長が指名する者*（各1名）
障害馬術技術代表	1名	障害馬術本部長あるいは障害馬術本部長が指名する者
障害馬術審判長	1名	障害馬術本部長が指名する者
馬場馬術技術代表	1名	馬場馬術本部長あるいは馬場馬術本部長が指名する者
馬場馬術審判長	1名	馬場馬術本部長または馬場馬術本部長が指名する者
障害馬術審判員	5名	障害馬術本部から推薦された者
馬場馬術審判員	4名	馬場馬術本部から推薦された者
チーフスチュワード	1名	国体委員長が指名するFEI 資格取得者
スチュワード	4名	開催都道府県の近隣から審判員資格を有する者を国体委員長が調整する
チーフ コースデザイナー	1名	障害馬術本部長が指名するコースデザイナー資格を有する者
コースデザイナー	1名	チーフコースデザイナーが調整し、障害馬術本部長が指名する者
総合計算委員長	1名	開催都道府県の所属ブロックあるいは近隣から国体委員長が指名する者
獣医師団長	1名	獣医委員長あるいは獣医委員長が指名する者
獣医委員	1名	獣医委員長が指名する者

*競技運営上で必要な場合は、審判業務に就くことがある。

2. 役員の主な任務は、主催競技会の大会役員編成に関する基準5を適用する。
ただし、管轄期間は、監督会議から閉会式までとし、常時現地に滞在しなければならない。
なお、競技運営委員の一部と獣医委員については、入厩開始日から閉会式までを管轄期間とする。
3. 編成人数あるいは役職に関しては、開催都道府県、市町村との協議または公益財団法人日本体育協会の指導により増減する場合がある。

附則 この基準は、平成 13 年 1 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 13 年 6 月 26 日より施行する。

附則 この基準は、平成 14 年 1 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 15 年 1 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 15 年 4 月 22 日より施行する。

附則 この基準は、平成 16 年 1 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 20 年 3 月 4 日より施行する。

附則 この基準は、平成 21 年 3 月 4 日より施行する。

附則 この基準は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。

附則 この基準は、平成 24 年 3 月 2 日より施行する。

附則 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。